

一宮市地域防災計画

地震災害対策計画

(2025年度修正)

一宮市防災会議

地震災害対策計画

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格及び基本方針	1
第1 地域防災計画（地震災害対策計画）	1
第2 南海トラフ地震防災対策推進計画	1
第3 他の計画との関係	2
第3節 計画の構成	2
第4節 基本理念及び重点を置くべき事項	3
第1 防災の基本理念	3
第2 重点を置くべき事項	3
第5節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	5
第1 実施責任	5
第2 処理すべき事務又は業務の大綱	5
第3 市民等の基本的責務	12
第6節 本市の特質と災害要因	13
第1 自然的条件	13
第2 愛知県における既往の地震とその被害	15
第3 社会的条件	16
第7節 予想される地震災害	18
第1 基本的な考え方	18
第2 地震被害の予測（東海地震・東南海地震等の被害予測）	18
第3 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波の被害予測及び減災効果	20
第2章 災害予防計画	23
第1節 総則	23
第1 防災協働社会の形成推進	23
第2 震災に関する調査研究	24
第2節 都市の防災性の向上	27
第1 基本方針	27
第2 都市計画のマスタープラン等の策定	27
第3 対策	27
第3節 地盤災害の予防	30
第1 基本方針	30
第2 対策	30
第4節 公共施設の安全確保	32

第 1	道路施設	32
第 2	交通安全施設等	34
第 3	河川施設	34
第 4	上水道施設	35
第 5	下水道施設	36
第 6	電力施設	37
第 7	ガス施設	38
第 8	鉄道施設	39
第 9	通信施設	41
第 10	農地、農業用施設	47
第 5 節	建築物等の耐震推進	48
第 1	基本方針	48
第 2	対策	48
第 6 節	危険性物質等の防災	52
第 1	危険物製造所等	52
第 2	高圧ガス貯蔵所等	52
第 3	毒物・劇物取扱施設	53
第 4	放射性物質取扱施設	53
第 7 節	廃棄物の処理対策	55
第 1	基本方針	55
第 2	対策	55
第 8 節	火災予防対策	56
第 1	基本方針	56
第 2	対策	56
第 9 節	要配慮者の安全対策	58
第 1	基本方針	58
第 2	対策	58
第 10 節	帰宅困難者支援体制の整備	63
第 1	予想される被害状況	63
第 2	基本方針	63
第 3	対策	63
第 11 節	消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携	65
第 1	基本方針	65
第 2	対策	66
第 12 節	企業防災の促進	68
第 1	基本方針	68
第 2	対策	68
第 13 節	避難対策	70
第 1	基本方針	70
第 2	情報伝達体制の整備	70

第3 対策	70
第14節 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	77
第1 基本計画	77
第2 対策	77
第15節 防災訓練及び防災意識の向上	79
第1 基本方針	79
第2 対策	79
第16節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	85
第1 基本方針	85
第2 地震防災緊急事業五箇年計画の概要	85
第17節 他機関との相互協力の推進	86
第1 基本方針	86
第2 対策	86
第3章 南海トラフ地震に対する防災対応	87
第1節 総則	87
第1 南海トラフ地震に対する防災対応の意義	87
第2 南海トラフ地震に対する防災対応の性質	87
第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	87
第4 南海トラフ地震防災対策推進地域	87
第2節 関係者との連携協力の確保	88
第1 資機材、人員等の配備	88
第2 他機関に対する応援要請	88
第3 帰宅困難者への対応	88
第4 長周期地震動対策の推進	88
第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	89
第1 方針	89
第2 実施内容	89
第4節 南海トラフ地震臨時情報の受理・伝達	90
第1 方針	90
第2 実施内容	90
第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制	92
第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	92
第3 「南海トラフ地震臨時情報」（調査終了）が発表された場合の対応	92
第4 災害対策本部等の組織及び分担任務	92
第5 体制の伝達	92
第6節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	93
第1 情報収集・連絡体制の整備	93
第2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間	93
第3 住民への周知・呼びかけ	93
第4 避難対策等	93

第5	消防機関等の活動	94
第6	広域応援部隊の活動	94
第7	滞留旅客、帰宅困難者に対する措置	94
第7節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応	95
第1	情報収集・連絡体制の整備	95
第2	後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間	95
第3	住民への周知・呼びかけ	95
第8節	防災訓練	96
第1	方針	96
第2	実施内容	96
第9節	地震防災上必要な教育	97
第1	方針	97
第2	実施内容	97
別紙	東海地震に関する事前対策計画	99
第1節	総則	99
第1	「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始に伴う対応について	99
第2	東海地震に関する事前対策の意義	99
第2節	災害対策本部等の設置及び要員の参集	100
第1	地震警戒準備体制	100
第2	災害対策本部	101
第3	動員	102
第4	各部の措置	102
第5	防災関係機関の活動	103
第3節	警戒宣言発令時等の情報伝達・収集	104
第1	地震関連情報の伝達	104
第2	警戒宣言発令時等の広報	106
第3	警戒宣言発令後の緊急応急対策の状況等に関する情報の収集、伝達等	107
第4節	発災に備えた資機材、要員等の配備	108
第1	食糧・生活必需品等及び住宅の確保	108
第2	災害応急対策等に必要な資機材及び要員の配備	108
第5節	発災に備えた直前対策	110
第1	避難等対策	111
第2	消防対策	112
第3	警備対策	112
第4	飲料水、電気、ガス、通信関係	113
第5	医療確保対策	115
第6	食糧及び生活必需品等の確保	115
第7	金融対策	116
第8	郵便事業対策	116
第9	交通対策	116

第10	緊急輸送	119
第11	警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	120
第6節	市が管理又は運営する施設等に関する対策	121
第1	市が管理する施設の措置	121
第2	市の各施設がとるべき措置	121
第7節	市民のとるべき措置	125
第1	家庭においてとるべき措置	125
第2	職場においてとるべき措置	125
第3	運転者がとるべき措置	126
第4章	災害応急対策計画	127
第1節	活動態勢（組織動員配備計画）	127
第1	災害対策本部	127
第2	指令基準及び配備体制	130
第3	動員	131
第4	防災関係機関の活動	132
第5	関係機関等への協力要請	133
第2節	通信運用	138
第1	基本方針	138
第2	対策	138
第3節	地震に関する情報等	140
第1	基本方針	140
第2	地震に関する情報等	140
第4節	被害状況等収集、伝達	142
第1	基本方針	142
第2	対策	142
第5節	広報	150
第1	基本方針	150
第2	対策	150
第6節	災害相談の実施	152
第1	市による災害相談窓口の開設	152
第2	防災関係機関による災害相談	152
第7節	災害救助法の適用	153
第1	基本方針	153
第2	災害救助の実施責任者及び基準	153
第8節	自衛隊災害派遣	155
第1	基本方針	155
第2	災害派遣	155
第9節	消防活動	157
第1	活動方針	157
第2	対策	157

第10節 災害警備	162
第1 予想される被害、状況等	162
第2 基本方針	162
第3 体制の確立	162
第4 災害警備活動の重点	162
第11節 避難、救出	165
第1 避難	165
第2 救出	169
第12節 医療救護	170
第1 予想される被害状況等	170
第2 基本方針	170
第3 対策	170
第13節 救援	172
第1 避難所の開設・運営	172
第2 給水	175
第3 食糧の供給	176
第4 生活必需品等の供給	179
第14節 遺体の取扱い	181
第1 基本方針	181
第2 対策	181
第15節 防疫・保健衛生	183
第1 予想される被害、状況等	183
第2 基本方針	183
第3 市の措置	183
第4 実施内容	184
第16節 環境汚染防止及び廃棄物処理	187
第1 環境汚染防止対策	187
第2 廃棄物処理対策	187
第17節 危険物質対策	189
第1 予想される被害、状況等	189
第2 基本方針	189
第3 対策	189
第18節 学校における対策	191
第1 予想される被害、状況等	191
第2 基本方針	191
第3 地震情報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	191
第4 応急教育	192
第19節 ボランティアの受入	194
第1 基本方針	194
第2 対策	194

第20節 要配慮者支援対策	196
第1 市における措置	196
第2 県における措置	196
第3 災害救助法の適用	196
第21節 帰宅困難者対策	197
第1 市及び県における措置	197
第2 事業者や学校における措置	197
第3 支援体制の構築	197
第22節 緊急輸送道路の確保	198
第1 予想される被害、状況等	198
第2 基本方針	198
第3 対策	198
第23節 緊急輸送手段の確保	200
第1 予想される被害・状況等	200
第2 基本方針	200
第3 対策	200
第24節 道路交通規制	202
第1 基本方針	202
第2 対策	202
第25節 公共施設対策	205
第1 上水道施設	205
第2 下水道施設	205
第3 電力施設	206
第4 ガス施設	208
第5 通信施設	211
第6 鉄道施設	212
第7 郵便業務	214
第8 ライフライン施設の応急復旧	214
第26節 住宅対策	215
第1 予想される被害、状況等	215
第2 基本方針	215
第3 対策	215
第27節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	220
第1 予想される被害、状況等	220
第2 基本方針	220
第3 対策	220
第28節 防災活動拠点の確保	221
第1 方針	221
第2 実施内容	221
第5章 災害復旧・復興	225

第1節	復興体制	225
第1	基本方針	225
第2	対策	225
第2節	公共施設の災害復旧対策	226
第1	公共事業災害復旧事業	226
第2	暴力団等への対策	226
第3節	国による災害復旧事業に伴う財政援助の確保	227
第1	災害応急対策に要する費用	227
第2	非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長（災害対策基本法による）の指示に基づく応急措置に要する費用	227
第3	災害復旧事業費等	227
第4	重要物流道路の指定に伴う災害復旧事業の代行	227
第5	激甚災害の指定	228
第4節	災害復旧に必要な金融その他の資金	230
第1	農林漁業災害資金	230
第2	中小企業復興資金	230
第3	更生資金	230
第4	激甚災害特別貸付金	231
第5	義援金品の受付及び配分	231
第6	市税等の減免等	231
第5節	被災者等の再建等の支援	232
第1	基本方針	232
第2	住家の被害認定、罹災証明書等の交付等	232
第3	被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	232
第4	住宅の建設等	233
第5	中部管区行政評価局における措置	233
第6節	震災復興都市計画の決定手続き	234
第1	震災復興都市計画の基本方針	234
第2	第一次建築制限について	234
第3	第二次建築制限	234
第4	復興都市計画事業の都市計画決定について	235

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から守ることを最大の目的とするものである。

この計画の目的を遂行するため、次の事項に関する基本的な内容について定めるものとする。

- 第1 一宮市、愛知県、市域に係る指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱
- 第2 地震災害の予防、応急対策及び復旧に関する計画

第2節 計画の性格及び基本方針

第1 地域防災計画（地震災害対策計画）

- 1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成されている「一宮市地域防災計画」の「地震災害対策計画編」として、市が定める総合計画とも十分な調整を図り、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- 2 この計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。
- 3 市民の生命、身体及び財産を守るため、市及び防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、市及び防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努める。
- 4 各防災関係機関が実施計画の作成等により、具体化を図るものとするが、市をとりまく諸条件の変化を見極め、毎年検討し必要に応じて修正を加える等、その弾力的な運用を図っていく。
- 5 この計画を、職員に周知徹底するとともに、住民に対し広く周知し、地震対策を図っていく。

第2 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域である地方公共団体は、地域防災計画において、次の事項について定めることとされている（これらの事項について定めた部分を、同法では南海トラフ地震防災対策推進計画と称している）。

- 1 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- 2 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関

する事項

- 3 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- 4 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- 5 その他、南海トラフ地震に係る地震防災上必要な対策に関する事項

本市が定めるべきこの計画においては、津波被害のおそれはないことから、1、3及び4に関する事項について、第2章「災害予防計画」、第3章「南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応」及び第4章「災害応急対策計画」で定めるものとする。

※本市は、推進地域として平成15年12月17日に指定されている。

第3 他の計画との関係

- 1 この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、「一宮市地域強靱化計画」と連携しながら運用を図るものとする。
- 2 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

第3節 計画の構成

この計画は、「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」災害対策の3本の基本の柱で構成する。

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 南海トラフ地震に対する防災対応
- 第4章 災害応急対策計画
- 第5章 災害復旧・復興対策計画

第4節 基本理念及び重点を置くべき事項

第1 防災の基本理念

南海トラフで、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は高いもので60%～90%程度以上とされ、海溝型地震としては最も高いⅢランクに位置付けられており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市及び県を始めとする各防災関係機関は、第1章第7節「予想される地震災害」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民、事業者、自主防災組織及びボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

(1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2 重点を置くべき事項

本市の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に係る事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進する。

また、上下水道、道路、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図る。

2 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県及び市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、市及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

3 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成や、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、たすけあい避難名簿（避難行動要支援者名簿）及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及・徹底を図ること。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市及び県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第5節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、また災害の規模が大きく市で処理することが困難と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とするときや、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。また、市及び防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 災害予警報等を始めとする地震に関する情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む)の収集伝達を行う。
- (2) 災害による被害状況の調査及び県等への報告を行う。
- (3) 災害広報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む)を行う。
- (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (5) 避難の指示を行う。
- (6) 被災者の救助を行う。

- (7) 医療情報の収集及び医療の確保を行う。
- (8) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (9) 水防活動及び消防活動を行う。
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 市管理公共土木施設、農地及び農業用施設の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (12) 農作物、水産物及び家畜に対する応急措置を行う。
- (13) 浸水対策、消防、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備を行う。
- (14) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立ち入り検査を行う。
- (15) 交通規制、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- (16) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (17) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (18) 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。
- (19) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の準備及び確認を行う。

2 県関係機関

〔愛知県尾張県民事務所〕

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 市の災害対策業務に対する支援を行う。
- (3) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付を行う。

〔愛知県一宮建設事務所〕

- (1) 公共土木施設に対する応急措置を行う。
- (2) 公共土木施設の新設、改良、防災対策及び災害復旧を行う。
- (3) 震度5弱以上の地震が発生した段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人材及び資機材の確認を行う。

〔愛知県尾張農林水産事務所一宮支所〕

- (1) 農地及び農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。
- (2) 農地及び農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。

〔愛知県一宮警察署〕

- (1) 災害時等における警備対策及び交通対策の企画、調整及び推進に関することを行う。
- (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- (3) 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む）の伝達を行う。
- (4) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- (5) 避難の指示又は警告・誘導を行う。
- (6) 人命救助を行う。
- (7) 行方不明者の捜索及び死体の検視を行う。
- (8) 災害時における交通秩序の保持を行う。
- (9) 警察広報を行う。
- (10) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。

- (1 1) 他の機関の行う地震防災応急対策又は災害応急対策に対する協力をを行う。
- (1 2) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止又は制限する。
- (1 3) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。

3 指定地方行政機関

〔名古屋地方気象台〕

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- (5) 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に努める。

〔中部地方整備局〕

- (1) 災害予防
 - ア 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。
 - イ 地震発生後に応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
 - ウ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。
 - エ 大規模災害による被害施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。
 - オ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・災害対策用機械等を被災地域支援のため出動させる。
 - カ 関係機関との連携による災害に強い地震地域づくり計画の策定。
- (2) 初動対応
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
 - イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策に対する支援を行う。
 - ウ 緊急通行車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。
- (3) 応急復旧
 - ア 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え、所掌事務を実施する。
 - イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力をを行う。
 - ウ 災害発生時における緊急輸送路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。
 - エ 地震発生後、体制を速やかに整え所管施設の緊急点検を実施する。

〔国土地理院中部地方測量部〕

- (1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図

る。

- (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
- (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
- (4) 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

4 指定公共機関

〔日本郵便株式会社〕

災害が発生した場合又はそのおそれがある場合、可能な限り窓口業務を確保する。

また、災害が発生した場合においては、災害の態様及び被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
- (4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。
- (5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

〔NTT西日本株式会社〕

- (1) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (2) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (3) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (4) 気象警報等を市へ連絡する。
- (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

〔NTTドコモビジネス株式会社〕

- (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達を行う。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。

〔KDDI株式会社〕

- (1) 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。
- (2) 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (3) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対

応する。

〔株式会社NTTドコモ〕

- (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達を行う。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (4) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (5) 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

〔ソフトバンク株式会社〕

- (1) 災害時における重要通信の確保及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- (3) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

〔楽天モバイル株式会社〕

- (1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- (3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

〔日本赤十字社〕

- (1) 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保及び医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品及び血液製剤の現有数の確認並びに救護資材の整備点検等を行う。
- (2) 避難所の設置に係る支援を行う。
- (3) 医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く）の業務を行う。
- (4) 血液製剤の確保と供給を行う。
- (5) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。
- (6) 義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公平な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合は、これを受け入れる。

〔東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社〕

- (1) 線路、停車場、ずい道、橋りょう、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
- (2) 旅客の避難及び救護を実施する。
- (3) 列車の運転規制を行う。
- (4) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。
- (5) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。
- (6) 死傷者の救護及び処置を行う。
- (7) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

〔東邦ガス株式会社（※）〕

- （１）ガス施設の災害予防措置を講じるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。
- （２）災害発生後は被災施設の復旧を実施し、ガス供給が途絶えている需要家に対して、早期供給再開を図る。

※東邦ガスネットワーク株式会社を含む（以降同じ）。

〔中部電力株式会社（※）〕

- （１）電力設備の災害予防措置を講じるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。
- （２）発災後、被災状況を調査し、被災施設の早期復旧を図る。
- （３）他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。

※中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む（以降同じ）。

〔日本通運株式会社・福山通運株式会社・佐川急便株式会社・ヤマト運輸株式会社・西濃運輸株式会社〕

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。

〔中日本高速道路株式会社〕

高速道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。

〔株式会社イトーヨーカ堂、イオンリテール株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン－イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス〕

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

5 指定地方公共機関

〔愛知県土地改良事業団体連合会〕

土地改良区の管理する農業用施設の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。

〔愛知県尾張水害予防組合〕

- （１）水防施設・資機材の整備と管理を図る。
- （２）水防計画の策定とその実施の推進を図る。

〔名古屋鉄道株式会社〕

4 「指定公共機関」の「東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社」に準ずる。

〔報道機関〕

- （１）激甚な大規模災害が発生した場合には、非常組織を設置し、万全の体制を整える。
- （２）地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。
- （３）平常時から、防災知識の普及に関する報道を行う。
- （４）緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。
- （５）災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。

〔一般社団法人愛知県トラック協会〕

- （１）緊急輸送実働訓練の実施及び機関誌による広報事業を実施する。
- （２）出動可能な車両及び要員の数を調査し、その確保を行う。

- (3) 発災後、再度出動可能な車両及び要員を把握する。
- (4) 市及び防災関係機関からの災害応急活動のための車両借上げ要請に対し、配車を実施する。

〔名古屋高速道路公社〕

管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。

〔公益社団法人愛知県医師会〕

- (1) 医療及び助産活動に協力する。
- (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。

〔一般社団法人愛知県歯科医師会〕

- (1) 歯科保健医療活動に協力する。
- (2) 身元確認活動に協力する。

〔一般社団法人愛知県薬剤師会〕

- (1) 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
- (2) 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。

〔公益社団法人愛知県看護協会〕

看護活動に協力する。

〔一般社団法人愛知県病院協会〕

医療及び助産活動に協力する。

〔一般社団法人愛知県LPガス協会〕

- (1) LPガス設備の災害予防措置を講じる。
- (2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。

6 公共的団体

〔一般社団法人一宮市医師会〕

5 「指定地方公共機関」の「公益社団法人愛知県医師会」に準ずる。

〔一般社団法人一宮市歯科医師会〕

5 「指定地方公共機関」の「一般社団法人愛知県歯科医師会」に準ずる。

〔一般社団法人一宮市薬剤師会〕

5 「指定地方公共機関」の「一般社団法人愛知県薬剤師会」に準ずる。

〔産業経済団体〕

農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材の確保及び融資のあっせんについて協力する。

〔社会的団体等〕

一宮市赤十字奉仕団等社会的団体は、被災者の救援活動及び義援金品の募集等について協力する。

〔その他の団体〕

一宮（管）防災委員会、協同組合一宮グリーンクラブ、一宮災害対策電気協会、一宮市建設協同組合災害対策委員会、一宮災害対策建築協力会、一宮土木協同組合災害対策委員会、尾張三恵建設協同組合、一宮市指定水道工事店協同組合、一宮陸運協会、愛知県LPガス協会西部支部、一宮市アマチュア無線非常通信協力会等は、防災活動について協力する。

7 防災上重要な施設の管理者

〔危険物施設の管理者〕

危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

〔その他重要な施設の管理者〕

その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第3 市民等の基本的責務

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、すべての市民、事業者及び団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害及び経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。

1 市民の責務

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、要配慮者及び近隣の負傷者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、国、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan。以下「BCP」という。）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めなければならない。

第6節 本市の特質と災害要因

第1 自然的条件

1 本市の地形、地質

本市は、名古屋港付近の海岸線から、約25km隔たった濃尾平野の中央やや東寄りに位置し、市の北と西を木曽川によって囲まれている。市域は、ほぼ海拔5mないし15mの間にある平坦な地形で、木曽川の搬出する砂レキが堆積した河成沖積平野となっている。

市の北東部は、いわゆる犬山扇状地の扇端部にあたり、他の大部分は自然堤防と堤間低地の発達を特徴とし、木曽川の氾濫を源とする氾濫原平野をなしている。この両地域の間には、地形的にかなり明確な境界を認めることができる。

一般に河川流域の地形は、上流の扇状地から氾濫原平野を経て下流の三角州へと変化するが、本市の南端付近は、氾濫原平野と三角州の中間的な地位を占め、比較的浅い層に海浸後の海退期に形成された三角州の堆積物が埋没しており、さらにこれに氾濫原堆積物が重なって、地表面は自然堤防帯の特徴を呈している。

本市のほぼ中心部を通る南北方向の地層断面図を、模式的に描いてみると図のようになる。

この図からわかるように地盤の成層状況は、一般的に上位から最上部層(Um)、上部砂層(US)、上部粘土層(UC)、下部砂層(LS)、下部砂レキ層(LG)、下部互層(LA)、下部粘土層(LC)、最下部層(Lm)及び基盤砂レキ層(BG)となっており、上部粘土層より浅い層が沖積層、下部砂層より深い層が洪積層に属するものと考えられる。

(1) 最上部層(Um)

本市の地表をおおっている氾濫原堆積物で、土質も厚さも極めて複雑に変化しているが、一般に粘土あるいはシルトを主体とする比較的弱い層で、厚さが7mから8mに達するところもある。

(2) 上部砂層(US)

砂を主体とする層であるが、局部的にはレキ質となり、粘性土をはさむこともある。南西部では厚さが10mから20m余りもあるが、市の北東部では、扇状地帯を形成する下部砂レキ層を薄くおおっているに過ぎない。

(3) 上部粘土層(UC)

本市の南西部では、主として粘土ないしシルトからなり、厚さも10m前後はあるが、北東に向かうにつれて急に薄くなり、土質も主として砂からなる層へと移行する。

(4) 下部砂層(LS)

後記の下部砂レキ層の上面に掘られた谷を埋めて堆積した入江性堆積物と判定される。この層は、主として砂からなり、中位の硬さを示すが、わずかに粘性土の層をはさむことがあり、市内の南西部にしか存在しない。厚さは一般に10m以下である。

(5) 下部砂レキ層(LG)

市の全体にわたって分布する極めて顕著な砂レキ層である。厚さも10数mから20数mにわたって比較的平均している。この砂レキ層は市の北東部では地表に現れて、犬山扇状地の表層部を形成しているが、南西に向かって次第に低下し深さ30mに達する。局部的には比較的ゆるい砂質の部分もあるが、一般的には極めて硬い層である。

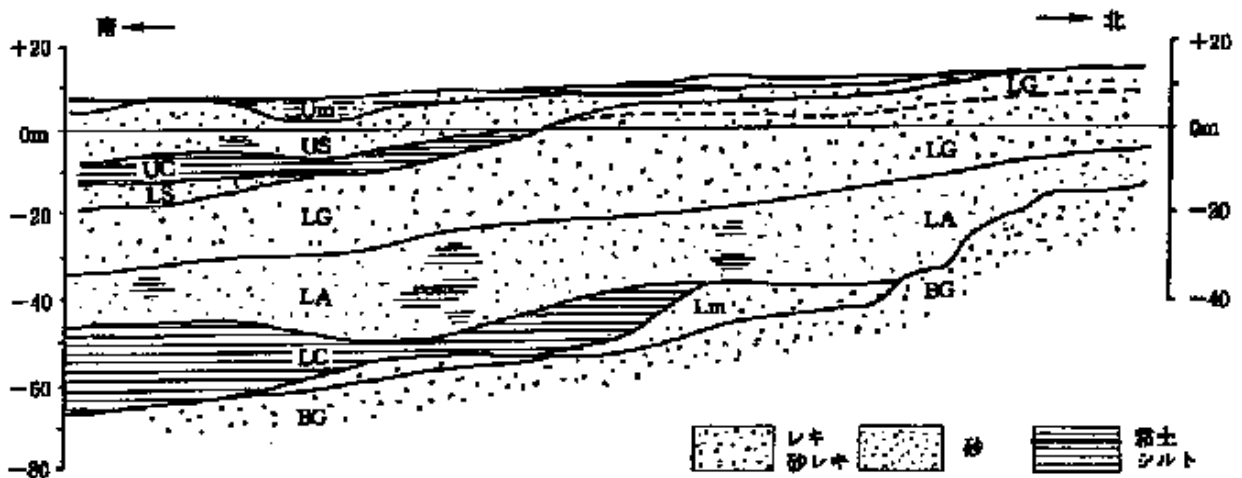
(6) 下部互層、下部粘土層、最下部層(LA、LC、Lm)

岩層によって上位から下部互層、下部粘土層、最下部層に3分される累層である。最下部層は主として砂、下部粘土層は主として粘土ないしシルト、下部互層は主として砂と粘性土の互層であるが、全体として市の南西部では粘性土が優性なのに、市の北東部では砂ないし砂レキ層が卓越する傾向があり、また各層の厚さにも変化が多い。貝殻の存在から下部互層は、明らかに海成層、下部粘土層も少なくとも一部は海成層であると考えられる。

(7) 基盤砂レキ層 (BG)

本市の全域に分布する基盤層で、犬山扇状地よりも前の時期の扇状地堆積物と考えられる。土質的には、概ね大レキからなるレキ層ないし花崗質砂をまじえる砂レキ層である。なお市内の北東部で、この層中に断層あるいは撓曲を推定される箇所がある。

一宮市の模式断面図



一宮市の地盤地質区分表

時 代		地 盤 地 層 区 分		
第四紀	完新世 (沖積世)	最上部層	U m	
		上部砂層	U S	
		上部粘土層	U C	
	最新世 (洪積世)	末期	下部砂層	L S
			下部砂レキ層	L G
		後期	下部互層	L A
			下部粘土層	L C
最下部層	L m			
中期・前期	基盤砂レキ層	B G		
第三紀	鮮新世			

附属資料第1 地形

2 活断層に関する調査研究

(1) 愛知県の調査

愛知県は活断層調査の必要性を検討し、調査対象ゾーン区分及び最優先順位付けを行うため平成7年度に直下型大地震対策調査を実施した。これにより、愛知県は平成8年度から活断層調査を行っており、平成9年度に実施した尾張西部地域の活断層調査の結果によると「岐阜―宮線」については次のとおりである。

[岐阜―宮線]

大深度反射法探査を実施した結果、深さ2,000m程度までの地下地質には、累積的な上下変位を示す構造は認められず、深部の基盤(中・古生層)から浅部へ連続する明瞭な断層や撓曲も確認されなかった。このため、岐阜―宮線が大きな地震を繰り返し起こしてきた主要起震断層と想定することは、困難である。

ただし、小規模な地層の不連続は認められることから、比較的最近に活動を始めた断層であるために活動の痕跡を検出できなかった可能性もあり得るので、確実に活断層はないとまでは断定できない。

なお、探査結果による地表付近の地層の不連続や、水準点変動、地表地形及び地盤沈下量がこの付近を境界として変化し、濃尾地震時の被害の集中を始め、遺跡には地震跡が少なからず発見されていること、さらには、軟弱な沖積層が厚く発達していることなどを考慮すると、地震に対する注意は、引き続き怠るべきではないと判断される。

(2) 国(地震調査委員会)の評価結果

国の地震調査委員会による「岐阜―宮断層帯」についての評価結果(平成13年1月10日発表)は、次のとおりである。

[岐阜―宮断層帯の評価]

岐阜―宮断層帯は、濃尾平野のほぼ中央部を北北西―南南東方向に延びる伏在活断層とされている。ここでは、平成9年度に愛知県が実施した反射法弾性波探査をはじめ、これまで行われた調査研究の成果に基づいて、この断層帯を次のように評価した。

《活断層の存在》

岐阜―宮断層帯は、岐阜県岐阜市付近から愛知県名古屋市北西方に至る長さ32kmの伏在活断層とされてきた。しかし、この断層帯が通過するとされる地域のボーリング資料とその地域を横切る反射法弾性波探査資料とを検討した結果、その地域の新第三紀後期層―第四紀層に断層の活動を示すずれや撓みは認められない。また、この断層帯が通過するとされる地域の地表にも断層の活動を示すずれや撓みは認められない。

以上のことから、岐阜―宮断層帯は活断層ではないと判断される。

附属資料第1 断層

第2 愛知県における既往の地震とその被害

1 海溝型地震

(1) 1707年 宝永地震 M8.6

県では渥美郡、吉田(現豊橋)で大被害のほか、全県で被害。尾張領内の堤防被害延長9,000m。震度7~6。津波も来襲し、渥美表浜通りでは6~7mにもなった。

(2) 1854年 安政東海地震 M8.4

県では宝永地震に似た被害。三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。震度6～5。津波も来襲し、渥美表浜通りで8～10m、知多半島西岸で2～4mとなり被害が出た。

(3) 1944年 東南海地震 M7.9 死者・行方不明者1,223人

県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者438人、負傷者1,148人、家屋全壊16,532棟、同半壊35,298棟。震度6～5、一部7。小津波あり(波高1m内外)、名古屋臨港部などでは著しい液状化現象による被害があった。

2 内陸型地震

(1) 1586年 天正地震 M7.8 死者5,500人以上

三重県から富山県の広い範囲で震度6。伊勢湾で津波が発生したとの記録もある。

(2) 1891年 濃尾地震 M8.0 死者7,885人

県の被害は、死者2,638人、負傷者7,705人、全壊85,511棟、半壊55,655棟で県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度7～6。

(3) 1945年 三河地震 M6.8 死者2,306人

三河南部の深構断層の活動によるもので、幡豆郡、碧海郡に大被害が生じた。被害はすべて県のもので、死者2,306人、負傷者3,866人、全壊16,408棟、半壊31,679棟。震度は、西三河南部を中心に7～6、県域の大部分が5以上。津波も発生し、蒲郡で1mほどに達したが津波による被害はほとんどなかった。

第3 社会的条件

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えていると思われる。

第1は、人口の増加と建物の過密化があげられる。人口の増加により、住宅の需要が増大し、共同住宅の建設に伴ってさまざまな宅地構造が進み市街地は着々と拡大している。同時に既成市街地における建物の高層化等による構造的な変化も見逃せない。これらは、災害時における被災人口の増大と火災の多発、延焼地域の拡大の危険性を高めている。また、急速な高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大等、要配慮者の増大も見逃せないところである。

第2に、人々の生活様式の変化により、上下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設への依存度が高まっていることである。これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性を含んでいる。また、行政機関においてもその依存度は高く、場合によっては初動体制にも影響が考えられる。

第3に、自動車、鉄道等の高速交通機関の発達である。自動車はそれ自体から出火したり、市街地火災の延焼拡大の媒体となることが考えられるが、それよりも、大量の自動車によって引き起こされる交通混乱が被害を著しく拡大することが予想される。一方、高速大量輸送機関である鉄道の発展により利便性は増大したが、大地震による災害の危険性も増大している。

第4に、コミュニティ意識の低下である。地震による被害を最小限に食い止めるには、「自分の家やまちは自分で守る」という一人ひとりの防災意識の向上と、自主防災組織の育成等

の地域における災害文化の形成が欠かせないものである。

このように急速な社会的条件の変化によって、地震による被害が拡大されるだけでなく、被害の態様も多様化し、同時複合的な現れ方をするものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。従って、こうした条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的・科学的調査や防災意識の普及活動を不断に続けていくことが大切である。

附属資料第1 人口

附属資料第3 要配慮者の現況

附属資料第3 外国人国籍別人口

第7節 予想される地震災害

第1 基本的な考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震（遠方型、直下型）があるが、それらの発生危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには、地震対策の方向性について調査・研究を行い、本計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。なお現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。

第2 地震被害の予測（東海地震・東南海地震等の被害予測）

1 調査の概要

東海地震を想定した被害予測調査については、県が平成4年度から平成6年度までの3年間で実施しており、その調査結果は各方面で地震防災対策の基礎資料として活用されてきた。

また、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災以降、地震による被害の特徴等についての研究がなされ、新たな被害予測についての知見が得られている。

近況においては、県が実施した活断層調査や地下構造調査を通じて新しいデータが蓄積されるとともに、中央防災会議や地震調査研究推進本部により、地震に関する最新の知見が示されている。

2 「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書（平成15年3月）」の一宮市の結果

（1）前提条件

項目	想定地震	想定東海地震 予知あり・なしの 2種類	想定東南海地震	想定東海・東南海 地震の連動	養老 - 桑名 - 四日市 断層帯
規模		Mw7.96	Mw8.15	Mw8.27	M7.4
震源の位置		駿河湾	串本沖～浜松沖	串本沖～駿河湾	岐阜県～三重県
震源の深さ		約10～30km			
想定時間帯及び 対象人口		① 冬 早朝 5時（約359,000人） ② 春秋 昼 12時（約323,000人） ③ 冬 夕刻 18時（約342,000人）			
調査単位		500mメッシュ			
対象建物		約148,000棟			
調査項目		地震動・液状化・建物倒壊・火災・交通施設・人的被害ほか			

※Mw：モーメントマグニチュード M：気象庁マグニチュード

(2) 結果

—：わずか

		東海地震 ※1		東南海地震		東海・東南海地震 連動		養老 - 桑名 - 四日市 断層帯	
地震動	計測震度 面積率	5弱以下	71%	5強	53%	5強	32%	5弱以下	7%
		5強	29%	6弱	47%	6弱 6強	67% 1%	5強 6弱	88% 5%
液状化	危険度 面積率	極めて低い	69%	極めて低い	23%	極めて低い	14%	極めて低い	44%
		低い	27%	低い	18%	低い	21%	低い	21%
		高い	4%	高い	27%	高い	19%	高い	24%
				極めて高い	33%	極めて高い	46%	極めて高い	11%
揺れ・液状化による 建物被害棟数		全壊 半壊	約 220 棟 約 1,640 棟	全壊 半壊	約 4,800 棟 約 15,200 棟	全壊 半壊	約 7,660 棟 約 18,800 棟	全壊 半壊	約 730 棟 約 2,330 棟
火災	出火件数 (冬 18 時)	—		約 60 件		約 100 件		—	
	焼失棟数	0		約 1,940 棟		約 6,480 棟		0	
ライフライン	上水道 (断水 需要家数)	約 7,750 戸		約 102,400 戸		約 114,000 戸		約 5,450 戸	
	都市ガス (供給 停止需要家数)	0		約 16,600 戸		約 63,900 戸		0	
	LPガス (要 点検需要家数)	約 770 戸		約 8,580 戸		約 11,400 戸		約 1,420 戸	
	電力 (停電 契約口数)	0		約 30,200 口		約 35,700 口		約 11,040 口	
	一般電話 (通話 機能支障数)	0		約 8,280 件		約 12,500 件		約 480 件	
	下水道 (機能 支障人口)	約 290 人		約 2,200 人		約 3,200 人		約 1,400 人	
人的	死者数 (冬 5 時)	0		約 60 人		約 130 人		0	
	負傷者数 (冬 5 時)	約 210 人		約 3,000 人		約 4,120 人		約 200 人	
	帰宅困難者数 ※2	約 21,800 人		約 21,800 人		約 21,800 人		約 21,800 人	
	避難所生活者 ※3	約 4,390 人		約 53,700 人		約 74,500 人		約 5,180 人	

※1 予知なしの場合

※2 突発時、すべての交通機関が停止すると想定

※3 発災1日後の想定

附属資料第2 想定東海地震等における震度分布図及び液状化判定分布図

第3 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波の被害予測及び減災効果

1 調査対象とした地震・津波

(1) 「過去地震最大モデル」

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。地震対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

(2) 「理論上最大想定モデル」

南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。

2 試算した項目及び内容

(1) 建物被害

- ア 揺れ、液状化、浸水・津波、急傾斜地崩壊等による全壊棟数
- イ 地震火災による焼失棟数

(2) 人的被害

建物倒壊等、浸水・津波、急傾斜地崩壊、地震火災、落下物等による死者数

3 「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（平成26年3月）」の一宮市の結果

—：わずか

	項目	過去地震 最大モデル	理論上 最大モデル
全壊・焼失 棟数 (※1)	揺れ	約80棟	約2,200棟
	液状化	約2,700棟	約3,000棟
	浸水・津波	—	—
	急傾斜地崩壊等	—	—
	火災	約10棟	約1,900棟
	合計	約2,800棟	約7,100棟
死者数 (※2)	建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物)	— (—)	約100人 (約10人)
	浸水・津波 (うち自力脱出困難) (うち逃げ遅れ)	— (—) (—)	— (—) (—)
	急傾斜地崩壊等	—	—
	火災	—	—
	ブロック塀・自動販売機の転倒、 屋外落下物	— (※2)	— (※2)
	合計	—	約100人

※1 冬・夕方（18時）の想定

※2 冬・深夜（5時）、早期避難率低の場合の想定

早期避難者比率が低い場合の避難の有無、避難開始時期を設定。

「すぐに避難する」を20%、「避難はするがすぐには避難しない」を50%、

「切迫避難あるいは避難しない」を30%としている（国の設定に準拠）。

4 減災効果

(1) 減災効果の想定で前提とした対策項目

今回の調査で、減災効果の想定で見込んだ対策は次の4点である。

- ア 建物の耐震化率100%の達成（現状：約85%）
- イ 家具等の転倒・落下防止対策実施率100%の達成（現状：50%）
- ウ 全員が発災後すぐに避難開始
- エ 既存の津波避難ビルの有効活用（津波避難ビル：659棟）

(2) 減災効果

- ア 「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数は約6割減少し、死者数は約8割減少すると想定される。
- イ 建物の耐震化や津波避難対策等により、直接的経済被害額は約2割減少すると想定される。
- ウ 【補足】「理論上最大想定モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数及び死者数は約6割減少すると想定される。

(3) 建物被害（全壊・焼失棟数：愛知県全体）

項目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
揺れによる全壊	約 47,000 棟	約 20,000 棟	約 242,000 棟	約 103,000 棟

(4) 人的被害（死者数：愛知県全体）

項目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
死者数 (うち建物倒壊等による死者) (うち浸水・津波による死者)	約 6,400 人 (約 2,400 人) (約 3,900 人)	約 1,200 人 約 700 人 約 300 人	約 29,000 人 (約 14,000 人) (約 13,000 人)	約 11,000 人 約 4,900 人 約 3,500 人
自力脱出困難	約 800 人	約 200 人	約 5,500 人	約 1,500 人
津波からの逃げ遅れ	約 3,100 人	約 200 人	約 7,100 人	約 2,000 人

第2章 災害予防計画

第1節 総則

第1 防災協働社会の形成推進

1 基本方針

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。

また、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互い助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

2 対策

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動を継続的に推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区内に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

(3) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

(4) 市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

(5) 県、市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

- (6) 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。
- ア 首長不在時の明確な代行順位、職員の参集体制
 - イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
 - ウ 電気・水・食料等の確保
 - エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
 - オ 重要な行政データのバックアップ
 - カ 非常時優先業務の整理
- (7) 県、市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。
- また、市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。
- (8) 市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。
- (9) 市及び県は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、県、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。
- (10) 市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対応ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

第2 震災に関する調査研究

1 基本方針

地震災害では、様々な災害が同時に、広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年におけるビルの高層化、高速道路やライフライン施設等の高度集積化等により、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。

こうした地震災害に対しては、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害提言策の検討を継続的に実施するなど、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要である。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を図るため、国又は県の実施する防災アセスメントを活用し、地域住民への防災広報活動の充実を図っていくことが大切である。

2 対策

愛知県防災会議地震部会等においては、地震被害想定に関する調査研究や地震予知に必要な資料を得るために調査研究を実施し、具体的施策の推進に必要な調査研究を進めているところである。

本市は、こうした調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図ることとする。

本市に関する研究は次のものがある。

○昭和40年	一宮地区の地盤	建設省、愛知県、一宮市
○昭和40年	地震対策基図（一宮地区）	愛知県、一宮市
○昭和58年	広域避難場所に関する調査	愛知県、一宮市
○平成2年	濃尾地震を想定した愛知県の被害調査	愛知県
○平成4～7年	愛知県東海地震被害予測調査	愛知県
○平成9年	尾張西部地域の活断層調査（岐阜―一宮線）	愛知県
○平成13年	「岐阜―一宮断層帯」の評価	国（地震調査委員会）
○平成14～15年	愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査	愛知県
○平成23～25年	愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査	愛知県

（1）基礎的調査（市担当部 各部）

本市の自然的・社会的条件についての調査は、調査研究の最も基礎をなすものである。

社会的条件については、既存の一般的な調査を利用することができる部分が多い。自然的条件については、愛知県が昭和53年度以降実施した地形・地質・地盤の構造、沖積層の分布、活断層、流砂現象危険度等の調査研究、平成4年度から3か年計画で実施した「愛知県東海地震被害予測調査」及び平成13年に発表された国の地震調査委員会による「岐阜―一宮断層帯」の評価結果等、各機関の得たデータの収集・整理を行うとともに、今後本市として必要なものは、研究、検討を進める。

（2）被害想定に関する調査研究（市担当部 各部）

震災に関する総合的被害想定（被害の発生態様及び程度の予測）は、震災対策を適切に具体化するための目標を設定するものであり、震災対策の総合的かつ効果的な推進を図るために重要である。

本市においても、基礎的調査をはじめ、地震の発生・規模に関する調査のうえに①建物倒壊予測 ②火災予測 ③人的被害予測 ④重要公共建造物の耐震診断の実施と被害予測 ⑤危険物施設破壊予測等を実施することが必要であると考えられる。

ア 濃尾地震を想定した愛知県の被害予測調査（平成2年度）

明治24年に発生した濃尾地震が、今日再び発生した場合の木造建物の崩壊、火災による物的・人的被害の想定を行った。

イ 愛知県東海地震被害予測調査（平成4～7年度）

東海地震が発生した場合の地震動、津波などの自然現象や交通施設、ライフライン施設、建築物などの物的被害及び人的被害を予測するとともに、物的被害や人的被害から波及する生活面、経済面及び行政面における機能被害の予測を行った。

ウ 本県の直下型大地震対策の推進についての調査（平成7年度）

阪神・淡路大震災の被害状況等を基に、活断層と地震との関わり、県内のライフライン施設、避難所施設等の地震防災対策や災害広報のための報道機関との連携体制のあり方など本県の直下型大地震対策の推進について調査研究を行った。

エ 東海地震・東南海地震等被害予測調査（平成14～15年度）

海溝型地震では、①想定東海地震、②想定東南海地震、③想定東海地震と想定東南海地震の連動、内陸型地震では、④養老－桑名－四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査を実施した。

オ 東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成23～25年度）

海溝型地震では、南海トラフ地震として規模の異なる①過去地震最大モデルによる地震・津波、②理論上最大想定モデルによる地震・津波を想定地震として、東日本大震災の教訓や最新の科学的知見を踏まえた被害予測調査を実施した。

(3) 災害の防止、都市の防災化に関する調査（市担当部 建設部、建築部、まちづくり部、上下水道部）

被害想定に関する調査研究をもとに、地震による被害を最小限に食い止めるための効果的な対策として、地域の総合的開発計画とも連携を図れるよう調査研究する。

(4) 防災カルテ等の整備（市担当部 総括本部、建設部等）

本市は、国及び県から示される震災に関する調査結果等をもとに、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベルできめ細かな防災カルテ・防災のしおり（防災マップ）の作成を推進して、職員・住民への周知を図る。

(5) 地籍調査（市担当部 本部付等）

防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

第2節 都市の防災性の向上

第1 基本方針

地震発生時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める都市の防災対策に関する総合的な対策を推進しなければならない。

本市も都市化の進展、自動車の激増等、震災拡大につながる社会的要因が増大し、大地震がひとたび発生すると、かつてない大災害をこうむるおそれがある。

これに対して道路等の公共施設や公共建築物、民間の特殊建築物等の耐震化・不燃化を図る必要がある。しかし、個々の安全性の確保だけでは限界があり、将来的には震災時における広域的な対応として都市全体の防災構造化を図る必要がある。

そのための施策として公共施設等の耐震化・不燃化に加えて、都市のオープンスペース（公園、緑地、街路等の防災空間をいう。以下同じ）の確保が重要である。特に平成7年の阪神・淡路大震災においても広幅員の道路は、延焼阻止効果が顕著であった。また身近な住区基幹公園は住民の緊急避難場所として利用されたり、都市基幹公園などが救急活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たした。このことから、適切な土地利用計画を定め、道路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する必要がある。

広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整する。

また、阪神・淡路大震災で著しい被害を受けた地域は、概ね街路等が未整備であり、木造老朽家屋が密集した地区等、土地区画整理事業などの基盤整備が行われていない地域が多かったことから、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の市街地整備を今後とも一層促進する必要がある。

更に都市計画においては、防火地域・準防火地域の指定による面的な不燃化を進めるとともに、立地適正化計画の防災指針における災害リスクに対する取組を推進する必要がある。

附属資料第3 一宮市都市計画総括図

附属資料第3 防火地域・準防火地域等区域図

第2 都市計画のマスタープラン等の策定

都市計画区域マスタープラン、市町村都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。

第3 対策

1 建築物の防火規制

(1) 防火地域・準防火地域の指定（市担当部 まちづくり部）

市街地には建築物が密集しており、地震による被害発生のおそれ大きい。

これに対処するため、火災が起きた場合に、その火災を極力他の建築物に延焼させないように地域によって集団的な防火に対する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として防火地域、準防火地域が指定されている。

この地域指定により建築物の不燃化を促進し、安全な街づくりを推進していく。

(2) 建築物の火災耐久等増強策の促進 (市担当部 救出防災部、建築部)

建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により規制されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が出入りする人命危険の高い建築物は、防火上、避難上各種措置の徹底を図っていく。

2 防災空間の整備拡大 (市担当部 まちづくり部)

都市における大震火災に対する安全確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、オープンスペースを整備することが必要である。

特に近年における都市化の進展に伴い、市街地の急激な拡大によって都市におけるオープンスペースが急激に減少し、地域住民の生活環境を悪化させるとともに、大震火災に対する危険性を更に増大させているのが現状である。

こうした大震火災による被害をできる限り少なくするため、防災空間の整備として、公園・緑地・街路等の都市施設の整備を推進し、都市全体の安全性の向上に努める。

(1) 防災対策に資する公園緑地の配置計画

公園緑地の配置計画については、県が策定する「愛知県広域緑地計画」及び市が策定する「緑の基本計画」において、環境保全機能、交流機能、防災機能及び景観形成機能の4つの視点に加え総合的な検討を行い、効果的な配置計画に努める。

市は、「愛知県広域緑地計画」及び「緑の基本計画」に基づき、緑地等の保全や都市公園の整備に努める。

ア 緑地等の保全

市内に残された緑地及び保全する農地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯又は避難地等として、有効に機能するものである。市民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然的環境を有する緑地等の保全に努める。

イ 都市公園の整備

公園は震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、これらの機能は都市公園整備計画の中でも、環境保全機能及びスポーツ・レクリエーション機能とともに重要視されている。都市公園の拡大は都市の防災機能を強化することとなり、今後も公園整備の推進に努める。

(2) 街路等の整備

街路等は、震災時において避難、消防及び救護活動の動脈としての役割のみならず、火災の延焼を防止するオープンスペース等多様な機能を有する。このことから、その機能を十分に発揮できるよう、今後更に、都市計画道路等の整備を推進する。

附属資料第3 公園の現況及び一覧

3 市街地開発事業による都市整備 (市担当部 まちづくり部、建築部)

既成市街地内の木造家屋密集地域、公共施設が不足している地区について、建築物の不燃化の促進や道路、公園等公共施設を総合的に整備することにより、災害に強い街づくりに努める。

(1) 土地区画整理事業

市街化区域内の未整備地区において、土地区画整理事業を推進することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

(2) 市街地再開発

中心市街地における災害による被害の軽減を図るとともに、土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を図るための有効な方法として、民間による市街地再開発事業の誘導を図る。

附属資料第3 土地区画整理事業施行図

4 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第3節 地盤災害の予防

第1 基本方針

土地は人の生活、生産活動の基盤であり、土地利用にあたっては自然条件や土地の形質を十分に把握し、地盤災害の防止に留意して進めなければならない。

地震の発生により液状化等の地盤災害が予想されるため、その予防に万全を期すことが必要である。液状化危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。

第2 対策

1 土地利用の適正誘導（市担当部 まちづくり部）

地盤災害の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質を始め自然条件の実態把握に努め地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する必要がある。

2 液状化対策の推進（市担当部 建築部、総括本部）

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法が実施されることが必要である。県は、平成23年度から25年度に行った被害予測調査の中で、250mメッシュ単位における液状化の危険度判定を実施し、県民、市町村を始め各防災関係機関に公表した。そのため市は、あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップを活用して、市民や建築物の施主等への周知を図り、普及するよう努める。

また、国から示される液状化対策や、県が実施した被害予測調査の液状化判定結果等を活用し、液状化危険に対する対策を、地震防災マップにより住民等に周知徹底を図っていくことが極めて重要である。

3 宅地造成等の規制誘導（市担当部 建築部）

（1）宅地造成等工事規制区域

市は、宅地造成又は土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域として市全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定した。

市は、宅地造成等工事規制区域内の工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

（2）既存盛土等調査

市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、既存盛土等に危険が確認された場合については、法令に基づき監督処分や改善命令等の必要な措置を行う。

4 被災宅地危険度判定の体制整備（市担当部 建築部）

市は、地震による二次災害防止のため、宅地地盤等が震災を受けた後においても継続して

の居住が安全であるか等を、専門的見地から判定することを目的とした被災宅地危険度判定制度についての体制整備に努める。

(1) 被災宅地危険度判定士の養成等

市は、土木・建築技術職員等を対象に判定士の養成に努める。

(2) 判定実施に必要な機材の整備

市は、判定実施に必要な機材の整備に努める。

第4節 公共施設の安全確保

道路、河川、上下水道、電力、ガス、鉄道、電信電話等各種公共施設は、市民の日常生活及び社会経済活動上、欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

これら公共施設の地震による被害は、災害時における避難、救護及び復旧対策に大きな障害となり、その破壊による機能麻痺が人心に与える影響は大きく、災害の拡大を招くことが十分想定される。

したがって、これら公共施設について、震災後、1日も早く機能回復を図ることは、もちろんであるが、事前の予防措置を講じておくことが、重要かつ有効である。

このため、道路施設、電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

第1 道路施設

1 基本方針

地震の発生により道路、橋りょう、横断歩道橋等が被災することは、市民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送活動等に支障をきたす。

このため、日常から施設の危険個所を把握した上で耐震補強等を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

市は、災害応急対策活動に必要な、物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、道路管理者のそれぞれの計画に基づき、その整備に努める。

また、応急復旧作業を迅速に実施するため、応急復旧資機材等の調査を行い、民間常時保有量の把握に努める。

新たに道路・橋りょう等を建設する場合は、耐震性に配慮した道路施設の建設を積極的に推進し道路機能の確保を図る。

更に、緊急輸送道路では重要度の高い路線から順次電線地中化を推進し、電柱倒壊による交通障害の防止と電線類の機能保持を図る。

2 対策

(1) 道路の整備（市担当部 建設部、まちづくり部）

地震の発生により予想される道路被害としては、高盛土箇所崩壊、沖積層地帯や埋立地内等軟弱地盤にある道路の亀裂・沈下、ガス管・水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊等が想定される。

道路管理者は、これらについて防災点検を行い、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

また、定期的に点検を実施し、状況変化等が生じた場合には、速やかな対策を実施する。

(2) 橋りょうの整備（市担当部 建設部）

ア 道路管理者は、法令に基づいて橋りょうの定期点検を実施し、補修や補強等対策の必

要な橋りょうについては順次、対策工事を実施する。また、被災時の救援活動や復旧活動等の緊急輸送に重要な役割を果たすとして市が定めた主要橋りょう等の優先度の高い橋りょうから、順次橋りょうの耐震補強対策を実施し、橋りょうの新設にあたっては、国又は県から示される指針に基づき耐震性を備えた橋りょうを建設する。

イ 応急復旧作業のための事前措置として、市内だけでの応急復旧資機材等の調達には困難が予想されるため、隣接市町との災害応援に関する協定の締結等、広域的な応援体制の確立に努める。

(3) 横断歩道橋の整備 (市担当部 建設部)

道路管理者は、法令に基づいて横断歩道橋の定期点検を実施し、補修や補強等対策の必要な横断歩道橋については順次、対策工事を実施する。

(4) ライフライン共同収容施設の整備 (市担当部 建設部)

震災時において、電気、電話等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である電線共同溝の整備を推進する。

(5) 緊急輸送道路の指定 (市担当部 建設部)

市は、道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するために重点的に確保する路線として、次の緊急輸送道路及びくしの歯ルートを指定し、住民へ周知する。

指定にあたっては、各拠点施設等との有機的な連携を十分考慮し、災害活動の円滑化を図る。

第1次緊急輸送道路	国の基幹道路である高速自動車国道、一般国道及び県道を中心に、人口集中地域への重要な基幹輸送道路
第2次緊急輸送道路	各拠点施設等への導入幹線輸送道路
第3次緊急輸送道路	その他の幹線道路
(参考) 緊急用河川敷道路	庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)

(6) 重要物流道路の指定 (市担当部 建設部)

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路(代替・補完路を含む)として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

(7) 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定 (市担当部 建設部)

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難・救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。

(8) 応急復旧作業のための事前措置 (市担当部 建設部)

市は、管理する緊急輸送道路について区間を定め、路面の亀裂、段差等小規模な応急復旧作業について、愛知県の定める「公共土木施設緊急維持修繕工事事務取扱要領」に準じ、事前に担当業者を指定するとともに、市内各地域の民間が所有する復旧資材、機械及び作業要員について、保有場所や常時保有量等を事前に調査し実態把握に努める。

また、津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「愛知県道路啓開計画（南海トラフ巨大地震）」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。

附属資料第1 緊急輸送道路・くしの歯ルート・主要橋りょう図

附属資料第1 緊急輸送道路名・くしの歯ルート名一覧

附属資料第1 主要橋りょう一覧

第2 交通安全施設等

○愛知県一宮警察署

1 基本方針

災害発生時における緊急交通路の確保を図るため、緊急交通路に対して、交通安全施設の増強・整備に努める。

2 対策

- (1) 交通信号機の耐震対策を進めるとともに、緊急交通路の主要交差点を重点とし、信号機電源付加装置を整備する。
- (2) 緊急交通路の機能を確保するため交通規制表示板等必要な資機材の増強・整備を図る。

第3 河川施設

1 基本方針

河川、堤防については整備されつつあるが、地盤沈下等により施設の機能低下をきたしている箇所及び弱体箇所については、かさ上げ等の補修、補強等を実施し応急対策とする。

恒久対策としては、堤防の損傷に起因する浸水を未然に防止するため、河川の維持水位を極力低下させる河川改修計画を樹立するとともに、耐久性の劣る施設については地震に対してその機能が保持できるよう改築、整備を図る。

2 対策（市担当部 建設部）

- (1) 堤防の機能及び強度の低下をきたしている部分については、暫定工法により機能回復のため工事を実施する。

恒久対策としては、地域の幹川である木曾川、日光川、新川水系で堤防のかさ上げ、護岸の整備を進める。

[主な河川改修事業]

- ア 一宮市市街地内ほか、日光川の改修工事（愛知県）
- イ 一宮市萩原町地内、光堂川の改修工事（愛知県）
- ウ 一宮市千秋町地内ほか、青木川の改修工事（愛知県）

- エ 一宮市丹陽町地内、縁葉川の改修工事（愛知県）
- オ 一宮市木曾川町地内、野府川の改修工事（愛知県）
- カ 一宮市小信中島地内ほか、木曾川の堤防整備工事（国）

なお、市内の準用河川及び小用排水路については、整備されつつあり、市は特に護岸等の補強を図る。

- (2) 背後地が低い河川については、堤防の耐震性についての調査点検を行い、その結果を踏まえて必要な対策を実施していく必要がある。

附属資料第1 河川

第4 上水道施設

1 基本方針

地震災害による水道の断水を最小限にとどめるため、被害箇所をできる限り少なくし、断水時間を短縮するため、施設の防災性の強化に努めることが重要である。

また、被災時の応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、防災用資機材の整備拡充及び防災非常体制の確立が必要である。

2 対策（市担当部 上下水道部）

(1) 施設の耐震性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。

被災時の給水活動を円滑に行うため浄水場等の整備及び耐震性を強化し、老朽化した水道管の更新を進めるとともに、浄水場等から指定避難所等までの重要路線の耐震化に努める。

設計施工方針としては、「水道施設耐震工法指針・解説（公益社団法人日本水道協会）」に準拠して設計施工する。

市水道施設の水道配水本管等は、非耐震の管があり、更に老朽化しているため、計画的な布設替えに併せて耐震施工を行うものとする。

災害発生の場合は、市水道施設のうち、新設工事や改良工事により、耐震化された水道施設を活用して配水又は給水を行うものとする。

水道配水本管破損事故による広範囲な断水を回避するため、仕切弁を増設し、災害時の被害の縮小に努める。

水道施設による二次災害の防止と飲料水を確保する観点から、配水池等に設置した緊急遮断弁を適切に維持管理していく。

(2) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、応急給水活動を実施する。

次の事項により応急給水体制と防災用資機材の整備充実を図る。

- ア 応急給水用資機材の備蓄を推進するとともに、運搬車両を含め整備点検を実施する。
- イ 自家発電機等については、平常時でも試運転を定期的実施して災害に備える。

また、応急給水活動、水道施設の災害復旧等に要する職員の配置は、別に各分担を明

確にした班編成表を作成し、臨機応変の措置ができるよう配慮する。

さらに、市指定給水装置工事事業者等と連絡を密にし、その全面的協力を得て上記活動に包含できるよう措置する。

(3) 防災非常時の協力体制の確立

市は、自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、愛知県及び県内全市町村による「水道災害相互応援に関する覚書」に基づき応援を要請する。

また、関係職員、関係業者及び関係行政機関等の非常招集・連絡体制を平素から確立しておくことが必要である。

(4) 一宮市上下水道BCPに基づく防災対応力の向上

地震発生時の応急給水活動に加え、水道施設の迅速な回復を図るため、一宮市上下水道事業業務継続計画（一宮市上下水道BCP）に基づき訓練を実施する。また、訓練結果を踏まえて計画の更新を行う。

附属資料第1 配水管布設平面図

附属資料第1 上水道水源所在地表

附属資料第4 仮配管による応急給水

附属資料第4 給水用備蓄資材

第5 下水道施設

1 基本方針

住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、災害時における下水道施設の機能を最低限保持するよう、地震による破損が想定される箇所耐震化に努めるとともに、今後新設する施設については、地質、構造等の状況を配慮して、耐震化構造での整備を進める。

また、下水道施設の被災時における復旧作業を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、復旧用資機材の確保及び復旧体制の確立を図る。

2 対策（市担当部 上下水道部）

下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、地質等の実情に応じて必要な対策を講じる。

(1) 管渠施設の対策

地震発生時に、下水の流下機能を確保することができない管渠を重要度が高い順に耐震化する。

既設の管渠のうち老朽管については更生工事等による耐震化を行い、新設する管渠については耐震性を確保する。

(2) ポンプ場、処理場施設の対策

ポンプ場又は処理場施設と管渠の連結箇所は、地震動により破損しやすいため、老朽化した施設については耐震化するとともに、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行う。

(3) 緊急連絡体制の確立

被害の把握や復旧のために、関係職員、関係業者、関係行政機関等の相互の連絡を確実

に行うために、連絡体制を確立する。

(4) 復旧資機材の確保

可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。

(5) 復旧体制の確立

被災時には、関係職員や関係業者、手持ち機械器具及び復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、他地方公共団体との相互協力体制を確立することを検討する。また、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

(6) 一宮市上下水道BCPに基づく防災対応力の向上

地震発生時に下水道処理機能の迅速な回復を図るため、一宮市上下水道事業業務継続計画（一宮市上下水道BCP）に基づき訓練を実施する。また、訓練結果を踏まえて計画の更新を行う。

附属資料第1 下水道施設平面図

附属資料第1 下水道処理場・ポンプ場

第6 電力施設

1 基本方針

中部電力株式会社は、災害時における電力供給を確保し、民心の安定を図るため電力設備の防災対策に努める。

2 対策

(1) 設備の対策

ア 変電設備

変電設備は、地盤の強度や機器等の耐震性を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態を考慮し、各設備の被害防止対策を講じる。

イ 送配電設備

地震による不同沈下等を生じる軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともにこれらの地帯への設備の設置は極力避ける。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食糧その他の物資

ウ 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるため、他電力会社との電力融通体制を確立する。

附属資料第3 電力施設

第7 ガス施設

○都市ガス（東邦ガス株式会社）

1 基本方針

都市ガスは都市生活に欠かせないエネルギーであり、これを供給する施設が被害を受け、ガス供給が円滑に行われないと日常生活に大きな影響を与えるため、地震による被害発生を軽減するとともに、万一の被害発生時には二次災害を防止するとともに、早期復旧を図るため、次の対策を講じる。

2 対策

（1）ガス工作物の耐震性の向上

ア 製造設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等の耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じて対策を講じる。

イ 供給設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う。

（2）緊急操作設備の強化

ア 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、球型ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

イ 緊急放散設備等

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

ウ 中圧B導管・低圧導管

迅速な地域ブロック化が可能となるよう、遮断する設備を整備する。

エ 地震計の設置

地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、早急な応急対策を講じるため、供給区域内主要地点に地震計を設置し、S I値、加速度値等を収集できるよう整備する。

オ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

（3）応急復旧体制の整備

ア 関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備・強化を図る。

イ 復旧動員体制（工事会社を含む）の整備・強化を図る。

ウ 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。

エ 復旧用資機材、食糧・飲料水等の物品について備蓄又は調達体制の整備を図る。

オ 教育・訓練の充実を図る。

カ 利用者における地震時の措置に関する広報活動を推進する。

キ 警察・消防・報道機関等の連携の強化を図る。

ク 一般社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の応援部隊受け入れのため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設現場事務所用地、応援部隊員用の宿泊施設、食糧・飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。

ケ 地震災害時に早期復旧を図るための導管管理図面を整備し、さらに、迅速な対応が可能となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム等の充実を図る。

コ 二次災害の防止や利用者の不安の解消を迅速に行い、また、復旧作業の円滑な推進を図るための広報活動マニュアルの整備を進める。

附属資料第3 ガス施設

○液化石油ガス（L P ガス）（愛知県L P ガス協会西部支部）

1 基本方針

L P ガスは都市ガスと同様に日常生活に欠かせないエネルギーであり、万一の被害発生時には二次災害を防止するとともに早期復旧を図るため、次の対策を講じる。

2 対策

（1）地震対策としての日常業務

日常の事業活動のなかで、特に以下のことがらの励行に努める。

ア 地震発生時の緊急事態に備え、従業員の非常招集方法等について、予め定めておく。

イ 顧客リストや供給の配管図面等の整備及び保管体制の周知徹底を図る。

ウ 気密試験器具・ガス漏れ検知器及び他の工具類を整備する。

エ 消費者に、地震発生時等にとるべき対応について啓発を図る。

（ア）使用中の火は直ちに消して器具栓・元栓を閉止すること。

（イ）ガス漏れ等の異常に気が付いた時は、容器バルブを閉めて販売店へ連絡すること。

（2）地震に有効な設備対策

地震に有効な設備対策として、積極的に、次のことがらの普及に努める。

ア S型保安ガスメーターの設置（集中監視システムの積極的導入）

イ ガス放出防止器等の設置

ウ 業務用設備に対する耐震連動遮断装置の設置

エ 高・低圧ホースの使用

オ 燃焼器用低圧ホースの使用

カ 施工時は可能な限り露出配管を心掛ける。

キ 可撓性に優れた配管材料の選定と施工を心掛ける。

ク ラジオ・携帯電話等の情報収集機能の整備

ケ 容器転倒防止対策の徹底強化

コ その他有効な設備対策

第8 鉄道施設

○東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

1 基本方針

高速大量輸送機関である東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の各線区におけ

る防災対策を推進するにあたっての基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 発災時等に備えて、周到かつ十分な災害予防措置を講じること。
- (2) 発災時等においては、迅速かつ円滑な災害応急対策を講じること。
- (3) 鉄道施設等の迅速かつ適切な災害復旧を行い、もって輸送の確保を図り、その社会的使命を発揮すること。
- (4) 関係行政機関、関係公共機関、関係地方自治体及び関係会社との密接な連携のもとに万全の措置を講じること。

2 対策

- (1) 災害時等における業務体制の整備
 - ア 対策本部及び復旧本部体制の整備
 - イ 非常参集体制の整備
 - ウ 関係機関の連絡調整
 - エ 被災時の業務執行
- (2) 施設防災対策及び気象設備等の整備
- (3) 情報収集・伝達体制の整備
 - ア 情報伝達ルート確立
 - イ 情報伝達手段の確保
- (4) 旅客公衆等に対する体制の整備
 - ア 旅客公衆に対する避難誘導體制の整備
 - イ 負傷者の搬送体制等の整備
 - ウ 駅構内の秩序の維持
 - エ 交通輸送対策の策定
- (5) 防災資機材の整備等
- (6) 災害応急業務に従事する社員の現況把握及び活用
- (7) ヘリコプターの活用
- (8) 防災上必要な教育・訓練
- (9) 広報体制の整備
- (10) 消防、出水及び救助に関する措置
- (11) 病院等医療施設における救護対策
- (12) 電力の確保

○名古屋鉄道株式会社

1 基本方針

新しい構造物は十分耐震性のあるものとしているが、従来の構造物も補修、改良を図って、耐震性の強化及び整備に努める。また、運転規則、巡回、点検等によって、予防対策を講じる。

2 対策

- (1) 構造物の耐震性
最近の構造物は、関係基準等に定められた耐震設計を行っている。

過去の地震において、古い構造物の中には転倒破壊等をしなかったものもかなりあるが、機会あるごとに最近の耐震設計に合うよう改良に努めており、耐震性の強化を図る。

(2) 鉄道施設等の点検巡回

地震も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で技術係員による定期的な点検・巡回を行うとともに、災害発生後速やかに緊急点検を実施する。

(3) 地震計の整備充実

地震計の計画的整備を進めるとともに、列車運行の安全確保を図る。

(4) 情報連絡体制の強化

被害状況の早期収集体制、点検体制の整備を図るとともに、情報を迅速に収集するため通信設備の計画的な整備・増強を図る。

(5) 利用客の安全確保

地震等による異常事態が発生したときには、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるようマニュアルの作成や定期的に教育訓練を行うほか、運転規則によって災害防止に努める。

(6) 運転規制

地震等による異常事態が発生したときは適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規制によって災害の防止に努める。

ア 列車運転中に地震等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。

イ 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

ウ 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄りの駅まで運転し、駅又は運転指令の指示を受ける。

エ 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

附属資料第1 鉄道施設図

第9 通信施設

1 基本方針

海溝型地震はもとより、内陸直下型地震の大規模な災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施のうえからも極めて重要な問題であり、防災関係機関は電気通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に全力をあげて取り組む必要がある。

また、各種通信施設を活用した複数の通信手段を構築し、通信回線相互の適切な補完を図るとともに、平常時から無線設備の総点検を実施し、かつ無線設備や非常用電源設備を耐震性のある場所へ設置するよう努める。

なお、建物の倒壊や地盤の揺れ等に伴う通信施設の損壊や架空・埋設ケーブルが寸断される等、激甚な大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための、緊急対策及び抜本的対策を策定するとともに、各種通信対策を図ることが必要である。

2 対策

(1) 電気通信

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

〔N T T 西日本株式会社及びN T T ドコモビジネス株式会社〕

N T T 西日本株式会社及びN T T ドコモビジネス株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震、防火、防水伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っていく。

ア 設備の耐震対策

- (ア) 建物、鉄塔の耐震対策
- (イ) 通信機械設備の固定・補強等

イ 防火・防水対策

- (ア) 防火シャッター、防火扉、防火壁の整備
- (イ) 防水扉、防潮板の設置
- (ウ) 下水管・ビル内のマンホール・洞道からの浸水防止
- (エ) 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底

ウ 通信網の整備

- (ア) 伝送路の多ルート化
- (イ) 洞道網の建設促進及び整備

エ 各種災害対策機器の整備

- (ア) 衛星電話機の配備
- (イ) 可搬型無線機の配備
- (ウ) 移動用電源車、可搬型電源装置の配備
- (エ) 防災用資機材の配備

オ 防災に関する訓練

- (ア) 災害予報及び警報伝達の訓練
- (イ) 災害時における通信の疎通訓練
- (ウ) 設備の災害応急復旧訓練
- (エ) 社員の非常呼集の訓練

カ 長時間商用電源供給停止による通信リソース停止対策を強化

蓄電池、発電装置系の耐震対策を強化

〔K D D I 株式会社〕

K D D I 株式会社は、国際電気通信事業の公共性に鑑み、災害に際しても国際通信を確保できるよう平素からその関連設備及び付帯設備の防災構造化を実施している。

国際伝送路の多ルート化、代替伝送路の設定、国内伝送路の確保等については、国内外の関係機関と密接な連絡調整を行う。

激甚な大規模災害に備えて、阪神・淡路大地震を教訓に、長時間商用電力供給停止に対する自家発電機用燃料補給対策の確立及び被災地域への国際通信の疎通確保対策の検討を行う。

ア 設備の耐震対策

- (ア) 建物、鉄塔の耐震対策
- (イ) 通信機械設備の固定・補強等

イ 防火対策

- (ア) 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
- (イ) 構内通信ケーブルの延焼防火措置の実施

ウ 通信網の整備

- (ア) 国際伝送路の多ルート化
- (イ) 国内外代替伝送路の確保

エ 防災に関する訓練

- (ア) 災害予報及び警報伝達の訓練
- (イ) 災害時における通信の疎通訓練
- (ウ) 国際通信設備等の応急復旧訓練
- (エ) 社員の非常参集訓練

オ 被災地域への通信の疎通確保対策の検討

- (ア) 国際電話のオペレータによる取扱いと運用体制の検討
- (イ) 車載地球局、可搬型地球局の利用による国際通信疎通手段確保の検討
- (ウ) 可搬型国際電話ブース配備の検討

カ 緊急連絡手段確保対策

- (ア) 緊急社員呼出しシステム導入の検討
- (イ) アマチュア無線、防災無線、携帯電話、パソコン通信等を活用した連絡網導入の検討

キ 緊急輸送対策

委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び復旧要員輸送ルートの整備

〔株式会社NTTドコモ〕

株式会社NTTドコモは、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本対策を策定し、各種通信対策を図ることが必要である。

ア 設備の耐震対策

- (ア) 建物、鉄塔の耐震対策
- (イ) 通信機械設備の固定・補強等

イ 防火・防水対策

- (ア) 防火シャッター、防火扉、防火壁の整備
- (イ) 防水扉・防潮板の設置

ウ 通信網の整備

- (ア) 伝送路の多ルート化
- (イ) 重要通信センタの分散化

エ 各種災害対策機器の配備

- (ア) 移動無線基地局車の配備
- (イ) 移動電源車の配備
- (ウ) 非常用マイクロ設備の配備
- (エ) 衛星携帯電話及び携帯電話の配備

オ 防災に関する訓練

- (ア) 災害予報及び警報伝達の訓練
- (イ) 災害時における通信の疎通訓練
- (ウ) 設備の災害応急復旧訓練
- (エ) 社員の非常呼集の訓練

カ 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策

蓄電池、発電装置系の長時間化

キ 被災地域への通信の疎通確保対策

- (ア) 災害対策機器による通信の疎通確保
- (イ) 非常用基地局による通信の疎通確保

〔ソフトバンク株式会社〕

ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを提供し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。

ア 設備の耐震対策

- (ア) 建物、鉄塔の耐震対策
- (イ) 通信機械設備の固定・補強等

イ 防火・防潮対策

- (ア) 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
- (イ) 防水扉・防潮板の設置

ウ 通信網の整備

- (ア) 伝送路の多ルート化
- (イ) 主要な中継交換機の分散設置
- (ウ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置

エ 防災に関する訓練

- (ア) 災害予報及び警報伝達
- (イ) 非常招集
- (ウ) 災害時における通信疎通確保
- (エ) 各種災害対策用機器の操作
- (オ) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (カ) 消防
- (キ) 避難と救護

オ 被災地域への通信の疎通確保対策の検討

衛星回線により基地局伝送路の検討

カ 緊急輸送対策

委託ヘリコプターによる復旧要員輸送ルートの整備

〔楽天モバイル株式会社〕

楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。

ア 設備の耐震対策

- (ア) 建物、鉄塔の耐震対策
- (イ) 通信機械設備の固定・補強等

イ 防火対策

防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備

ウ 通信網の整備

- (ア) 伝送路の多ルート化
- (イ) 主要な中継交換機の分散設置
- (ウ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置

エ 防災に関する訓練

- (ア) 災害予報及び警報伝達
- (イ) 非常招集
- (ウ) 災害時における通信疎通確保
- (エ) 各種災害対策用機器の操作
- (オ) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (カ) 消防
- (キ) 避難と救護

オ 被災地域への通信の疎通確保対策の検討

可搬型基地局等を用いた衛星回線による通信確保の検討

カ 緊急連絡手段確保対策

コミュニケーションツールの活用を含めた複数の通信手段の整備

キ 緊急輸送対策

関係機関との連携による輸送手段の確保の検討

(2) 専用通信

災害時の情報連絡手段として、無線を利用した専用通信は、極めて有効な方法である。現在、県、市町村、警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、さらに電力、ガス会社、私鉄等防災関係機関において設置されているこれらの専用通信の確保については、基本的には次のような点に特に留意していくことが重要である。

ア 耐震性の強化（市担当部 総括本部等）

通信装置の設置にあたっては被害が及ばないように設置箇所を選定するとともに、施設及び装置等について、耐震等の防災工事を実施する。

イ 伝送路の強化（市担当部 総括本部等）

通信機能を確保するために、衛星通信回路の設定、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。また、地域住民への災害情報の伝達手段の確立に努める。

ウ 装置、機材の充実（市担当部 総括本部等）

予備電源、移動無線、可搬型無線機、携帯電話等の資機材の充実整備を図り、有事に備える。また、必要に応じて代替機器の確保に努める。

- エ 定期的な点検の実施（市担当部 無線機配置各部）
常時使用可能とするため、施設・装置の定期的な保守点検を実施する。
- オ 防災訓練等の実施（市担当部 各部）
通信の重要性を認識し、平素から関係者による休日や夜間における防災訓練を実施して、機能の確保及び通信設備の取扱いの習熟に努める。
- カ 移動系無線局の配備
防災関係機関は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保するため、地震に強い移動系無線局の効果的活用に努める。

（３）各種通信対策

- ア 地域防災無線（市担当部 総括本部）
市は、災害現場に集結する市及び防災関係機関が連携して有効かつ適切な防災活動を実施するため、その情報の伝達的手段として、地域防災無線を活用するものとする。
 - （ア）地域防災無線の整備
市は、市各部はもとより防災関係機関にも地域防災無線を配備し、情報の伝達手段の確保を図っているところであるが、更にその整備を推進する。
 - （イ）非常電源の確保
市及び関係機関は、災害時の円滑な無線運用のため各施設の非常用発電機の活用や予備バッテリーの整備等により非常電源の確保を図る。
 - （ウ）地域防災無線の訓練実施
市は、職員及び防災関係機関の無線取扱担当者に無線運用の習熟及び責務を認識させるため、毎月、無線の点検と無線取扱訓練を実施するとともに、市の総合防災訓練及び県が実施する無線運用訓練等において総合的な無線運用訓練を実施する。
 - （エ）無線取扱者の教育
市は、無線取扱者の育成のため毎年職員に陸上特殊無線技士の資格を取得させ、無線運用の円滑化を図るとともに、職員の防災知識の向上に努める。
- イ 震度計の活用（市担当部 総括本部、救出防災部）
気象庁の震度計（津波地震早期検知網観測局）が愛知県一宮総合運動場敷地内に設置されている。また、愛知県震度情報ネットワークシステムの計測震度計が消防本部敷地内、尾西消防署敷地内及び木曾川庁舎敷地内に設置されている。市は、この震度計を活用し、震度情報伝達の迅速化により初動体制の確立を図る。
- ウ 非常通信
地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、無線局は、その目的、通信の相手方及び通信事項を超えて非常通信を実施することができるが、この事態に備えて、各防災関係機関は事前措置を講じる。
- エ 携帯電話の配備（市担当部 各部）
各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図るよう努める。

附属資料第４ 通信設備概要（NTT）

附属資料第４ 一宮市地域防災無線系統図

第10 農地、農業用施設

1 基本方針

農地、排水機、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地・農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努める。

2 対策（市担当部 調査情報部）

市及び防災関係機関は、各施設を随時点検し、災害発生が予想される老朽化施設、整備を必要とする施設等については、その施設管理者に対し、改修、保全、整備、補強等適切な管理がなされるよう指導し、災害発生を未然に防止するよう努める。

また、排水機、樋門、水路等については、地震に対してその機能が保持できるように耐震設計に合った構造で新設又は改修を行う。

第5節 建築物等の耐震推進

第1 基本方針

現在、建築物の構造上の安全性は建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されている。しかし、耐震性は多様な要素が複雑にかかわり合って定まるものであり、これを十分確保したはずの建築物が巨大地震により被害を受けた例も記憶に新しい。

これらの教訓からより強い地震を想定して、防災上重要な建物となる公共施設は、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。

そのために、地震発生時の避難、救護及び応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化に努めるとともに、その他の公共建築物についても耐震性の推進に努めなければならない。

大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

また、新設の建築物については、建築構造の耐震性を取り入れ、既設の建築物については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等を遵守し、またこの法律に定める「耐震改修促進計画」を策定し、各施設の機能を勘案した耐震改修に努める。耐震改修促進計画において耐震診断義務付け対象建築物として、防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

更には、公共建築物の耐震性の強化に努めるだけでなく、特定建築物や防災上重要建築物の耐震性の増強を指導していくほか、一般建築物についても耐震性の促進を図る。

第2 対策

1 公共建築物の耐震性の向上（市担当部 総括本部、建築部、各施設担当部）

（1）防災上重要な建築物の耐震性の向上

災害対策には、迅速かつ正確な情報伝達、適切な対応行動の誘導・啓発、休息・睡眠のための安全な避難場所の確保が重要である。

市は、これらの対策活動を、円滑に進めるため、応急対策の有効性、地域特性等を考慮し、次の市有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努める必要がある。

そのため、国土交通省その他研究機関による新技術基準の策定、耐震設計基準の改訂、各震災被害報告及びそれを踏まえた基準等の改正に沿い、将来、各施設の耐震性の向上に努める。

- ア 災害時の復旧活動指示、制御等防災業務の中枢を担う市の建築物
- イ 被災した生活基盤設備等の復旧活動を指揮する市の建築物
- ウ 災害時の避難誘導、情報伝達、救出救護活動等の防災業務の中心となる消防機関の建築物
- エ 救護所、避難所となる病院、学校等

(2) その他の市有建築物の耐震性の向上

防災上重要でない建築物であっても、市民の生命及び財産に重要な影響を与える建築物も多い。このため、既設建築物についても、昭和56年に改正された耐震設計基準を遵守し、各施設の機能を勘案して、次のとおり耐震改修に努める。

- ア その他の市有建築物の耐震レベルの調査
- イ その他の市有建築物の耐震改修

(3) 民間の特定建築物及び防災上重要な建築物の耐震性の向上

市は、学校、病院、劇場、百貨店等多数の人を収容する特定建築物及び防災上重要な建築物等について、耐震性の調査及び耐震性の向上を図るため、民間建築関係団体等の指導に努める。

特に、災害時の拠点となる市の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。

2 民間住宅・建築物の耐震化・減災化の促進

一般建築物の耐震性の向上を図るためには、建築基準法及び同法施行令により種々の規定や計算法が示されているが、小規模建築物については構造計算まで義務付けられておらず、また、特に木造住宅が多いため、二次災害の火災による危険性もある。

また、建物の老朽化、地盤沈下等により地震の被害を受けやすい建築物は、早急に補強、更新の必要がある。

これら一般建築物の耐震性について広く市民の認識を深めるため耐震工法、耐震補強等の重要性の周知を図る。

(1) 住宅の耐震化の促進（市担当部 建築部）

昭和56年5月31日以前に着工されたいわゆる旧基準木造住宅については、大規模地震により人命に関わる倒壊の危険性が高いため、市は、旧基準木造住宅を対象に所有者負担ゼロの耐震診断を実施している。

耐震性に不安のある住宅の所有者に耐震診断を申し込みするよう、市は、県及び建築関係団体との連携のもと、耐震診断事業を推進し、事業の円滑な実施と耐震診断の積極的な普及及び啓発に努める。

また、耐震補強設計や耐震改修、除却の補助制度の活用を呼びかけ、旧基準木造住宅の耐震化の促進を図る。

(2) 住宅の減災化の促進

県は、旧基準木造住宅を対象に市の実施する減災化の促進に関する補助事業に助成することにより、旧基準木造住宅の減災化の促進を図る。

(3) 建築物の耐震化の促進（市担当部 建築部）

市は、一般建築物の地震に対する知識を広めるため、建物等のわかりやすい補強方法を記したパンフレットを配布する等、その周知及び普及を図る。

また、特定既存耐震不適格建築物や防災上重要な建築物及び、市が耐震化及び耐震改修等の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費補助事業を実施するものとする。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務付けられている建築物や特定既存耐震不適格建築物に対しては、耐震改修、除却の補助事業を活用することにより、耐震化の促進を図る。

また、県・市町村及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修等の促進など震前対策等の推進に努め、県内の国立3大学法人、県、名古屋市等で構成する愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、有機的に災害軽減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及する。

(4) 家具等の転倒防止対策の推進（市担当部 建築部、総括本部、福祉部）

住宅、事務所等の建築物内に設置されている家具等の地震時における転倒又は移動による被害を防止するため、その適正な対策、転倒防止方法等についてわかりやすいパンフレットを市民に配布し、啓蒙及び普及を図り、家具等の耐震安全性の確保に努める。

また、65歳以上のひとり暮らし又は高齢者や障害者のみで構成される世帯へは、家具転倒防止金具等の取り付けを推進し、被害の抑制に努める。

(5) 住宅地震相談・一般建築相談の体制強化（市担当部 建築部）

市は、住宅に関する地震対策や、建築相談に応ずるため、相談窓口等を設け市民が活用できるよう体制整備に努める。

(6) その他の安全対策（市担当部 建築部）

住宅・建築物に関連して地震による人身被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の構造を強化するだけでは充分とはいえない。過去の地震でも、ブロック塀の倒壊や家具の転倒による圧死のほか、窓ガラスや天井の破壊・落下やエレベーターの停止による閉じ込め、敷地の崩壊などにより大きな被害が発生しているため、それらについての対策を推進する。

3 都市建築物の防災対策（市担当部 建築部、救出防災部）

1階以上又は高さ31mを超える高層建築物は近年急激に増加している。これらについては地震発生時における危険が極めて高いため、消防は立入検査の強化をはじめ消防用設備の完全設置及び維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の励行について指導の強化に努める。

また、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者にも周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

4 被災建築物の応急危険度判定の体制整備（市担当部 建築部）

阪神・淡路大震災では、我が国ではじめて地震によって被災した建築物の危険度判定（応急危険度判定）活動が実施され、建築物による二次災害防止にその有効性が確認された。

よって、市は応急危険度判定の体制整備に努める。

(1) 応急危険度判定士の養成等

県は、市や愛知県建築物地震対策推進協議会と協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努める。

市は、建築士資格を有する職員を対象に、判定士の養成に努める。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会への参画

応急危険度判定に関して、県との連携並びに市町村相互の連絡及び調整を図るため、愛知県建築物地震対策推進協議会に参画する。

(3) 判定実施に必要な機材の整備

市は、応急危険度判定実施に必要な機材の整備に努める。

5 文化財の保護

建造物等の倒壊、破損、焼失等により、古くから伝承されてきた貴重な文化遺産が、滅失の危険にさらされることが予想される。

よって、市は、被害状況を的確に把握し、保存・管理の徹底を図るため国、県及び所有者と連携のうえ適切な措置を講じる。

(1) 平常時からの対策

ア 国及び県指定並びに市指定文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。（市担当部 調査情報部）

イ 所有者（管理者）に対し、文化財の管理・保護対策について指導・助言をする。（市担当部 調査情報部）

ウ 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。（市担当部 調査情報部、救出防災部）

(2) 重要文化財の耐震対策（市担当部 調査情報部）

平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、次の耐震対策を実施する。

ア 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施

イ 対処方針の作成・提出

ウ 耐震対策推進の周知徹底

エ 補助事業における耐震予備診断の必須

オ 耐震予備診断実施の徹底

カ 県の指導・助言

(3) 応急的な対策（市担当部 調査情報部）

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

(4) 災害時の対応（市担当部 調査情報部）

ア 被害状況の把握と報告

イ 事後措置の指示・伝達

附属資料第3 文化財

第6節 危険性物質等の防災

第1 危険物製造所等

1 基本方針

地震発生時において、危険物製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を生じるおそれがある。市は、製造所等の自主防災体制の充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

2 対策（市担当部 救出防災部）

（1）施設の保安及び耐震性の強化

製造所等の所有者等は、消防法の規定を遵守し、製造所等の施設の保全に努めるとともに耐震性の強化に努める。

（2）保安確保の指導

市は、製造所等の位置、構造及び設備の状況並びに危険物の貯蔵及び取扱いについて、立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

（3）危険物取扱者に対する保安教育

市は、製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、危険物の取扱いに関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

（4）自主防災体制の確立

製造所等の管理者等は毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるとともに、消防法の規定に基づき予防規定を定めている製造所等にあっては、予防規定の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努める。

また、隣接する製造所等の自衛消防隊の相互応援の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

附属資料第3 危険物

附属資料第4 化学消火薬剤備蓄一覧表

附属資料第4 排出油処理器材備蓄一覧表

第2 高圧ガス貯蔵所等

1 基本方針

地震発生時には、高圧ガスを貯蔵・消費している事業所において事故が発生し、周辺住宅地域に被害を及ぼすおそれがある。このため、従来から高圧ガス保安法等の遵守はもとより自主的な保安体制の整備・充実を図ってきているところである。

しかし、大規模な地震発生時には高圧ガス設備も損傷を受ける場合があるため、高圧ガス設備の被害を最小限に抑制し、周辺地域住民に被害を及ぼさないことを基本方針とする。

2 対策

防災関係機関は、次の事項を推進することにより、各事業所における自主管理体制の強化を図る。

- (1) 各事業所における高圧ガス施設が大災害の原因になるような損傷を受けないため、点検及び補強を行う。
- (2) 万一、これらの施設が損傷を受けても、当該事業所において円滑かつ効果的な対応措置が講じられるよう、緊急操作活動についての操作訓練及び防災訓練を実施する。
- (3) 各事業所における地震防災応急計画を策定する。

第3 毒物・劇物取扱施設

1 基本方針

毒物・劇物取扱施設については、その取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するために、毒物及び劇物取締法に基づいて、監視指導が行われている。

地震の発生により、毒物・劇物多量保有施設の損傷があった場合には、周辺地域に重大な影響を及ぼすことになるため、設備の構造面からの安全性及び落下防止対策を講じるなど、関係機関の立入指導の強化を図り、災害予防対策を推進する。

2 対策

関係機関は次の事項を重点として立入指導を強化する。

- (1) 毒物・劇物屋外貯蔵タンクについては、災害時の流出を防止するため、防液堤の補強あるいは貯蔵槽等の設置を推進する。
- (2) 毒物・劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は防火区画とする。
- (3) 毒物・劇物を貯蔵し、又は保管する施設の表示については、見易い場所に「保管管理責任者氏名・電話番号等連絡方法」等を表示する。
- (4) 毒物・劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。
- (5) 毒物・劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備機材等の配備の促進を図る。

附属資料第3 毒物・劇物

第4 放射性物質取扱施設

1 基本方針

放射性同位元素、核燃料物質等（以下「放射性物質」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における安全管理体制の確立を図るとともに、関係機関の指導により災害予防対策の充実に努める。

2 対策

(1) 施設等の防災対策

放射性物質取扱関係事業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期する。

- ア 施設の不燃化等の推進
- イ 放射線による被ばくの予防対策の推進
- ウ 施設等における放射線量の把握
- エ 自衛消防体制の充実

オ 通報体制の整備

カ 放射性物質取扱業務関係者の教育実施

キ 防災訓練等の実施

(2) 防護資機材の整備

予防対策を実施する事業所は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む）、放射線防護服等防護資機材の整備を図る。

(3) 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保

放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされるため、放射性物質取扱関係事業者等は、あらかじめ専門医を置く医療機関の把握に努める。

附属資料第3 放射性物質

第7節 廃棄物の処理対策

第1 基本方針

事業活動に伴って生じる汚泥等の産業廃棄物の適正処理が円滑に促進されるように排出事業者及び処理業者に対し、保管施設及び処理施設の維持管理等について指導を行い、産業廃棄物の流出防止等の安全確保を図る。

第2 対策（市担当部 環境部）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」（県）に基づく事業所等に対し、市は、次の事項の指導を行う。

- 1 産業廃棄物が適正処理されるまでの間、保管されている廃棄物について保管方法、保管施設の構造が適正であるよう指導を行う。
- 2 廃棄物の処理施設（最終処分場等）について、廃棄物の流出防止措置を講じる等安全対策について指導する。

第8節 火災予防対策

第1 基本方針

都市の過密化、建築物の高層化及び多様化、危険物需要の拡大等により、地震に伴う大規模火災の発生並びにこれに伴う多大な人的及び物的被害が生じることが予想される。

このため、市は消防力の強化、火災予防のための指導の徹底及び危険物等の安全確保に努める。

第2 対策

1 火災予防に関する指導（市担当部 救出防災部）

（1）一般家庭に対する指導

地区の消防団、女性消防クラブ、町内会等各種団体等を通じて一般家庭に対し、住宅用火災警報器、初期消火器具の普及徹底を図るとともに、これら器具の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における初期消火活動の徹底を図る。

（2）防火対象物の防火体制等の推進

多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生した場合の危険性が高い。このため消防法に規定する防火対象物については、防火管理者に震災対策事項を含めた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を指導し当該対象物に対する防火体制等の推進を図る。

（3）立入検査強化の指導

消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途及び地域等に応じ計画的に実施し、常に防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全な指導を行う。

（4）危険物等保安確保の指導

消防法の規制を受ける危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をする。

なお、一宮市火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても所有者に対し同様の措置を講じるよう指導に努める。

（5）震災時の出火防止対策の推進

地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

（6）危険物取扱者に対する保安教育の徹底

消防法の規制を受ける危険物製造所等において、同法に基づく危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、県の実施する取扱作業の保安に関する講習の受講を指導し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(7) 消防設備士教育の徹底

消防設備士に対し、常に新しい知識、技術を習得させるため、県の実施する講習の受講を指導し、消防用設備等の工事又は整備に関する技術の向上に努める。

(8) 建築同意制度の活用

建築物を新築、増築等の計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるように消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図る。

2 消防力の整備強化

大規模な地震による同時多発火災に対処するため、消防力の整備強化に努める。

また、市は地震防災対策特別措置法に基づき県が作成する、第5次地震防災緊急事業五箇年計画に消防用施設の整備事業を盛り込み、促進に努める。

(1) 消防体制の整備強化（市担当部 救出防災部）

大規模な地震に対応できる組織づくり、教育訓練を実施し、消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努める。また、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定に基づく消防相互応援体制の整備に努めるものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

大規模な地震に対応できるよう年次計画を立て、消防機械器具、消防水利等の整備強化に努める。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプの整備を進める。（市担当部 救出防災部）

また、河川の有効利用、プール等の耐震対策（市担当部 文教部）を図るとともに、消防力の科学化、機械化を進める（市担当部 救出防災部）

(3) 消防団の機能の強化（市担当部 救出防災部）

消防団は、常備消防隊に協力しての活動を主たる任務とするが、大規模な地震による火災という特異な状況下でその機能が十分発揮できるよう、日頃からの訓練の実施による資質の向上を図る。

附属資料第4 消防施設現況一覧

附属資料第4 消防車両配置一覧

附属資料第4 消防活動用資器材配置一覧

附属資料第4 消防水利概要

附属資料第4 消防団編成表

第9節 要配慮者の安全対策

第1 基本方針

近年の急速な高齢化や国際化、更には市民のライフスタイル等の変化に伴い、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、地震災害から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図る。

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施する。

2 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求める。

(3) 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、たすけあい避難名簿（避難行動要支援者名簿）を有効に活用する。

(4) 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者ととも避難場所から避難所への移送を行う。

第2 対策

1 社会福祉施設等における対策（市担当部 福祉部、こども部）

(1) 組織体制の整備

施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な避難誘導、救助活動、初期消火活動等を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、災害時の職員の任務分担、動員計画、非常招集体制、避難誘導體制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、利用者の実態に応じた体制づくりに努める。

(2) 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(5) 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品等の備蓄を図るよう努める。

(6) 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

2 在宅者対策

(1) 緊急連絡通報システム等の整備（市担当部 福祉部）

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急連絡通報システムの充実を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導體制の確立に努める。

(2) 資機材整備及び専門職の確保（市担当部 福祉部、総括本部）

市は、避難所においての要配慮者を考慮した資機材を整備するとともに、避難所での要配慮者ケアのできる専門職の確保に努める。

(3) 応援協力体制の整備（市担当部 福祉部）

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、県又は他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の実施（市担当部 福祉部、総括本部）

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた災害教育や防災訓練の充実強化を図る。

(5) 人にやさしい施設づくり（市担当部 福祉部等）

市は、高齢者や身体障害者等に配慮した避難施設や避難通路等の整備に努める。

3 避難行動要支援者対策（市担当部 福祉部、総括本部）

(1) 市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。

また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について別途定める。

さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順

位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

(2) たすけあい避難名簿（避難行動要支援者名簿）の整備等

ア 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者等の情報を把握する。

イ 名簿の作成

名簿の作成は、一宮市福祉部福祉総務課において執り行う。

名簿の範囲は次のとおりとする。なお、設定した要件からあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できることとする。

- ① 要介護3から5の認定を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級を所持する者
- ③ 療育手帳A判定を所持する者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑤ 難病・小児慢性特定疾病患者（神経・筋疾患等）
- ⑥ 医療的ケア児

名簿の記載事項は次のとおりとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

名簿に登録された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、町会長及び民生児童委員とする。

また、市は、条例の定めにより、又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市は次のような措置を講ずる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

- ・名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- ・市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること

- ・災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ・施錠可能な場所への名簿の保管を行うよう指導すること
- ・受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導すること
- ・名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導すること
- ・名簿情報の取扱状況を報告させること
- ・名簿の提供先に対し、個人情報^{（1）}の取扱いに関する研修を開催すること

エ 名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行う。

（3）個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。

なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、個別避難計画に掲載された情報を市の関係部署及び避難支援等関係者に事前に提供できるものとする。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩^{（2）}防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するため必要な措置を講ずる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないように、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市町村は、当該市町村の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

ウ 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

- (4) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

4 外国人等に対する防災対策（市担当部 調査情報部、総括本部）

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次の防災環境づくりに努める。

- (1) 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものにするとともに、多言語ややさしい日本語化を推進する。
- (2) 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるように、地域全体で災害時の体制の整備に努める。
- (3) 外国人に配慮した防災知識の普及活動を推進する。
- (4) 外国人も対象とした防災啓発や防災訓練の普及を図るよう努める。
- (5) 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの活用等が図られるための体制整備を推進する。

附属資料第3 要配慮者

5 災害ケースマネジメント

市及び県は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第10節 帰宅困難者支援体制の整備

第1 予想される被害状況

本市には、通勤・通学、出張、買い物、旅行等により多くの人々が流入してきており、大規模な地震災害が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難になる人々が多数発生することが想定される。特に通勤、通学等の手段は大量輸送機関である鉄道に大きく依存しているため、その機能が停止又は低下した場合、多数の徒歩帰宅者の発生が予測される。

第2 基本方針

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所等の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

このため、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報し、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校及び防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食糧の提供及び従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図っていく。

第3 対策

1 市民、事業所等への啓発

市及び県は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。また、各種の手段により徒歩帰宅が可能な場合は、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努める。

2 避難所対策、救援対策

市及び関係機関は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難対策を図る。

3 徒歩帰宅者支援の環境整備

大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置する。

4 徒歩帰宅困難者への情報提供（市担当部 総括本部、本部付）

市及び県は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

附属資料第1 徒歩帰宅支援ルートマップ

第 1 1 節 消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携

第 1 基本方針

1 消防団の充実強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

2 自主防災組織の設置推進

大規模な地震発生時には、交通機関等の途絶により防災関係機関の防災活動が阻害されることが予想されるが、このような事態において被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、要配慮者への配慮、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。

このため、市は、地域住民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもとに地域住民及び事業所等による自主防災組織の設置を推進し、その育成に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとするとともに、市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化及び訓練の実施を促すものとする。

3 防災ボランティア活動の支援

大地震により、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティア・コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。

このため、市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、震災時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

4 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

第2 対策

1 自主防災組織の設置育成（市担当部 総括本部）

市は、「一宮市市民防災組織育成規程」及び「一宮市自主防災組織設置推進要綱」に基づき、自主防災組織の設置・育成に努め、災害に対する地域連帯の強化を図る。自主防災組織が整備された地域においては、実践的な消火活動や定期的な訓練を行い、地域の防災活動の推進に努める。また、今後とも、市内全域に自主防災組織の整備を図るため、自主防災組織連絡協議会の開催、自主防災組織リーダーの育成、災害時の活動マニュアルの整備等を行う。

なお、市は、自主防災組織の育成を推進するため、活動用資機材の助成・支給及び研修会を実施するとともに、県が実施する防災リーダーの養成、地域防災力の強化及び組織運営等について支援する。

2 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努める。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材、消火器等の備蓄及び点検管理
- オ 地域内の避難行動要支援者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火等の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難情報の伝達
- オ 集団避難の実施及び避難者の把握
- カ 炊き出し及び救援物資の配布に対する協力

なお、自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町内会組織等が上記に準じた活動を行うよう努める。

3 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進

(1) 防災関係団体ネットワーク化

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

(2) 災害ボランティアセンター

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防

災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

4 ボランティアの受入体制の整備並びに協力及び連絡体制の推進

(市担当部 総括本部、総務部、福祉部)

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア 市及び県は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

(ア) 市及び県は、ボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は市町村ボランティアセンターを支援するため、広域ボランティア支援本部を設置し、市は「一宮市災害ボランティアセンターの開設及び運営に関する協定書」に基づき、市社会福祉協議会と共同で災害ボランティアセンターを設置する。

(イ) 市及び県は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体(以下「協力団体」という。)にコーディネーターの派遣を要請する。

(ウ) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

イ 市及び市社会福祉協議会は、防災訓練等において、協力団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) コーディネーターの養成

市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努める。

このため、市及び県は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修会等を実施する。なお、市は、養成したコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

市及び市社会福祉協議会は、災害時にボランティアの受入れ(受付、需給調整など)を目的とした災害ボランティアセンターの開設に備え、NPO・ボランティア関係団体等との連絡会を設置して、災害ボランティアセンターの運営方法等について意見交換に努める。

(4) 防災ボランティアの活動環境の整備

市は、県と連携してボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動が行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。

特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うよう努める。

また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

附属資料第7 自主防災組織の活動及び資機材等

第 1 2 節 企業防災の促進

第 1 基本方針

1 企業防災の重要性

企業の事業継続・早期再建は県民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。

しかし、想定されるような大規模地震においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、愛知県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要となる。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要があり、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるためのBCP等の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 企業防災の促進

市及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時の企業の果たす役割が十分に実施できるよう、BCP等の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

第 2 対策

1 企業の取組

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCP等を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水及び生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。

また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2 企業防災の促進のための取組

市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、BCP等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) BCP等の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性やBCP等の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業がBCP等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、市及び県は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

3 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。

第 1 3 節 避難対策

第 1 基本方針

大規模な地震発生時には、火災等の二次災害のおそれがあり、住民は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切である。

また、激甚な災害時には、建物の倒壊、火災の同時多発による延焼拡大等、多数の住民が死傷したり、住居を奪われる等により、迅速な避難行動が行えなかったり、結果的に長期の避難生活を余儀なくされる事態が予測される。

市は、このような場合に備えて、あらかじめ災害対策基本法施行令に基づいて指定緊急避難場所や指定避難所を選定し、当該避難所等の所有者又は管理者の承諾を得て、整備並びに避難計画の作成及び避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、要配慮者に配慮し市民の安全確保に努める。また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や、緊急避難場所を選定する。

避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。

防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。

第 2 情報伝達体制の整備

県は、市に対して災害情報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。

市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

第 3 対策

災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

1 避難場所の確保

(1) 広域避難場所の選定（市担当部 総括本部、まちづくり部、建設部、文教部）

大規模な地震発生時には、消火活動に阻害要素が考えられ、火災による延焼が心配されるため、市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じ次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。

ア 広域避難場所は、大規模な地震による火災からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）等の公共空地が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、概ね2㎡以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区住民（昼間人口も考慮する）を受け入れられるよう配置する。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。

オ 広域避難場所は、大規模な土砂くずれや浸水等の危険のないところ及び付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

カ 広域避難場所は大火輻射熱を考慮する。

(2) 緊急避難場所の選定（市担当部 総括本部、まちづくり部、建設部、文教部）

避難者が一時的に避難して様子を見る場所又は集団を形成する場所及びボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、緑地、グラウンド等を緊急避難場所として選定する。

なお、避難者1人あたりの必要面積については、広域避難場所と同様の取り扱いとする。

(3) 避難場所標識の設置等（市担当部 総括本部、市民部、文教部、環境部）

避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておくものとする。

附属資料第4 指定緊急避難場所・広域避難場所

附属資料第4 緊急避難場所

2 避難所の整備

(1) 避難所等の整備の目安（市担当部 総括本部）

市は、東海・東南海地震が連動で発生した場合の予測避難者数である74,500名（平成15年度愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書に基づく）を想定し、さらに市町相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

(2) 避難所の配置（市担当部 総括本部）

市は、避難者が最寄りの避難所へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。

(3) 避難所の事前選定（市担当部 総括本部）

市は、次の点に留意して避難所を選定する。

ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な

公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定する。

イ 防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設は避けること。

ウ 指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくこと。

エ 災害発生時に複数の避難者がやむを得ず、事前選定した避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認・登録する。

(4) 避難所として適当な施設（市担当部 総括本部）

ア 被災に対する救援、救護活動を実施することが可能な地域で、耐震、耐火の建築物であるか又は仮設住宅、幕舎等を設置することが可能な規模を有するものとする。

イ アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 地割れ、崩落等が予想されない地盤・地質の地域にあるものとする。

エ 周囲に多量の可燃物質の貯蔵施設がないところとする。

オ 避難場所との距離が比較的短く、その経路が安全と認められるところとする。

カ その他、被災者が生活するうえで、市長が適当と認めるところとする。

キ 利用できる面積を3㎡で除し、四捨五入し、収容人員の目安とする。

(5) 指定避難所

市は、大規模災害時における多数の避難者の受入れ並びに食糧、飲料水、生活必需品等の配布等の救援活動を行うための地区拠点避難所として、市立小中学校の屋内運動場及び武道場を指定（以下「指定避難所」という。）する。

なお、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

(6) 避難所における必要面積の確保（市担当部 総括本部、市民部、福祉部、文教部）

市は、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。

(7) 福祉避難所の整備

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。

(8) 避難所が備えるべき設備（市担当部 総括本部、市民部、福祉部、文教部）

避難所には、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、給水タンク、貯水槽、防災井戸、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、炊き出し設備、入浴設備等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努め、移動型バリアフリートイレの活用について検討する。また、必要に応じ指定避難所の電力

容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、避難所に備えつけ利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード、Wi-Fi等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(9) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(10) 避難所の運営体制の整備（市担当部 市民部）

ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

オ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、受入体制を住民へ周知徹底する。

カ 感染症対策について、平常時から防災対応部局と保健福祉担当部局が連携して取り組みを進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(11) 避難者等の情報把握

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

(12) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい

場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

附属資料第4 指定避難所

附属資料第4 補助避難所

3 避難路の確保と交通規制（市担当部 総括本部、調査情報部、建設部）

市街地の状況に応じて、次の基準により緊急避難場所への避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- ア 避難路は概ね8m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物及び危険物施設がないこと。
- イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ウ 避難路は相互に交差しないこと。
- エ 浸水等の危険のない道路であること。
- オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

4 避難に関する広報（市担当部 総務部）

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図る。

また、緊急避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや広報・PR紙等を活用して広報活動を実施する。

（1）避難所等の広報

次の事項につき、防災マップ等を活用して地域住民に対する周知徹底に努める。

- ア 緊急避難場所、避難所の名称
- イ 緊急避難場所、避難所の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ 緊急避難場所、避難所への経路
- オ その他必要な事項
 - （ア）指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと
 - （イ）指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

（2）避難のための知識の普及

必要に応じ、住民に対して次の事項の普及のための措置をとる。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識
 - （ア）避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親

- 威・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること
- (イ) あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと
- (ウ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること）
- (エ) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと

ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

- ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
- イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。
- ウ 市町村及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

5 避難誘導等に係る計画の策定（市担当部 総括本部、調査情報部）

市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておく。その際、複数河川の氾濫等の複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市は、次の事項に留意して、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

- ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人員
- ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法
- エ 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (ア) 給水措置
 - (イ) 給食措置
 - (ウ) 毛布、寝具等の支給
 - (エ) 衣料、生活必需品の支給
 - (オ) 負傷者に対する応急救護
- オ 避難所の管理に関する事項
 - (ア) 緊急避難場所、避難所の秩序保持
 - (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による現地広報

(ウ) 住民組織による広報

(2) 防災上必要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等の周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。

ア 防災上重要な施設においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 学校及び教育行政機関においては、児童・生徒を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所及び避難所等の選定及び保健衛生並びに給食等の実施方法について定める。

ウ 病院においては、患者や他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合の他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する避難の実施方法等について定める。

6 食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄と調達（市担当部 総括本部、市民部、福祉部、調査情報部、上下水道部）

市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム（B-P L o）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。また、災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品等を調達できるよう、平常時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

第14節 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

第1 基本計画

市及び防災関係機関は、地震発生時における応急対策活動を円滑に実施するために、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技術を習得させるための研修の実施等の人材育成を行うことが肝要であり、また、大規模な地震に対処するには、防災関係者が地震に関する深い知識と防災資機材を自由に駆使できる知識、技術の習得が必要である。

更に、避難生活を強いられた場合の要配慮者に配慮した資機材整備に努める必要もある。

第2 対策

1 防災用拠点施設の整備（市担当部 総括本部）

市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設・設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

その一環として、市は、市役所及び中学校（避難所）の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。また、迅速な緊急地震速報の伝達のための伝達体制及び通信施設、設備等の充実に努める。

2 防災中枢機能の充実（市担当部 総括本部）

市及び防災関係機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

3 防災関係機関相互の連携（市担当部 総括本部）

- (1) 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
- (3) 市、県及び防災関係機関は、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに

に、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

4 防災施設の整備促進（市担当部 総括本部）

大規模な地震においては、道路等が寸断され、消防関係機関の活動に制約を受けることも予測されるため、住民による可搬式小型動力ポンプでの消火活動や、スコップ、バール等を活用しての救助活動が効果的であると考えられる。

また、住民が避難生活を強いられた場合に重要となる仮設トイレ及び毛布等の避難所用資機材の事前整備の必要性もあり、市は、地域における災害応急対策の促進のため国及び県の補助制度を有効に活用し、大規模な地震に耐える耐震性貯水槽（飲料水兼用）の設置並びに可搬式小型動力ポンプ、救助救出用資機材及び避難所用資機材等の整備に努めるとともに、これらの資機材を分散配置するために、耐震性備蓄倉庫や防災倉庫等の整備を図る。

附属資料第5 防災備蓄倉庫所在地一覧

附属資料第7 自主防災組織の活動及び資機材等

5 救助・救急に係る施設・設備等（市担当部 救出防災部）

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

また、市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

6 防災担当者の育成（市担当部 総括本部、救出防災部）

地震災害に対処するため、市職員・消防団員等に対して地震災害活動の教育訓練の徹底を図るとともに、企業等の自衛消防隊員にも教育訓練の指導を実施し、その技術向上を図ることとし、大規模な地震に的確に対処し得る人材を育成する。

7 被災証明書の発行体制の整備（市担当部 調査情報部）

(1) 市は、災害時に被災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住宅被害の調査や被災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、被災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

(2) 市は、効率的な被災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第15節 防災訓練及び防災意識の向上

第1 基本方針

地震災害を最小限に食い止めるには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日頃から地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市は、防災訓練、教育、広報、市民相談等を通じて防災意識の高揚を図る。

国、県及び市は、防災週間及び津波防災の日等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。

また、南海トラフ地震については、地震予知から短い時間を有効に活用して発災に備えた事前対策を実施するため、また誤情報・混乱を防止するため、防災担当者はもとより市民が正しい知識を持っていることが不可欠であり、広報・教育がとりわけ重要である。

その際には、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

第2 対策

1 防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練（市担当部 各部）

市は、防災関係機関、民間企業、ボランティア団体等の協力・連携のもとに、大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるよう努め、次のとおり実施する。

ア 東日本大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の連携体制づくりのため、現地指揮本部訓練、広域応援体制訓練及びボランティアの受入体制の訓練等を実施する。

イ 非常配備員の参集訓練、並びに南海トラフ地震臨時情報に伴う情報の伝達・広報の訓練並びに地震発生へ向けての緊急応急対策の実施訓練等を実施する。

(2) 図上訓練等（市担当部 各部）

職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び各部において応急対策活動に従事する要員に対して、様々な複合災害を想定した実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施し、各種対策や計画の見直しに努める。

(3) 通信連絡訓練（市担当部 各部）

災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからぬ被害を受けることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し通信の円滑な運用を確保するためには、機関ごとに災害時における情報の収集及び伝達の要領、更には内部処理の方法並びに通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実施する。

(4) 浸水対策訓練（市担当部 救出防災部、建設部）

浸水対策の一環として市は、愛知県尾張水害予防組合及び一般市民と一致協力して水災の警戒及び防ぎよに当たり、万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、水防工法等の訓練を実施する。

(5) 動員訓練（市担当部 各部）

市は、地震災害における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

(6) 広域応援訓練（市担当部 総括本部）

市及び県は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(7) 防災訓練の指導協力（市担当部 総括本部等）

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関及び自主防災組織等が実施する防災訓練について計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(8) 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

2 防災のための意識啓発

(1) 市は、地震発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、学校、企業等へ地震災害に関するDVDなどを貸し出して、防災教育の推進を図る。

ア 地震に関する基礎知識

イ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識

ウ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識

エ 警報等や避難情報の意味と内容

オ 正確な情報の入手

カ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容

- キ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
 - ク 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
 - ケ 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
 - コ 避難生活に関する知識
 - サ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
 - シ 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影する等）
 - ス 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
 - セ 住居の耐震診断と必要な耐震改修等の内容
 - ソ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
 - タ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 市は、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。
- また、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、事に臨んで市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。
- ア 平常時の心得に関する事項
 - イ 地震発生時の心得に関する事項
 - ウ 緊急地震速報の利用の心得に関する事項
- さらに、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。
- (3) 自動車運転者に対する広報（市担当部 調査情報部、総括本部）
- 地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう、市広報等により周知する。
- (4) 家庭内備蓄の推進（市担当部 総括本部、上下水道部）
- 災害発生時にはライフライン途絶等の事態が予想され、食糧、飲料水、生活必需品等の入手が困難になるおそれがあるため、市は、食糧、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。
- なお、発災以前においては、避難者等に食糧、飲料水、生活必需品等の供給はしないことを、日頃から市民に周知する。
- (5) 地震保険の加入促進
- 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度

であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、県、市等は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

(6) 報道媒体の活用及び協力要請（市担当部 総括本部、本部付）

災害発生時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から被害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、市民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。

また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、地震対策に係る報道の協力を要請する。

通信事業者は災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(7) 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

3 防災のための教育（市担当部 文教部、総括本部）

(1) 学校における地震防災教育

ア 児童・生徒の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校等において防災上必要な防災教育を行う。

なお、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

なお、防災対応能力の向上を図るため、次に掲げる内容を目標とする。

(ア) 地震発生のメカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなど、学年に応じた科学的な理解を深めさせる。

(イ) 地震発生時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動が迅速にとれる能力を身につけさせる。

(ウ) 地震発生時に、児童・生徒が進んで他の人や集団、地域の安全に役立つことができるような態度・能力を養う。

イ 災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。

なお、計画作成及び訓練実施にあたっては、次の点に留意する。

(ア) 訓練は学校行事などに位置付けて計画し、全職員の協力と児童・生徒の自主的活動

を重視し、十分な効果を収めるように努めること。

- (イ) 訓練は毎年3回以上実施し、学校種別・学校規模・施設設備の状況、児童・生徒の発達段階など、それぞれの実情に応じて、具体的かつ適切なものとする。
- (ウ) 訓練にあたっては、事前に施設設備の状況、器具・用具などについて、常に使用できるよう安全点検を実施するとともに、訓練による事故防止に努めること。
- (エ) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童・生徒の組織を確立し、各自の役割を周知徹底しておくこと。
- (オ) 訓練実施後は、十分な反省を行い、計画の修正及び整備を図ること。

(2) 市民に対する地震に関する知識の普及

市は、地震防災に関する正しい知識の普及と防災思想の高揚を図るため、次の啓発を実施する。

ア 町内会等に対する啓発

町内会の各種行事を通じて、また、リーダー等を対象とした研修会を開催するなどにより、地震発生時等における地域住民自らの防災活動について積極的に助言、指導を行い、防災意識の高揚を図る。

町内会等に対する普及啓発事項は次のとおりとする。

- (ア) 初期消火、救出、救急法等についての技術的指導及び助言を行う。
- (イ) 地域での防災用品の備蓄を推進する。
- (ウ) 地域特性に応じた地震対策の検討を促進する。
- (エ) 研修会、講習会及び施設見学の実施、また、町内会等の行事に防災DVD・展示パネル等を貸し出す等により、地震防災に関する種々の知識習得を啓発する。
- (オ) 地域での防災訓練の実施を促進する。
- (カ) 災害時における、市災害対策本部と自主防災組織との連携の必要性についての認識を促す。

- a 被害状況等の災害情報収集活動への協力
- b 「高齢者等避難」、「避難指示」の避難情報伝達活動への協力
- c 市災害対策本部、地区連絡所、災害相談等に関する連絡窓口の周知
- d 町内会単位での非常連絡網の整備

- (キ) 第11節第2-2「自主防災組織の活動」についての周知及び実践の推進
- (ク) その他自主防災活動に関する必要な事項

イ 事業所（自衛組織）に対する啓発

市は、事業所の関係者等に対して、あらゆる機会をとらえ防災意識の高揚を図る。

事業所に対する普及啓発事項は次のとおりとする。

- (ア) 自衛組織の充実
- (イ) 防火管理体制の強化
- (ウ) 危険物等の管理体制の強化
- (エ) 防災訓練の充実
- (オ) 防災用品の備蓄
- (カ) 地域自主防災組織との協力

(3) 職員に対する地震教育（市担当部 各部）

職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、必要な知識や心構えなど次の事項について、各部・班での研修会の開催、印刷物の配布等を通じて教育する。

ア 職員等が果たすべき役割

災害対策関係法令、地域防災計画及び災害対策本部各部の対策活動に関する解説、研究を行い、災害対策活動における任務の自覚と認識を深めるとともに、必要な知識・技能の習得を図る。

なお、市各部は、活動内容に応じた部単位の災害対策活動マニュアルを作成し、職員に周知するものとする。

イ その他地震に関する一般的な知識

(ア) 地震に関する基礎知識

(イ) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識

(ウ) 予想される地震に関する知識

(エ) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(オ) 地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識

(カ) 家庭の地震防災対策と自主防災組織の育成強化対策

(キ) 今後地震対策として取り組むべき必要のある課題

(4) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

附属資料第7 防災DVD等一覧

4 防災意識調査及び地震相談の実施

市は、住民の地震についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を防災関係機関と有機的な連携のもとに実施する。

(1) 防災意識調査の実施（市担当部 本部付、総括本部）

市民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため市民及び各団体からの意見聴取等の防災意識調査を必要に応じ実施する。

(2) 耐震相談（市担当部 建築部）

地震が起きたとき、はたして我が家は大丈夫かという市民の不安を解消するため、耐震相談に応じる。

また、住宅の現地診断についても適宜実施するものとする。

(3) 地震に関する相談（市担当部 総括本部、各部）

地震についての不安をもっている市民のために、市及び防災関係機関は、相談に応じる。

第16節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

(地震防災緊急事業五箇年計画)

第1 基本方針

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備するにあたり、地震防災対策特別措置法に基づき県が作成する「地震防災緊急事業五箇年計画」に当該事業を盛り込み、積極的に整備の促進を図る。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条第1項の規定により当市が定める地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画は、この「第4次地震防災緊急事業五箇年計画」によるものとする。

第2 地震防災緊急事業五箇年計画の概要

- 都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する五箇年計画
- 計画の対象地域は、南海トラフ地震防災対策推進地域を含む、愛知県全域
- 作成主体は、愛知県知事
- 計画の内容は、地震防災対策特別措置法第3条第1項に掲げる施設等の整備等
- 一部の事業については、国の補助率のかさ上げがある。

第 1 7 節 他機関との相互協力の推進

第 1 基本方針

地震発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、市及び単一防災関係機関のみでは応急対策活動が困難又は不可能となる事態も考えられるため、各機関は、災害時の応急対策活動を円滑に実施するため、平素から相互に連絡をとり、応急対策相互協力体制の整備に努める。

第 2 対策（市担当部 各部）

市は、市域内における災害対策を実施するため、災害対策基本法第 6 7 条第 1 項の規定により、他の市町村に対し応援を求めることができるが、災害時に円滑な応援が得られるようあらかじめ相互に要領等を明記した応援協定等を締結するよう努めるものとする。

第3章 南海トラフ地震に対する防災対応

第1節 総則

第1 南海トラフ地震に対する防災対応の意義

本章は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号、平成25年一部改正。以下「南海トラフ特措法」という。）」第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として必要とされる対策を中心に、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、南海トラフ地震に対する防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2 南海トラフ地震に対する防災対応の性質

- 1 本章は、南海トラフ地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、市、県及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- 2 本章中、推進地域に係る部分は、「南海トラフ特措法」第5条第2項の規定に基づく推進計画に位置づける。

第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市に係る地震防災に関し、指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第5節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第4 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ特措法に基づく推進地域の指定基準は、震度6弱以上の揺れ又は3メートル以上の津波が予想される市町村であり、当市も指定されている。

第2節 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備

1 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材の確保は、別紙「東海地震に関する事前対策計画 第4節「発災に備えた資機材、要員等の配備」」により実施する。

なお、市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資、資機材の供給の要請をすることができる。

2 人員の配備

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、市計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

第2 他機関に対する応援要請

他機関による応援要請は、第4章第1節第5「関係機関等への協力要請」及び第8節「自衛隊災害派遣」によるものとする。市は、円滑な応援が受けられるよう、受援に関する計画を作成し、受援体制を整えておくものとする。

第3 帰宅困難者への対応

民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策をはじめとした帰宅困難者への対応は、第4章第2節「帰宅困難者対策」によるものとする。

第4 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されるため、発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、県及び市は、国、大学、研究機関等と連携を図りつつ、その対策について充実させるよう検討するものとする。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第1 方針

南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難所、救助活動のための拠点施設その他消防用施設をはじめ、緊急輸送道路、通信施設等各種防災関係施設を整備するものとし、市は、これら防災施設につき期間を定め関連事業と整合を図り、早急に必要な整備を図る。

第2 実施内容

施設等の整備に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。建築物、構造物等の耐震化については第2章第5節「建築物等の耐震推進」、緊急輸送道路の整備については第4章第2.2節「緊急輸送道路の確保」に準ずるものとする。

第4節 南海トラフ地震臨時情報の受理・伝達

第1 方針

中央防災会議の「南海トラフ地震部防災対策推進計画」及び「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」に基づき、令和元年5月31日から、従前の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」及び「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」に代わり、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の発表が開始された。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や、南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は、南海トラフ地震臨時情報や南海トラフ地震関連解説情報を発表する。

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に発表される情報であるため、情報の受理・伝達を迅速に行う。

また、南海トラフ地震関連解説情報は、観測された異常な現象の調査結果を発表した後、状況の推移等を発表する場合や、評価検討会の定例会合での調査結果を発表する情報である。

南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報の二つの情報を合わせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ。

第2 実施内容

1 南海トラフ地震臨時情報の発表

気象庁は、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、南海トラフ地震臨時情報を発表する。

2 南海トラフ地震臨時情報の伝達

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、短時間で正確かつ広範に伝達できるよう、避難指示等に準じた多様な伝達手段の確保を図るとともに、あらかじめ伝達内容や伝達体制を検討しておくものとする。

なお、市は、南海トラフ地震臨時情報の内容のほか、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項についても周知するものとする。周知にあたっては、第4章第5節「広報」にある方法の中から、内容に応じた適切な方法を用いるものとする。

3 対応の基本的な考え方

市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、防災対応を検討するものとする。

住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」

という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討するものとする。

住民等は、日頃からの地震への備えの再確認とともに、すぐに逃げられる態勢の維持、非常持出品の常時携帯などの特別な備えの実施等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて可能な限り地震発生を意識した行動を取ることを基本とするものとする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、避難場所、避難経路及び避難誘導手順の再確認の徹底や、従業員や施設利用者への情報の正確かつ迅速な伝達など、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとする。

第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、所要人員を配備し情報収集等を行う。

警戒配備に係る所要人員は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）発表に備え、参集メールによる情報伝達に留意する。

第2 南海トラフ地震臨時情報に対する指令基準及び配備体制

配備区分	指令基準	配備人員	主な措置
—	南海トラフ臨時情報（調査中）が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・総括本部総括本部班所要人員 ・救出防災部情報班員 	情報収集、連絡体制の整備
南海トラフ監視配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき 	上記のほか <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・本部付報道班所要人員 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・情報収集、連絡体制の整備 ・住民への周知、呼びかけ
南海トラフ警戒配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき 	上記のほか <ul style="list-style-type: none"> ・本部長、副本部長 ・各部の部長、職務代理者 ・各部の班長、副班長（緊急初動部地区連絡所班・指定避難所班等を除く） ・災害対策本部受付要員 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・本部会議の開催 ・情報収集、連絡体制の整備 ・住民への周知、呼びかけ ・避難対策等

第3 「南海トラフ地震臨時情報」（調査終了）が発表された場合の対応

（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合は、地震災害にかかる危険がなくなつたと認め、配備体制を解除する。

第4 災害対策本部等の組織及び分担任務

別紙「東海地震に関する事前対策計画 第2節「災害対策本部等の設置及び要員の参集」」に準じ、「東海地震」を「南海トラフ地震」、「東海地震予知情報」を「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」に読み替えて準用するものとする。

第5 体制の伝達

別紙「東海地震に関する事前対策計画 第3節「警戒宣言発令時等の情報伝達・収集」」による。

第6節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

第1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、警戒配備として所要人員を配備し、住民への周知・呼びかけ等を行う。

第2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

市及び県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

第3 住民への周知・呼びかけ

市及び県（防災安全局、関係局）は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認及びすぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

第4 避難対策等

1 地域住民等の避難行動等

市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難情報により事前の避難を促す。

市及び県（防災安全局、関係局）は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を平常時から確認して国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等を除く）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認及びすぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかける。

2 事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住

民に対しては、市において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。

第5 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。また、県は市が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。

- 1 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 2 事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法

第6 広域応援部隊の活動

先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊及びTEC-FORCEは、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和2年5月改訂）に基づき活動するものとする。

第7 滞留旅客、帰宅困難者に対する措置

滞留旅客、帰宅困難者の保護等に必要な措置は、第4章第2.1節「帰宅困難者対策」により行う。

第7節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応

第1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容その他これらに関連する情報(以下「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等」という。)が発表された場合は、監視配備として災害対策本部を設置し、避難対策等を検討する。

第2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

市及び県(防災安全局、関係局)は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

第3 住民への周知・呼びかけ

市及び県(防災安全局、関係局)は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認及びすぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかける。

第 8 節 防災訓練

第 1 方針

南海トラフ地震における応急対策及び関係機関との調整の円滑化等を目的として、必要に応じて防災訓練を実施する。

第 2 実施内容

第 2 章第 1 5 節「防災訓練及び防災意識の向上」により実施する。

第9節 地震防災上必要な教育

第1 方針

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織及び事業所の自衛消防組織と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第2 実施内容

1 職員に対する教育

地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、職員に対し必要な防災教育を行うものとする。なお、この教育については、各部で実施する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 市民に対する知識の普及

市は、市民に対する防災啓発を実施する。なお、この啓発は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、ビデオなどの映像、各種講演会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的・実践的な啓発を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (3) 地震等に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる地震災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識

- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (12) 自動車運転中における地震対応

3 児童、生徒等に対する教育

児童生徒等及び防災上重要な施設管理者等に対する教育は、第2章第15節「防災訓練及び防災意識の向上」に準じて実施する。

4 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるための窓口について、相談の内容ごと適切に案内するものとする。

別紙 東海地震に関する事前対策計画

第1節 総則

第1 「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始に伴う対応について

平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始され、令和元年5月の見直しにより「南海トラフ地震臨時情報」の発表が開始されている。これに伴い「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応を含む南海トラフ地震への対応は、第3章「南海トラフ地震に対する防災対応」で定めている。

「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始と併せて、「東海地震に関連する情報」の発表は行われていないが、東海地震に関する既存の計画等（「東海地震応急対策活動要領」等）を含むは廃止されていないことから、本章については、国の対応方針が定まった際に見直すこととする。

第2 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合、又は東海地震注意情報が発表された場合に、地震発生に備えての防災上緊急に実施すべき応急対策（以下「緊急応急対策」という。）を混乱なく迅速に実施することにより、地震被害の軽減を図るものである。

本市においては、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域の指定にはなっていないものの、東海地震注意情報の発表、更には警戒宣言の発令等の場合には、地震の発生に伴う災害の発生を防止し、又は軽減するとともに、地震関連情報の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止することは極めて重要な課題であり、市及び防災関係機関は、この計画を基本とした各々の計画に基づき、緊急応急対策の万全を期するものとする。

第2節 災害対策本部等の設置及び要員の参集

市は、緊急応急対策を実施するにあたっては、災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部を速やかに設置し、必要な要員を迅速に配備してその推進を図る。また、各防災関係機関は、地震災害の発生を防ぎよするための活動体制を整備する。

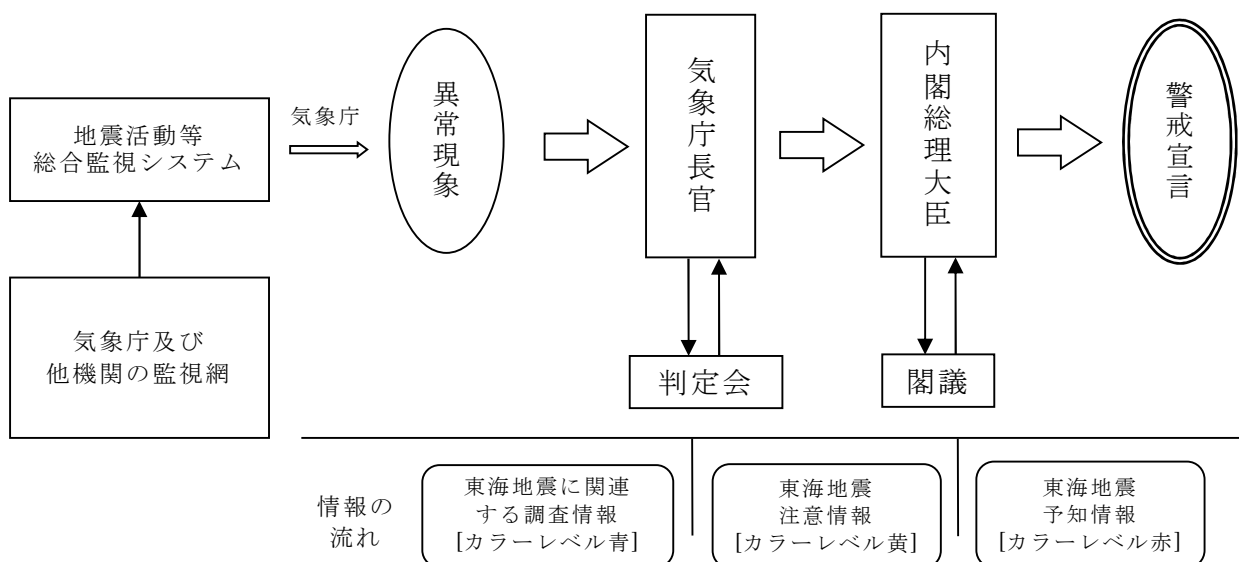
なお、市は、災害対策本部による緊急応急対策を混乱なく円滑に実施するため、災害対策本部設置の前段において、災害対策要員参集の準備手配、その他災害対策本部運営に関する準備措置を講じるための組織体制（以下「地震警戒準備体制」という。）を確立するものとする。

※参考 東海地震に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表す指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種類	内容等		防災対応
東海地震予知情報 カラーレベル赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		警戒宣言 地震防災応急対策
東海地震注意情報 カラーレベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		準備行動の実施 市民への広報
東海地震に関連する 調査情報 カラーレベル青	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	平常行政体制
	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	情報収集連絡体制

〔東海地震に関する警戒宣言発令までの流れ〕



第1 地震警戒準備体制（市担当部 総括本部）

1 地震警戒準備体制の設置

市長は、気象庁から東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、地震警戒準備体制をとる。

ただし、安心情報である旨の東海地震に関連する調査情報（臨時）が第1報として発表された場合は、地震警戒準備体制はとらないものとする。

2 地震警戒準備体制の業務

東海地震に関連する調査情報（臨時）の続報、その他地震関連情報の収集及び分析並びに事態の推移による災害対策本部設置への迅速な移行準備に関し、必要な措置を実施する。

- (1) 地震関連情報等の収集、分析
- (2) 災害対策本部の動員にかかる準備（各部長に対し、配備要員へ事前情報提供するよう依頼）
- (3) 災害対策本部運営にかかる資機材等の準備
- (4) その他必要な事項

3 組織体制

- (1) 第3章第5節「南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制」に定める体制をとる。
- (2) 危機管理監は、地震警戒準備体制の業務を総括管理する。

なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表から災害対策本部を設置するに至るまでの時間的経過は、想定される地殻活動の内容等により大きく異なるものであるため、状況に応じて臨機の措置をとるものとする。

4 地震警戒準備体制の廃止

災害対策本部を設置するに至ったとき、又は安心情報である旨の東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、地震警戒準備体制を廃止する。

第2 災害対策本部

1 災害対策本部の設置

市長は、東海地震注意情報が発表された場合、又は、警戒宣言が発令された場合に、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部の標識掲示

災害対策本部を設置したときは、速やかに「一宮市災害対策本部」の標識を掲示する。

3 組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、一宮市災害対策本部条例及び一宮市災害対策本部要綱の定めるところによる。

4 災害対策本部の業務

災害の発生に備え、特に次の事項を重点とした緊急応急対策を実施するものとする。

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言等の東海地震に関連する情報の受伝達
- (2) 市民への情報伝達と協力依頼

- (3) 防災関係機関との連絡調整
- (4) 災害発生に備えた応急対策の事前準備

5 災害対策本部の廃止

東海地震注意情報又は東海地震予知情報を解除する旨の当該情報が発表されたとき、若しくは、大規模地震対策特別措置法第9条第3項に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発表されたときは、災害対策本部を廃止する。

6 県への報告

市長は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、知事に対してその旨を報告する。

7 本部員会議

- (1) 本部員会議は、各部における緊急応急対策実施状況の掌握、また連携に関して調整が必要な場合等において、適宜開催する。

なお、各部長が会議の招集を必要と認めるときは、副本部長にその旨申し出るものとする。

- (2) 本部員会議は、市役所本庁舎スマート防災会議室（同室で実施することが困難であるときは、消防本部大会議室）で実施するものとする。

第3 動員

1 勤務時間内

各部長は、直ちに地震配備区分に応じた必要な職員を配備し、災害対策活動を命じる。

2 勤務時間外

別に定める職員の動員計画に定めるところにより、必要な職員を緊急参集する。なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された以降においては、職員は自ら報道媒体等での情報収集に留意し、自己の判断で参集するよう努める。

3 動員時の服装等

動員時の服装等については、第4章第1節第3 2 (1)「服装、携行品」に定める事項を準用する。

4 疾病等により動員から除外する職員

疾病等により動員から除外する職員は、第4章第1節第3 4「動員の除外」に定める事項を準用する。

第4 各部の措置

災害対策本部各部の所掌事務は、一宮市災害対策本部要綱に定めるところによる。

なお、次の事項については、十分留意して活動にあたるものとする。

1 参集状況等の報告

各部においての職員の参集状況を危機管理監へ適宜報告する。

2 部内職員への情報伝達

本部からの指示、情報等は、部内職員に迅速かつ的確に伝達する。

3 総括本部への報告

各部の緊急応急対策の実施に伴って収集した情報、その他住民等からの通報により配慮すべき情報を入手したときは、当該部の対応によって解決されたものを含め、総括本部へ報告する。

4 各部の連絡調整

対策の実施にあたって、他部の応援等が必用な事項が発生したときは、危機管理監に対して調整をとるよう要請する。

第5 防災関係機関の活動

防災関係機関は、東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言が発せられた場合は、災害対策本部等の組織を設置し、予想される社会的混乱の発生を防止するための必要な配備体制をとるとともに、所管の緊急応急対策活動を行う。

第3節 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集

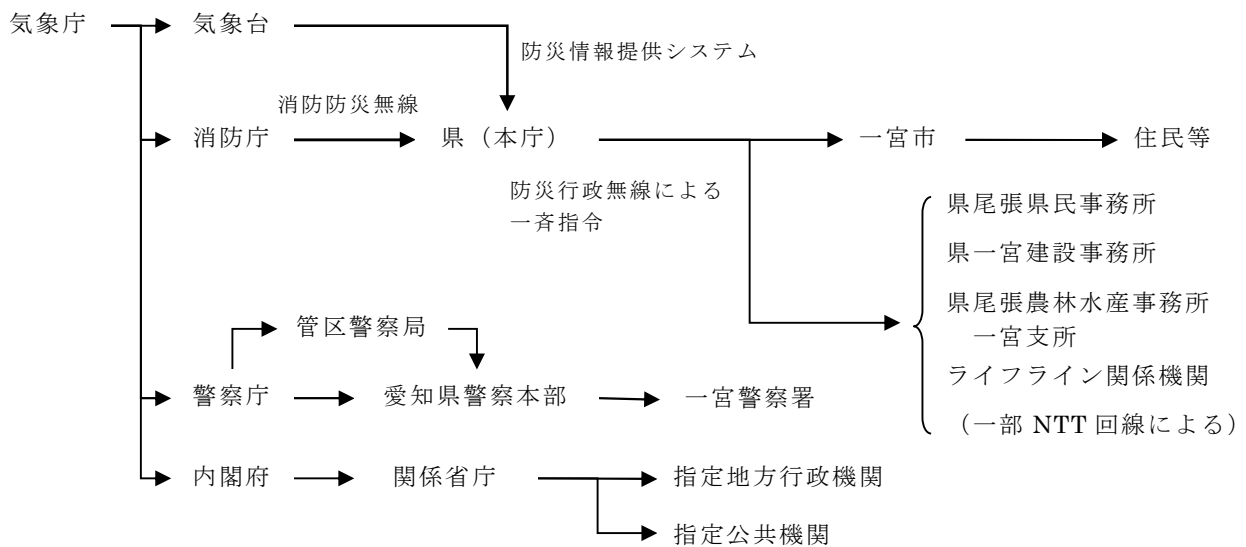
警戒態勢をとるべき旨の周知、緊急応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。

第1 地震関連情報の伝達

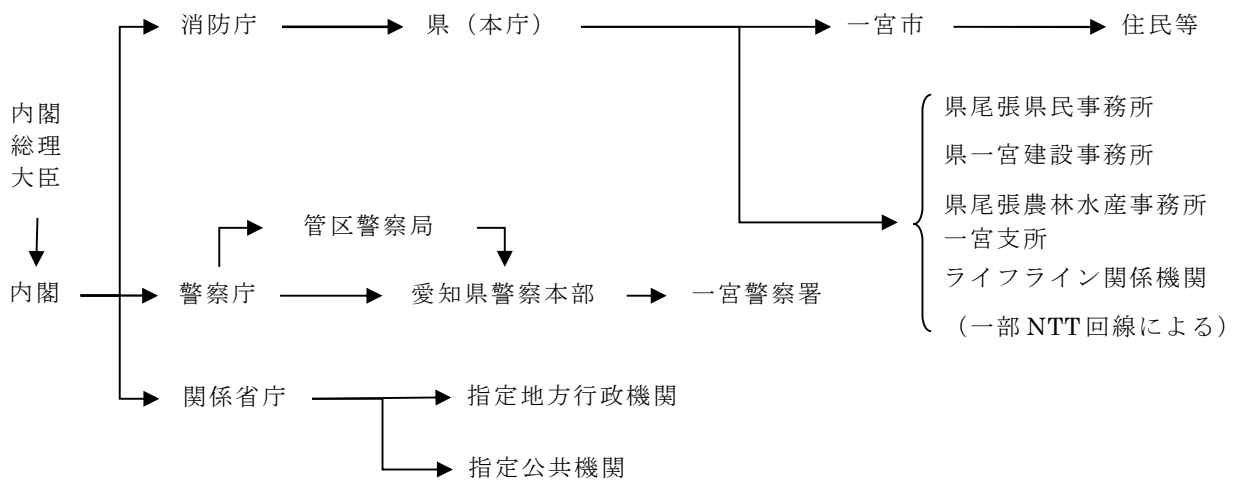
1 伝達系統

(1) 機関伝達系統

ア 東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報）



イ 警戒宣言



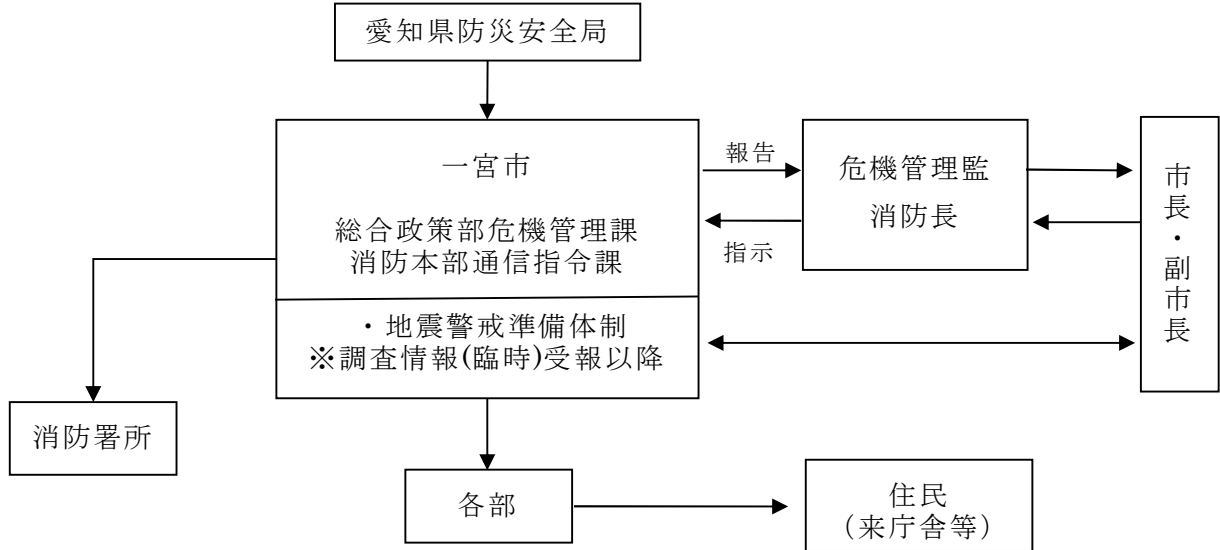
(2) 市の伝達系統

市による伝達系統は、次の系統によるものとする。

また、市は、情報の収集・伝達に関しての処理結果を記録するものとする。

ア 東海地震に関連する調査情報

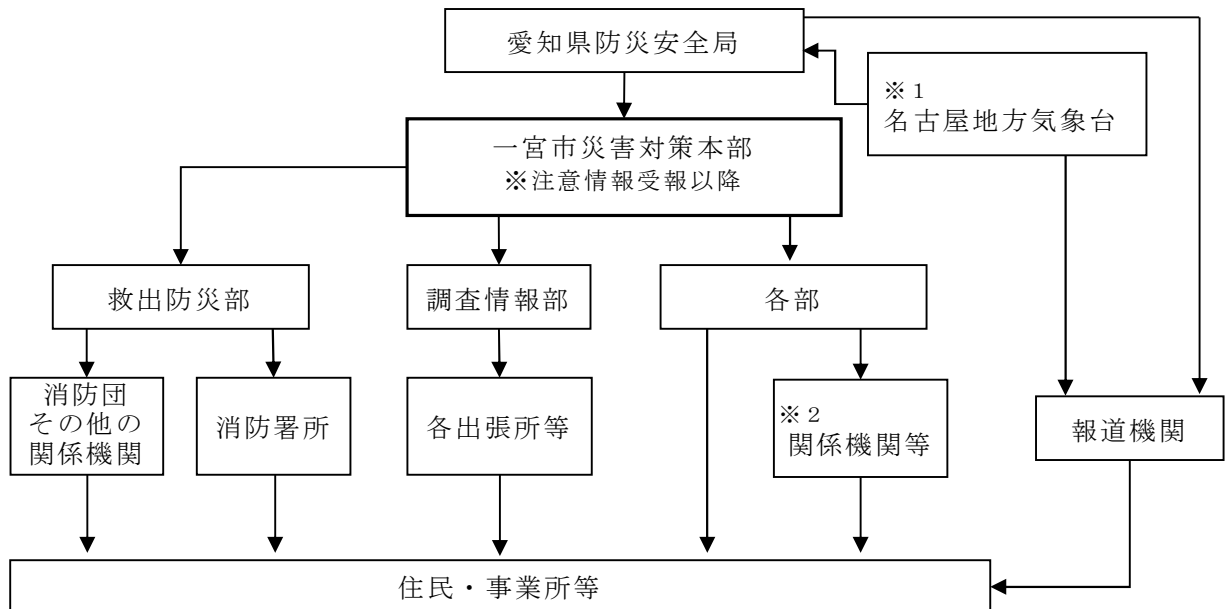
東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達にあつては、地震監視配備体制をとる。



ただし、安心情報である旨の東海地震に関連する調査情報（臨時）が第1報目として発表された場合の伝達は、消防本部通信指令課において平常事務の範疇で処理する。

イ 東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言

市職員への伝達については、東海地震注意情報にあつては地震警戒配備体制、警戒宣言の発令にあつては地震非常配備体制をとる。



※1 東海地震注意情報及び東海地震予知情報のとき

※2 関係機関等とは、各部等の所管に係る防災対策上の業務に関連して、連絡通報の必要があると認められる団体及び事業所をいう（あらかじめ各部等で定めておくものとする）。

なお、警戒宣言が発せられた以降における東海地震予知情報等の伝達は、電話回線が不通となる事態等も予測され、報道機関の協力を得てテレビ・ラジオ等による方法で実施することが最も迅速かつ効果的であるため、この系統を主体とする。

また、必要に応じて、伝令の派遣等による伝達を行う。

2 その他の防災関係機関の情報伝達

各防災関係機関は、法令又は自己の計画に定めるところにより、関係機関及び関係者等に伝達するものとする。

第2 警戒宣言発令時等の広報

1 東海地震注意情報発表時の広報

(1) 施設利用者等への情報提供

警戒宣言が発令された場合には、公共交通機関の運行規制、また道路交通規制等により帰宅困難者の発生や交通渋滞等が予測される。このため、市及び多数の人が集まる施設を管理する事業者等は、施設の特性に応じ東海地震注意情報が発表された段階から施設利用者等にその旨を周知するとともに、帰宅を促すよう努め、混乱の防止を図る。

(2) 市民への広報

東海地震注意情報が発表された旨及びその内容並びに警戒宣言発令へつながる可能性の前段である旨等を周知するとともに、以後の情報に注意し、警戒宣言発令に備えての準備や心構えを持つこと等について広報する。

なお、正確な情報を確実に伝達することには十分留意し、混乱の発生防止及び不安の解消に努めるものとする。

2 警戒宣言発令時の広報

警戒宣言が発令された場合の広報内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言及び東海地震に関連する情報の内容
- (2) 市民及び事業所等が緊急にとるべき措置
- (3) 交通規制等の状況及び公共交通機関の運行状況
- (4) ライフライン、金融機関等に関する情報
- (5) 小規模小売店等に対する営業の確保の呼びかけ
- (6) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (7) その他状況に応じた必要事項

3 広報手段



広報は、次の方法及び系統で行うほか、報道機関、町内会等への協力を求めるなど、あらゆる手段・媒体を活用して行う。

また、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者への対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語ややさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

- (1) 広報車等（消防車、市広報車）

(2) 市出張所等放送設備

(3) 防災信号（警鐘、サイレン）（※警戒宣言発令以降において実施）

警鐘	サイレン
(5点)  10回以上打鐘	約4.5秒吹鳴 約1.5秒停止  5回以上吹鳴

(4) 電話

(5) あんしん・防災ねっと

(6) 携帯電話緊急速報メール

(7) 横断幕、懸垂幕

このほか、あらゆる手段・方法により防災関係機関及び各種団体等の協力を得て広報を実施する。

4 相談窓口の開設

市は、市民からの相談、問い合わせ等に対応できるよう、相談窓口の体制を整えるものとする。

5 報道機関との応援協力関係

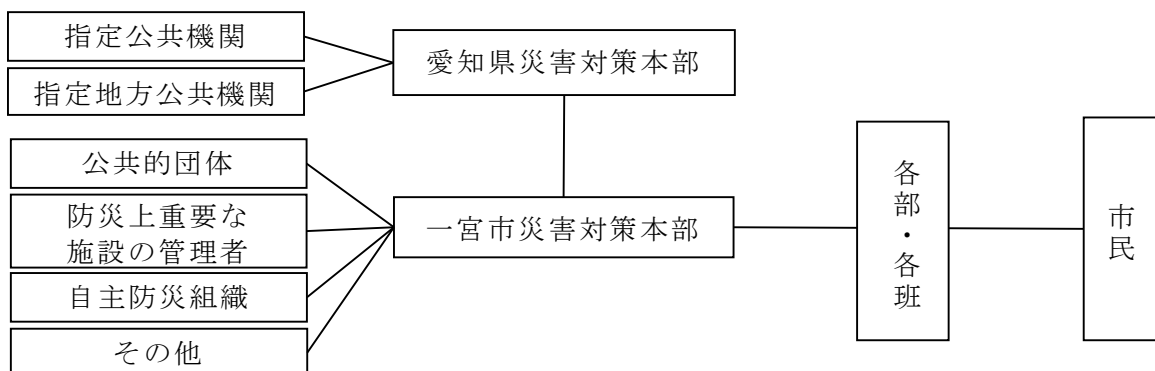
市は各報道機関に対して、緊急応急対策についての必要事項を市民に伝達するよう要請するとともに、収集した諸情報を提供する。

第3 警戒宣言発令後の緊急応急対策の状況等に関する情報の収集、伝達等

1 収集・伝達系統

警戒宣言発令後の緊急応急対策状況等に関する情報の収集・伝達及び県からの指示事項等の伝達は、次の系統による。

なお、東海地震注意情報が発表された場合においても、必要に応じて報道機関に対して広報に関する協力を求めるものとする。



2 県への報告

市は、警戒宣言発令後1時間以内に、緊急応急対策の実施状況を県に報告する。

以降については、危険又は異常な事態が発生したとき、必要な体制が整備できたとき、また、その経過に応じて逐次報告を行うものとする。

第4節 発災に備えた資機材、要員等の配備

市及び防災関係機関は、地震発生後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧や毛布等の生活必需品及び応急復旧用資機材等の発災後における災害応急対策に必要な物資の調達、並びに災害応急対策に係る要員の事前配備を行う。

また、東海地震注意情報が発表された場合においては、これらの措置の準備的な対応を実施する。

第1 食糧・生活必需品等及び住宅の確保

1 食糧・生活必需品等の確保（市担当部 調査情報部）

市は、東海地震注意情報が発表された場合は、自己備蓄物品の払い出しの準備を行う。また、警戒宣言が発せられた場合は、調達業者及び県と密接な連絡をとり、米穀・副食品等の食糧、被服・寝具等の生活必需品等の手配手続きを行う。

2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理体制の確保（市担当部 建築部）

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えた応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理体制確保のため、一宮災害対策建築協力会に対し協力準備の要請を行う。

第2 災害応急対策等に必要な資機材及び要員の配備

1 緊急輸送確保用の資機材・要員の配備（市担当部 建設部）

(1) 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、要員の確保等の措置を講じる。

(2) 警察は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の避難の円滑な実施を図り、又は緊急輸送車両等の通行路を確保するため、交通規制表示板等を必要箇所に設置する。

(3) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社及び名古屋鉄道株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、発災後における応急復旧に備えるため、概ね次のような措置を講じる。

ア 応急復旧用資機材・機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資料、機器についてもその所在を確認する。

イ 必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

2 給水確保用の資機材・要員の配備（市担当部 上下水道部）

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の点検整備及び要員の確保等の措置を講じる。

なお、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材、要員の配備等を実施するとともに、一宮市指定水道工事店協同組合及び「水道災害相互応援に関する覚書」により発災時の緊急体制を整えるものとする。

3 下水道確保用の資機材・要員の配備（市担当部 上下水道部）

市は、東海地震注意情報が発表された場合は、直ちに各施設を緊急点検し、発災後の応急復旧に備えて資機材及び要員の確保の措置を講じる。

4 電力供給確保用の資機材・要員の配備

中部電力株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令するとともに、地震災害警戒本部等を設置し、次の措置を講じる。

- (1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

5 都市ガス供給用の資機材・要員の配備

東邦ガス株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し災害対策本部を設置して、次の措置を講じる。

- (1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

6 通信確保用の資機材・要員の配備（市担当部 総括本部）

- (1) 市は、東海地震注意情報が発表された場合において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ市災害対策本部各部及び各防災関係機関に配備している地域防災無線の運用体制を確保し、事前に相互の連絡調整を図る。
- (2) 各通信事業者は、東海地震注意情報が発表された場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認並びに広域応援計画に基づく必要な手配を実施する。

7 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・要員の配備（市担当部 環境部、市民部）

(1) 一般廃棄物処理施設

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災による施設被害に備え、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧・稼働できるよう必要な準備手配を実施する。

(2) ごみ処理

市は、警戒宣言が発せられた場合、倒壊家屋、家具等の可燃物及び瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬及び処分が速やかに行えるよう、資機材及び要員を配備する。

(3) し尿処理

市は、警戒宣言が発せられた場合、地震による家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、設置された仮設トイレのし尿を処理できるよう手配する。

8 防疫活動確保用の資機材・要員の配備（市担当部 市民部）

市は、発災後速やかに感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、東海地震注意情報が発表された段階から必要な配備体制をとるものとする。

また、市は、発災後に被災者の健康状況調査が実施できるよう、東海地震注意情報が発表

された段階から必要な準備体制をとるものとする。

9 医療救護用の資機材・要員の配備（市担当部 市民部）

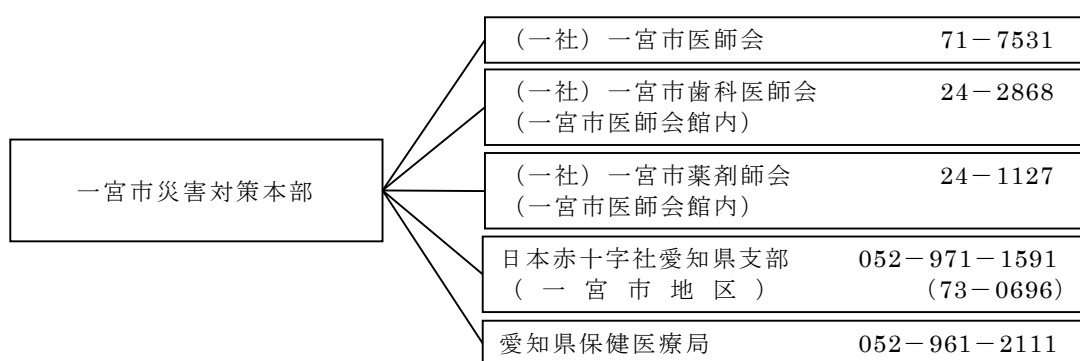
(1) 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、一宮市医師会、一宮市歯科医師会、一宮市薬剤師会等との連携により、応急的な医療救護活動（医療救護班派遣等）の実施のための準備をする。

また、一宮市薬剤師会等との連携により、災害発生に備えた医薬品その他の衛生材料を確保する。

(2) 一宮市医師会、一宮市歯科医師会及び一宮市薬剤師会は、地震発生後の緊急事態発生に備え、東海地震注意情報が発表された段階から、医療救護活動等に対する協力体制の準備措置をとる。

(3) 日本赤十字社は、東海地震注意情報が発表された段階から、災害の発生に備え、救護要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、血液製剤の確保及び供給の準備を行う。

<医療救護活動の応援要請先>



第5節 発災に備えた直前対策

警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、市、防災関係機関、地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

第1 避難等対策

1 市の避難対策

(1) 市は、警戒宣言が発せられた場合は、施設管理者とも連携し、避難所の開設準備及び避難場所の開放を行う。なお、発災前において、避難を希望する者がある場合には、原則として指定避難所のうちから適当な避難所を選定して対応するものとする。

(2) 市は、避難生活に必須となる食糧、飲料水、生活必需品等の物資を災害発生後の救援用物資として確保すべき観点から、発災前においては、これらを避難者に供給しないことを原則とする。

なお、日頃から市民に対し可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食糧、飲料水、生活必需品等を各家庭で備えておくように啓発するとともに、発災前にはこれら物資の供給は行わないことを周知しておくものとする。

(3) 地域住民等が避難するための方法は、徒歩による。ただし、徒歩による避難が著しく困難であるときは、必要最小限の車両の活用によるものとする。

(4) 市は、高齢者、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等、避難に際し他人の介護を必要とする者を受入れる施設（福祉避難所等）の確保に努めるとともに、施設管理者に対し救護のための必要な準備を講じるよう協力を求める。

なお、平常時からこれら介護を要する者の所在及び介護者の有無等について把握しておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、町内会等の協力のもと必要な支援を行う。

また、外国人に対する情報伝達においては、多言語ややさしい日本語、ピクトグラム（案内用図記号）による伝達が出来るように配慮する。

(5) 市は、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難に関しての情報提供、安全な場所への誘導等、適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者及び滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者等と十分調整しておくものとする。

2 警察官が行う避難対策

(1) 警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

(2) (1) の場合において、特に必要があるときは、危険な場所への立入りを禁止する若しくはその場所から退去させる、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両を移動させる等必要な措置を行う。

3 園児・児童生徒の安全対策（市担当部 文教部、こども部）

- (1) 園児・児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、原則として次のとおり取り扱う（東海地震注意情報が発表されることなく突発的に警戒宣言が発令された場合においても同様の取扱いとする）。
- ア 児童生徒等が在校（園）中の場合には、保育、授業、部活動等中止し安全な場所に受入れする等の必要な措置を講じ保護する。その上で、あらかじめ定められた方法に基づき、保護者へ引き渡す。生徒が在校中の場合には、授業や部活動等中止し速やかに下校させる。警戒宣言が発令された場合は、あらかじめ定められた方法に基づき、保護者へ引き渡す。ただし、保護を必要とする生徒がいる場合は、安全な場所に受け入れる等必要な措置を講じる。
- イ 園児が登降園中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき、速やかに帰宅するよう指導する。児童・生徒が登校中の場合には、そのまま学校へ登校させ、その後、在校中の場合に準じて対応する。児童・生徒が下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき、速やかに帰宅するよう指導する。
- ウ 児童生徒等が在宅中の場合には、休校（園）とし、児童生徒等は登校（園）させない。
- (2) 学校等においては、(1)の原則を踏まえて、通学（園）の方法、距離、時間、通学（園）路の状況及び交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等と協議の上、実態に即した具体的な対応方法を定めておく。
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の学校等における対応の方法について、児童生徒等をはじめ、保護者その他関係者に周知しておく。
- (4) 施設及び設備について日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとる。

第2 消防対策（市担当部 救出防災部）

市及び消防団は、警戒宣言が発せられた場合、出火防止等のため、次の事項を重点とした対策活動を実施する。

なお、発災に備えた活動態勢の早期確立には特に留意し、東海地震注意情報が発表された段階から、要員の配備、資機材の点検整備等の準備行動を速やかに実施する。

- 1 消防無線等による正確な情報の収集と伝達体制の確立
- 2 火災等の防除のための現有消防力の有機的運用及び効果的な警戒
- 3 火災発生の防止（火気使用の自粛、消火の準備等）及び初期消火活動等に関する市民等への広報
- 4 自主防災組織、事業所等への情報提供と消防防災活動に関する指導
- 5 迅速な救急救助のための体制確保

第3 警備対策

警察は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱、交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、早期に警備体制を確立し、民心の安定を図るため、次の警備活動を重点とした対策活動を実施する。

- 1 警備対策並びに交通対策等の企画、調整及び推進を行う。

- 2 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達に対する協力を行う。
- 3 警察広報を行う。
- 4 各種情報等の収集及び伝達を行う。
- 5 重要施設等の警戒を行う。
- 6 交通関係団体の地震防災応急対策等の実施促進を行う。
- 7 避難の指示又は警告及び避難誘導を行う。
- 8 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護を行う。
- 9 交通秩序を維持する。
- 10 他の機関が行う応急対策等に対して協力する。
- 11 緊急輸送車両の確認を行う。
- 12 不法事案の取締りを行う。
- 13 混乱防止対策を行う。

第4 飲料水、電気、ガス、通信関係

1 飲料水（市担当部 上下水道部）

市は、警戒宣言が発せられた場合、発災に備えた緊急貯水を市民等に呼びかけるとともに、次の措置をとる。

（1）飲料水の確保

ア 市民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足が生じないように、配水操作に十分留意する。

イ 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用した送水に努める。

（2）水道施設の予防措置

ア 特別巡視、特別点検の実施

イ 作業中の工事現場の応急安全措置

2 電気

中部電力株式会社は、地震災害予防及び災害復旧活動に不可欠な電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講じる。

（1）電力施設の予防措置

南海トラフ地震情報に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講じる。この場合において、地震発生の危険に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

ア 特別巡視、特別点検

給電制御所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充及び消火設備の点検を実施する。

イ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて、設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

（2）電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(3) 安全広報

テレビ、ラジオ等の報道機関及びウェブサイトを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

3 ガス

(1) 都市ガス

東邦ガス株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合、地震防災応急対策として、次の措置を講じる。

ア 供給の継続

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

イ 安全広報

警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。

ウ 帰宅等の要請

東海地震注意情報が発表された場合、本社及び事業所等の見学者・訪問者等に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。

エ ガス工作物の巡視・点検

警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、予め定める点検要領に従い巡視・点検を行う。

オ 工事等の中断

警戒宣言発令等があった場合、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

(2) LPガス（プロパンガス）

警戒宣言が発せられた場合、一般社団法人愛知県LPガス協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、予め連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。

4 通信

NTT西日本株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

(1) 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報又は警戒宣言が発せられた場合、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、ウェブサイト等に掲示するとともにテレビ・ラジオ放送等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

イ 電報の受付、配達状況

ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、故障修理等の実施状況

エ 営業窓口における業務実施状況

オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法

カ その他必要とする事項

(2) 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款等の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板（w e b 1 7 1）運用

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板（w e b 1 7 1）等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前から実施する。

(4) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。

(5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強並びに落下及び転倒防止等の安全措置を講じるものとする。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

第5 医療確保対策

病院等医療機関は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努めるものとする。

なお、市は、あらかじめこれらの対応について、一宮市医師会を通じ民間病院等へ協力依頼しておくものとする。

- 1 警戒宣言が発せられた場合は、原則として外来診療を中止とするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合には、診療を継続することができるものとする。
- 2 東海地震注意情報が発表された場合、入院患者のうち退院可能な患者及び帰宅を希望する患者については、医師の判断により退院・帰宅を促す。
- 3 入院患者に対して安全対策を講じる。
- 4 災害の発生に備えて、空床ベッドの確保及び救急患者の受入れ体制の準備をする。
- 5 災害拠点病院（一宮市立市民病院・総合大雄会病院）については、発災後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言発令時の救急外来、投薬外来を除き、外来診療を原則縮小する。

第6 食糧及び生活必需品等の確保（市担当部 調査情報部）

市及び県は、警戒宣言が発せられた場合の食糧及び生活必需品等の売り惜しみ、買占め、及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するとともに、生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合においても極力営業を行うよう関係団体を通じ要請するものとする。

なお、市は発災以前において食糧を始めとした救援物資の供給は行わないため、市民は、

発災時に備えての非常持出し品の他、これらの事態に備えた食糧、飲料水、生活必需品等についても日頃から確保しておくものとする。

第7 金融対策（市担当部 調査情報部）

警戒宣言が発せられた場合、金融機関は円滑な業務の遂行を確保するため、次の措置を講じる。

- 1 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内にある金融機関の本店・支店等向けの手形交換業務については停止し、併せて当該業務停止を店頭に掲示し、顧客の協力を求める。
- 2 強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、市内の支店及び本店等は、平常どおり営業する。

第8 郵便事業対策

原則として、平常どおり窓口業務を行う。

第9 交通対策

1 道路（市担当部 建設部）

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想される。このため、県公安委員会及び道路管理者は、相互に協力して適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

(1) 運転者のとるべき措置の周知（市担当部 建設部、本部付）

市、県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

ア 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 道路交通規制の基本方針

ア 一般道については、強化地域方向への通行を極力抑制し、強化地域方面からの通行は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

イ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、強化地域方向への通行を制限し、強化地域方面からの通行は制限しない。

ウ 避難路、緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

(3) 交通規制の内容

警戒宣言が発せられた場合には、地震防災応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため、車両等の通行を禁止、又は制限する措置が強化地域内外で実施される。

ア 広域交通規制

本市域においては、交通の混乱防止、かつ緊急輸送を確保するために、交通の状況に応じて規制を実施することとされる「広域交通規制道路」及び「広域交通検問所」が次のとおり指定されており、これに基づき一般車両を対象とした必要な交通規制を行う。

広域交通規制道路	広域交通検問所	規制内容
東海北陸自動車道	一宮木曾川インターチェンジ (一宮市大毛地内)	南進車両に対する抑制誘導

イ 強化地域規制

緊急交通路確保のため実施される強化地域規制における第1次規制対象の次のインターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路における走行の抑制を行う。

路線名	流入を規制する I C
名古屋高速道路	全 I C

ウ 強化地域周辺規制

強化地域内への流入を極力制限するために、一般車両に対し、次の主要箇所において必要な規制等を行う。

路線名	交差点名	住所	規制方向
国道22号	中之郷南	北名古屋市中之郷南	南進
国道155号	一色下方	稲沢市一色下方町	南進
県道一宮蟹江線	梅須賀	稲沢市梅須賀町	南進・東進
国道41号	豊場	西春日井郡豊山町	南進

また、第1次規制によっても、避難及び地震防災応急対策に支障が生じる事態が発生した場合には、第2次規制として必要な交通規制の見直しを行うこととされており、本市においては十分留意して対応にあたるものとする。

エ 広域的な避難場所の周辺道路

避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、指定方向外進入禁止規制等の必要な交通規制を行う。

(4) 交通規制の方法

警戒宣言発令時の交通規制は、大規模地震対策特別措置法第24条並びに道路交通法第5条及び第6条により行うこととし、大規模地震対策特別措置法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置並びに道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

(5) 緊急輸送車両の確認申出（市担当部 総務部）

大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき、県公安委員会において、緊急輸送車両以外の車両の通行の禁止又は制限が行われた場合には、市は、所有の車両について「緊急輸送車両確認申出書」を県又は県公安委員会（県警察）の事務担当部局等に提出する。

(6) 交通規制を行う路線及び区間における車両等の措置

ア 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 強化地域内へ入ろうとする車両にあっては、その通行を極力抑制する。

ウ 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講じる。

(7) 交通規制の結果生じる滞留車両の措置

交通規制区域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線にあっても、現場広報及び指導を実施し、極力走行を制限する。また、交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関と協力し必要な対策を講じる。

2 鉄道

〔東海旅客鉄道株式会社〕

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における列車、旅客等の安全を確保するため、次の措置を講じる。なお、尾張一宮駅においての対応については、名古屋鉄道株式会社との連携を図るものとする。

(1) 東海地震注意報発表時

ア 列車の運転取扱

旅客列車については、運行を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ 旅客への案内等

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動を行う旨の公表があったときには旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発せられた場合の列車の運転計画を案内する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運転取扱

警戒宣言発令後、在来線の列車は強化地域への進入を禁止することとする（強化地域内を運行中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止する。強化地域外においては、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する）。

イ 旅客への対応

(ア) 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により、列車の運転状況について案内する。

(イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、安全な場所に避難させる等の必要な措置をとる。

(参考：新幹線)

a 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。

b 想定震度が6弱以上の地域内を運転中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。

c 想定震度が6弱未満の地域においては、名古屋・新大阪間については運行を継続

する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。

〔日本貨物鉄道株式会社〕

東海地震注意情報が発表された段階から、強化地域内へ進入する予定の貨物列車については、原則として最寄りの貨物駅に抑止の手配を行う（強化地域内を運転中の貨物列車についても同じ取扱いとする）。

〔名古屋鉄道株式会社〕

安全確保のため、次の措置を講じる。なお、名鉄一宮駅における対応は、東海旅客鉄道株式会社との連携を図るものとする。

（１）東海地震注意情報発表時

ア 列車の運行

（ア）東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。

（イ）情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように輸送力を増強する。

イ 旅客への対応

（ア）旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。

（イ）地震が発生した場合には橋上駅等は危険である旨を知らせる。

（ウ）東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。

（エ）駅周辺は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察官等の増備を依頼することもある。

（２）警戒宣言発令時

ア 列車の運行

列車は強化地域内へ進入せず、予め定めた駅での折り返し運転を行う（強化地域内の列車は直ちに強化地域外に脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は予め定めた最寄りの駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する）。

イ 旅客への対応

東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により旅客に案内する。

第 10 緊急輸送

1 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、概ね次のとおりとする。

- （１）応急対策作業に従事する者
- （２）医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- （３）食糧、飲料水、生活必需品等
- （４）医薬品、衛生材料等
- （５）救援物資等
- （６）応急対策用資材及び機材
- （７）その他必要な人員、物資及び機材

(8) 被災者（要配慮者、傷病者等）及びボランティア

2 緊急輸送の方針（市担当部 総括本部、総務部）

緊急輸送は、市及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたって輸送手段の競合が生じないように、緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備する。

また、警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、市災害対策本部等で必要な調整をするものとする。

3 緊急輸送道路（市担当部 建設部）

警戒宣言発令時においての円滑な地震防災応急対策の実施のため確保する道路は、第2章第4節第1 2（5）「緊急輸送道路の指定」で定める緊急輸送道路とする。

4 緊急輸送車両等の確保（市担当部 総括本部、総務部）

市及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用の車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

なお、確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段等をあらかじめ定めておくとともに、警戒宣言発令時において警察署、交通検問所等で実施される緊急通行車両の確認手続を迅速かつ円滑に受けられるよう、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急輸送車両の確認申出を実施しておくものとする。

第11 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策（市担当部 各部）

警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内における公共交通機関の運行停止、また強化地域方面へ進入制限等の措置がとられることにより、強化地域近傍である本市においては、就労者、学生等、強化地域方面に自宅がある者の帰宅等が困難となることが予想されることから、市は、帰宅等を望む者への必要な支援措置を講じるほか、保護が必要な者に対しては避難所等への受入れを行う。

なお、これらの帰宅困難者や滞留旅客に対する対策は、第4章第21節「帰宅困難者対策」に定めるところに準じるが、市及び事業所等は、当人の自主的な判断により帰宅等を望む者への配慮として、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言発令に伴う公共交通機関の運行規制等に関する情報を提供するなどにより、円滑な帰宅等についての支援を行うものとする。

また、市以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導及び保護並びに食糧等のあっせん等の措置を講じるものとする。

第6節 市が管理又は運営する施設等に関する対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理又は運営する道路及び河川並びに不特定かつ多数の人が出入する施設、あるいは災害対策実施上の重要な施設等に関して、地震発生に備えた次に掲げる対策を速やかに実施する。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの準備的な対応を実施するものとする。

第1 市が管理する施設の措置

1 道路（市担当部 建設部）

東海地震注意情報が発表された段階から、次のとおり所管道路の管理上の措置をとる。

- (1) 広報車、掲示板を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報、運転手のとるべき措置等を道路利用者に伝達する。
- (2) 速やかに所管道路の緊急点検と巡視を実施して、交通状況、工事中の箇所及び通行止め箇所等を把握する。
- (3) 必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。
- (4) 道路巡視及び応急復旧作業に関して、一宮土木協同組合災害対策委員会、一宮市建設協同組合災害対策委員会等に対し、事前準備についての連絡と確認を行う。
- (5) 応急復旧資機材の点検整備及び保有状況について、情報の収集と把握を行う。
- (6) 一宮警察署、その他関係機関と連携協力し、必要な措置を講じる。

2 河川等（市担当部 建設部）

東海地震注意情報が発表された段階から、直ちに所管する河川等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、工事中の場合には工事の中断等の措置をとる。

第2 市の各施設がとるべき措置

市が管理する庁舎、市民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等の管理上の措置は、概ね次のとおりとする。

なお、不特定多数の人が出入りする施設等にあつては、情報の伝達に際して、庁内放送設備、非常放送設備等を有効に活用するものとする。

1 一般的事項（各施設共通事項）（市担当部 各部）

(1) 情報伝達及び退避等の措置

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。

イ 東海地震注意情報が発表された場合

〔庁舎〕

来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合には、強化地域では公共交通機関の運行停止等の措置がとられる旨、また道路交通規制等による交通混乱の発生が予想される旨等を、的確かつ簡潔に伝達するとともに、原則

として庁舎からの退避を促す。

〔市民が利用する施設〕

施設利用者に対して、〔庁舎〕における対応に準じるほか、施設からの退避を誘導し、原則として施設等を閉館する。

ウ 警戒宣言が発せられた場合（東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む）

〔庁舎〕

来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確・簡潔に伝達するとともに、庁舎からの退避を誘導し、原則として窓口業務を停止する。

〔市民が利用する施設〕

施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確・簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として施設等を閉館する。

（２）施設防護等の措置

東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言が発せられた場合、各施設においては、次の措置をとるなどにより発災に備える。なお、これらの措置で点検的な事項は、東海地震注意情報が発表された時点から実施するよう努める。

ア 機械・電気設備の点検

機械・電気設備の点検を直ちに実施し、設備担当者は各々の担当箇所につくとともに災害の発生に備える。

なお、エレベーター、冷・暖房設備、その他必要以外の電気・機械の使用は中止する。

イ 設備、備品等の転落防止措置

ロッカー、書庫、書棚等の転倒防止、諸物品等の転落防止又は除去等を実施する。

ウ 火気使用の制限及び出火防止措置

（ア）放送設備等により、火気の使用は極力制限するよう周知させる。

やむを得ず使用する場合は、地震が発生した場合、直ちに消火できる措置をとる。

（イ）ガス器具並びに火気使用場所の点検及び確認を行い、状況に応じて元栓を閉止し、出火防止の措置を講じる。

（ウ）流出、発火、爆発のおそれのある危険物等

貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスは、所定の場所に保管するが、転倒防止、漏洩防止の措置をとり、更に緊急遮断装置等安全装置類の作動状況を確認し、出火防止の措置をとる。

エ 緊急貯水、飲料水の確保

受水槽等への貯水状況を確認し、不足している場合は緊急補水を実施する。また、飲料水として身近な容器に貯水する。

オ 消防用設備の点検、整備

防火戸、通報設備、消火設備、避難設備等消防用設備等の機能点検を実施する。

カ 非常電源の確保

非常用電源としての自家発電設備、可搬式発電機の点検整備を実施する。

キ その他、所轄施設・設備の特性に応じ、必要な点検等の措置をあらかじめ各施設管理者において定めておくものとする。

2 保育施設、学校（市担当部 こども部、文教部）

（1）児童生徒等の安全対策

第5節第1 3「園児・児童生徒の安全対策」に定めるところによる。

（2）出火防止措置

給食室、湯沸室等火気使用場所のガスの元栓を閉め、電気設備等出火危険の高い施設の点検を実施する。また、理科実験室等に保管されている危険物の落下防止、容器の破損防止、薬品の混合防止等の措置を確認し、出火防止を図る。

3 市民病院（市担当部 医療部）

（1）避難誘導活動の準備

各避難施設等の点検と確認作業を実施する。また、エレベーターの使用を制限し、緊急避難場所の周知徹底と避難経路の再確認を実施する。

（2）患者に対する安全確保

重症患者、新生児、独歩不可能な患者の安全確保のために必要な措置をとるとともに、パニック防止のため、院内放送で患者に対し必要な情報を知らせる。また、ベッドをガラス等落下物による影響のない安全な場所へ移転し、振動による移動防止等の措置をとる。

（3）施設対策

ア 通信施設、放送施設確保措置

イ 放射性物質その他の危険物（毒劇物を含む）の防護措置

ウ 手術室、I C U等の機能確保

（ア）酸素ボンベ、圧縮空気ボンベの準備

（イ）自家発電設備、可搬式発電機等による医療用非常電源の確保

エ 高価医療機器の防護安全措置

オ 重要書類の搬出及び保管

カ 飲料水、燃料及び給食態勢の確保措置

キ 駐車場対策

（ア）入退場の制限及び禁止

（イ）自動車出火防止対策

ク 浸水対策

（4）医療体制の確保

医療体制の確保に関する必要な措置は、第5節第5「医療確保対策」に定めるところによるが、警戒宣言が発せられた場合は、急患以外の外来患者に対する診療を中止し、やむをえない場合を除き、手術は原則として行わないものとする。

4 社会福祉施設等入所施設（市担当部 福祉部）

東海地震注意情報が発表された段階から、次の措置をとる。

（1）原則として休園（業）とする。

（2）設備の安全点検、その他被害発生防止のための応急措置を講じるとともに、災害の発生に備え、避難誘導対策の徹底及び再確認を行い、入所児（者）の安全確保と混乱防止に努

める。

- (3) 情報の伝達や避難等にあって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において避難等の安全確保のための具体的な措置を定めておくものとする。

5 災害対策実施上重要な施設等に関する措置

- (1) 災害対策上の重要拠点となる消防本部及び市役所、並びに各地区での活動拠点となる地区連絡所、並びに医療救護施設である市民病院及び休日急病診療所等においては、上記に掲げるもののほか、次の措置をとる。

なお、これら措置の実施に際しては、当該施設において災害対策活動を運営担当する災害対策本部各部・班の責任者と施設管理者は、相互に協力するものとする。

ア 地域防災無線、県防災行政無線、庁内情報システム（庁内LAN）、臨時電話等による通信手段の確保

イ 災害対策上の組織運営に必要な資機材、車両等の確保に関する措置

ウ その他緊急応急対策実施に関する必要資機材等の確保

[地区連絡所]

災害対策活動の地区拠点として次の13箇所を指定するもの。

○本庁舎、尾西庁舎、木曾川庁舎、各出張所（10箇所）

- (2) 発災後において、食糧・生活必需品等の救援物資の集積拠点となる次の施設については、その開設についての必要な準備措置を講じておく。

- ・一宮スポーツ文化センター
- ・尾西生涯学習センター
- ・日本通運株式会社小牧第2ロジスティクス事業所
- ・佐川急便株式会社一宮営業所

- (3) 避難所として使用することとなる学校等については、開設のための準備措置をとる。

6 工事中の建築物等に対する措置（市担当部 建築部）

工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で原則として工事を中断し、次の措置をとる。

- (1) 工事請負人は、建築基準法施行令第136条の2の20から第136条の8までの「工事現場の危害の防止」の措置を再確認し、工事監督員に措置状況を報告する。
- (2) 工事監督員は、工事現場の状況を把握し、災害防止上必要があると認めるときは、工事請負人に対し適切な措置を指示する。
- (3) 工事担当課長は、担当工事について災害対策本部担当部長の命を受け、工事監督員に対し、災害防止上の指揮監督を行う。
- (4) 工事の続行その他工事施工上の取扱いについて、災害対策本部担当部長の指示に従う。
- (5) 工事請負人に対し、現場説明その他適切な方法により、上記の取扱いについて契約締結時に周知徹底を図る。

第7節 市民のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、市民は、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同して地震被害を最小限にとどめるため、次の措置をとる。

なお、東海地震観測情報及び東海地震注意情報が発表された場合においては、以後の情報に注意するものとする。

第1 家庭においてとるべき措置

- 1 テレビやラジオのスイッチを常に入れ、正確な情報をつかむとともに、市、消防署、警察署等からの情報に注意する。
- 2 耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動する（あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を把握しておく。また、各家庭で食糧、生活用品や屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備しておく）。
- 3 警戒宣言が発せられたとき、家族内会議を開き、地震が発生した場合における心得、避難場所等を再確認するとともに、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかる。
- 4 身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認する。
- 5 火の使用は自粛する（止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと）。
- 6 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとる。
- 7 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておく。
- 8 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替える（底の厚い靴も用意すること）。
- 9 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認する。
- 10 万一のときの脱出口を確保する。
- 11 自主防災組織は情報収集伝達体制を確保する。
- 12 自動車や電話の使用は自粛する。

第2 職場においてとるべき措置

- 1 防火管理者、保安責任者等を中心に職場の防災会議を開き、分担に従い保安体制を確立する等、できるだけ措置を確認する。
- 2 身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認する。
- 3 正確な情報を入手し、従業員等に伝達する。
- 4 火気使用設備等の使用は自粛する。
- 5 消防計画、予防規程等に基づき、危険物の保安に注意し、施設の安全点検を実施する。
- 6 職場の自衛消防組織の出動体制を整備する。
- 7 重要書類等の非常持出品を確認する。
- 8 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機する。
- 9 不特定多数の人が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

- 1 0 近くの職場相互において協力体制をとる。
- 1 1 自動車や電話の使用を自粛する。

第3 運転者がとるべき措置

- 1 カーラジオ等により正しい情報をつかんで行動する。
- 2 地震の発生に備えてゆっくり走行する。
- 3 現場警察官の指示に従う。
- 4 道路上に駐車中の自動車は、空地や駐車場に移動させる。
- 5 やむを得ず道路上に駐車するときは、道路の左側に寄せエンジンを止める。
- 6 自動車から離れるときは、エンジンキーを付けたままとするか、運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、ドアは施錠しないでおく。
- 7 避難のために自動車は使用しない。

第4章 災害応急対策計画

大規模な地震が発生すると、都市に潜在・蓄積されている危険要因が相互に作用しあって、災害を多発させ、なおかつ拡大させていく。一方では、災害応急対策活動に対する障害条件が重なり、対策活動を一層困難にする。

このような場合において、被害の拡大を防ぎよし、又は災害応急対策活動を的確に行うため、市及び各防災関係機関は、本計画を基本とした事前計画に基づき応急対策の万全を期すものとする。

第1節 活動態勢（組織動員配備計画）

市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動態勢を確立する。また、各防災関係機関は地震発生時の災害を防ぎよし、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。

また、要員（資機材も含む）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

なお、一定規模以上の災害が発生した際における災害救助事務について、県又は救助実施市（令和元年12月2日名古屋市指定）が救助の主体となり災害救助を実施する。

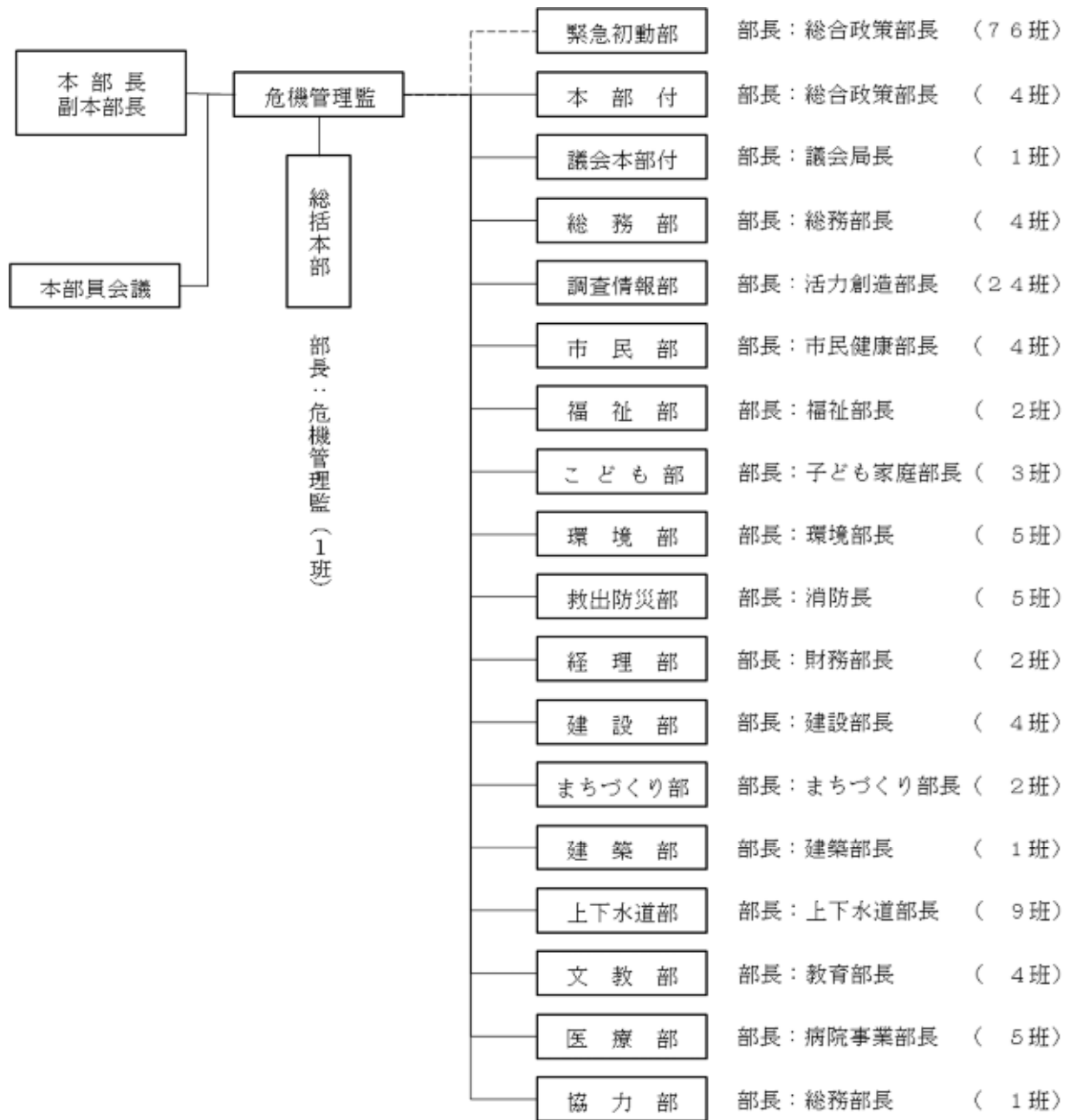
第1 災害対策本部

1 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、一宮市災害対策本部条例及び一宮市災害対策本部要綱に定めるところによる。

(1) 災害対策本部の組織

一宮市災害対策本部組織図



※緊急初動部の活動は、地震特別非常配備体制（一宮市で震度6弱以上を観測した地震（気象台発表）が発生したとき、その他市長が必要と認めたとき）が発令された場合とする。

(2) 本部員会議

本部員会議については、一宮市災害対策本部要綱で定めるほか、次のとおりとする。

ア 本部員会議の協議事項

- (ア) 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関する事項
- (イ) 災害情報、被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関する事項
- (ウ) 本部長の市民に対する指示又は措置に関する事項
- (エ) 自衛隊に対する派遣要請に関する事項
- (オ) 他の地方公共団体に対する応援要請に関する事項
- (カ) 災害対策に要する経費の処置方法に関する事項

(キ) その他災害対策に関する重要な事項

イ 本部員会議の開催

(ア) 本部員会議は、市役所本庁舎スマート防災会議室で開催する。ただし、同室で開催することが困難であるときは、消防本部大会議室で開催する。

(イ) 各部長は、それぞれの所管事項について、会議に必要な資料を提出しなければならない。

(ウ) 各部長は、必要により班長その他所要の職員を伴って会議に出席することができる。

(エ) 各部長は、会議の招集を必要と認めるときは、副本部長にその旨申し出る。

ウ 決定事項の周知

会議の決定事項のうち、会議の出席者が部下に周知を要すると認めたものについては、速やかにその徹底を図る。

(3) 災害対策本部受付要員

災害対策本部に、市民等から電話通報される各種情報を受付けるための要員（以下「受付要員」という。）を配置する。

ア 受付要員の指定

受付要員は、原則として各部から1名以上指名する。

イ 受付要員の処理事項

受付要員の処理事項は、「一宮市災害対策本部活動マニュアル」による。

(4) 各部の編成及び所掌事務は、「一宮市災害対策本部要綱」による。

附属資料第8 一宮市災害対策本部要綱

2 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 市長は、地震が発生し、又は発生するおそれがあり必要と認めるときは、速やかに災害対策本部を設置する。ただし、災害の規模・程度により、災害対策本部組織の一部をもって活動を行うほか、災害対策本部を設置するにいたらない災害については、各部所掌事務の範囲で処理することができる。なお、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部を設置したときは、速やかに「一宮市災害対策本部」の標識を掲示する。

(3) 市長は、本市の区域において、災害発生のおそれがなくなったと認められるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは災害対策本部を廃止する。この場合において、残余の事務があるときは、各部所掌事務の範囲で処理する。

(4) 市長は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、知事に対してその旨を通知し、必要に応じて災害応急対策に係る処置について指示を受け、又は報告等を行う。

3 関係機関の参加

各防災関係機関は、本部長からの要請があったときは、災害対策本部に参画し、相互に緊密な連携を図る。

第2 指令基準及び配備体制

1 災害対策本部の配備等（市担当部 各部）

本部の配備等の充実を図るためには、職員の配備体制を確立することが重要であり、すべての職員は地震による配備が指令されたときは、その基準に従い本部長の指揮下に入り、本計画で定める所掌事務に応じて災害活動を実施する。

(1) 地震による配備の指令

市長は、地震が発生し、必要と認めるときは、全市をあげてこれに対処するため「地震発生による配備」を指令する。

(2) 地震発生による配備の指令基準及び配備体制

配備区分	指令基準	配備人員	配備体制 (本部設置場所)
地震監視配備	1 一宮市で震度4を観測した地震（气象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	・総括本部総括本部班所要人員 ・救出防災部情報班員	災害対策本部 (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)
地震警戒配備	1 一宮市で震度5弱を観測した地震（气象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	上記のほか ・危機管理監 ・各部の職務代理者 ・各部の班長、副班長及び所要人員 ・総括本部総括本部班 ・災害対策本部受付要員 ・本部付報道班所要人員 ※その他の全職員は参集できる準備	
地震非常配備	1 一宮市で震度5強を観測した地震（气象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	上記のほか ・各部の部長 ・各部の所要人員 ※その他の全職員は参集できる準備 <災害対応が必要な時> ・本部長、副本部長	
地震特別非常配備	1 一宮市で震度6弱以上を観測した地震（气象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	・全職員	

○緊急初動部地区連絡所班・指定避難所班の自動参集については、地震特別非常配備（震度6弱以上）の場合のみとし、その場合、他の災害対策本部業務に優先して行う。なお、震度5強以下の場合も被害状況等に応じて参集指令を行う。

2 配備の周知（市担当部 各部）

(1) 勤務時間内に地震による配備体制がとられたとき

各部長は、職員を各班の配備につけ、災害活動を命令する。

(2) 勤務時間外に地震による配備体制がとられたとき

第3「動員」に定めるところによる。

3 配備職員の措置（市担当部 各部）

(1) 各部長は、直ちに本部に参集するとともに、各部の配備状況と緊急措置事項を危機管理監に報告する。

- (2) 危機管理監は、各部長の配備が完了したときは、市長（本部長）にその旨を報告するものとする。
- (3) 職員は、直ちに平常業務を停止し、定められた配備につき、各所属部長、班長の指示に従い災害対策活動を実施する。

4 初動期における緊急措置（市担当部 各部）

各部長は、地震が発生したとき、それぞれ次の緊急措置を実施する。

- (1) 在庁者の避難誘導等安全措置
- (2) 火災の発生防止措置
- (3) 庁舎防護措置
- (4) 通信機器の確認
- (5) 電源の確認と非常用電源の切り替え措置
- (6) 被害状況の確認及び災害情報の収集
- (7) 業務用機器及び防災資機材の確認
- (8) 非常持出品の確認
- (9) 人員の確認
- (10) その他の必要な事項

5 職員の応援（市担当部 総務部、各部）

各部長は、本部長の命令があったとき、又は総務部長から要請があったときは、自らの部以外の災害対策活動に従事し、若しくは職員を他の部へ派遣する等相互に協力する。

なお、応援を受けようとする部長は、別に定める職員の動員計画に基づき、総務部長にその旨を申し出るものとする。

附属資料第8 職員の動員計画

第3 動員（市担当部 総括本部、総務部、各部）

勤務時間外に地震が発生した場合の、災害対策活動に必要な職員の動員について定める。

1 動員の原則

動員の連絡は別に定める非常連絡系統によるが、通信の途絶、電話の混乱は、地震災害に必ず随伴するものであることから、次によることを原則とする。

- (1) 一宮市域に震度6弱（気象台発表）以上の地震が発生したときは、非常連絡を待つことなく、「地震による配備の指令基準及び配備体制」により、直ちにあらゆる手段をもってあらかじめ指定された場所に登庁する。
- (2) 職員は、登庁後直ちに所属班長に報告し、災害応急対策活動に従事する。
- (3) 災害の状況により指定された場所に到達できない時は、最寄りの本市機関に参集し、その旨を当該機関の長に報告するとともに、その指示に従う。

2 動員時の留意事項

- (1) 服装、携行品

防災服が原則であるが、手元がない場合は、応急活動に便利で安全な服装とし、ヘルメ

ット、手袋、タオル、水筒、食糧、懐中電灯その他必要な用具をできるだけ携行する。

(2) 動員途上の緊急措置

職員が、動員途上において出火あるいは人身事故等に遭遇したときは、消火・応急救護を第一として付近の市民に協力するとともに、最寄りの消防、警察機関等へ通報する。

3 被害状況等の報告

職員は、動員途上知り得た被害状況を所属班長又は参集場所の長に報告する。

4 動員の除外

次の職員は動員の初動体制から除外する。ただし、その後応急活動の実施が可能となった者はこの限りでない。

- (1) 病気・負傷等により、応急対策活動に従事することが困難な者。
- (2) 病弱者・身体障害者等で、所属長があらかじめ除外（勤務時間外のみ）を相当と認めた者。当該認定にあたり、養護者は、原則として除外を相当と認める。
- (3) その他やむを得ない事情により、所属長が除外を相当と認めた者。

第4 防災関係機関の活動

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。

また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

1 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、防災業務計画に基づき防災組織を整備して自ら活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、防災業務計画その他の計画により防災組織を整備して自ら活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。

3 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、指定公共機関及び指定地方公共機関に準じた活動を行う。

4 惨事ストレス対策

ア 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第5 関係機関等への協力要請

市は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

1 職員の派遣の要請（市担当部 総括本部、総務部）

(1) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条第2項の規定により、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請する。

(2) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第30条第1項の規定により、知事に対して、指定地方行政機関の職員の派遣について、あつせんを求める。

また、市長は、地方自治法第252条の17第1項の規定による職員の派遣について、災害対策基本法第30条第2項の規定により、知事に対し、あつせんを求める。

(3) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の2の規定により、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の災害派遣を知事に求める。

(4) 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

2 広域応援・受援体制

(1) 応援要請手続きの整備（市担当部 総務部、各部）

市及び県は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 知事に対する応援要請（市担当部 総務部）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するにあたり、必要があるときは、災害対策基本法第68条第1項の規定により、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。この場合、知事に対する応援の要請は、愛知県災害対策本部尾張方面本部（尾張県民事務所）に行うものとする。

応援を求めるにあたっては、次の事項を示すものとする。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他応援に関し必要な事項

(3) 県の措置

県は、必要に応じ市町村に職員を派遣し、市町村被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次、県へ連絡するものとする。市から応援を求められた場合は、県の行う災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要事項について最大限協力するとともに、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村に対して当該市町村の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援についての指示又は調整を行う。

また、必要に応じて指定地方行政機関等に対する道路の警戒、その他の応援の求めや応急措置の実施要請、他の都道府県に対する応援要請等を行う。

なお、国の現地災害対策本部が設置された場合は、同本部との合同会議を活用する等により応援を要請する。

県は、地域に係る災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

- ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限
- イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限
- ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

(4) 中部地方整備局の措置

中部地方整備局は、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

- ア 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限
- イ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- ウ 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去をする権限
- エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

(5) 応援部隊等による協力

ア 緊急消防援助隊

県は、大規模な災害発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。

また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立するものとする。

その際、南海トラフ地震など個別の緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づく活動が進められる場合や、最大震度に応じた迅速出動が行われる場合には、地震発生直後のより早い段階から受け入れ体制の確立を図るものとする。

イ 広域緊急援助隊

県公安委員会は、大規模災害が発生した場合は、警察法に基づき警察庁又は他の都道

府県警察に対し、災害警察活動にあたる警察災害派遣隊の援助要求を行うことができる。

(6) 応援要員の受入体制（市担当部 総務部、救出防災部）

防災関係機関が、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するにあたり、各機関が遠隔地から必要な応援要員を導入した場合、市及び県は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能な限り準備するものとする。また、市は緊急消防援助隊の出動が決定された場合は、直ちに市災害対策本部内に緊急消防援助隊調整本部を設置することとし、県がこれを設置する場合は協力を努めるものとする。

(7) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

市及び県は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

イ 技術職員の確保

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

市及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(8) 防災活動拠点の確保等（市担当部 総括本部、各部）

市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を担うための新たな防災拠点の確保に向けた検討を行う。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

3 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとと

もに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

(2) 受援体制の整備

市及び県は国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・適格に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、以下のような受援体制の整備に努めるものとする。

ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保

庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

イ 宿泊場所等の確保

応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

ウ 訓練等の実施

市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(3) 訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

4 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市内が関係地域の全部又は一部となった場合、市及び県をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

5 経費の負担（市担当部 総務部）

応援を受け又は応援をした際における経費の負担については、関係法令等の定めるところによる。

6 南海トラフ地震の発生時における広域受援

南海トラフ地震の発生時において、県、市及び防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づいて実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

(1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

(2) 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

(3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMA T等による被災地域における医療機関への支援・調整を行う活動

(4) 物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

(5) 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第2節 通信運用

第1 基本方針

市及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報及び情報並びにその他災害対策に必要な指示命令及び報告等の受伝達並びに重要通信の疎通を図る。

また、災害時における迅速、的確な情報の収集及び伝達を図るための通信の確保については、通常の通信手段を利用するほか、市及び防災関係機関の通信設備の相互利用により、災害応急対策活動の円滑な遂行を図る。

第2 対策

1 通信連絡システムの整備（市担当部 各部）

市及び防災関係機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線の通信施設の適切な管理を行うとともに、通信連絡システムの充実強化を図る。また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努め、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を進める。

また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

2 大規模災害が発生した場合の対策

(1) 通信の確保（市担当部 各部）

ア 専用通信の使用

市及び防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用する。

イ 地域防災無線の使用（市担当部 総括本部、救出防災部）

市及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した地域防災無線を使用する。

なお、通信が輻輳する場合は、本庁舎危機管理課又はスマート防災会議室に設置された統制局により通信の統制を行い、迅速な情報の伝達に努める。

ウ 県防災情報システムの使用

市は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

(2) 電話及び電報施設等の優先利用

ア 災害時優先電話（市担当部 各部）

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる（「災害時優先電話」の登録にあたっては、NTT西日本株式会社において

登録機関及び登録回線数を限定しているため、N T T西日本株式会社東海支店へ相談する）。

イ 電報施設等（非常扱い電報・緊急扱い電報）（市担当部 各部）

市及び防災関係機関は、災害時の予報、警報等の伝達、必要な通知又は警報等の発表を迅速に行うため、すべての電報に優先する非常扱い電報を利用することができ、非常扱い電報で発信できるものを除き、非常扱い電報の次順位として緊急扱い電報を利用する。

なお、電報発信にあたって電話により非常・緊急扱い電報を発信する場合は、市外局番なしの「1 1 5 番」（8時から19時まで受付）にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。

（ア）非常・緊急扱い電報の申し込みであること。

（イ）発信電話番号と機関名

（ウ）電報の宛先の住所と機関名などの名称

（エ）通信文と発信人名

3 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

（1）携帯電話の使用（市担当部 各部）

防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

（2）移動系無線局の使用（市担当部 各部）

防災関係機関は、地震に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り地域の円滑な情報の受伝達を行う。

（3）非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

（4）放送の依頼（市担当部 本部付）

市長は、緊急を要し、かつ特別の必要があるときは、放送事業者（受託放送事業者を除く）に災害に関する通知、要請、伝達、警告、予報、警報等の放送を知事を通じて依頼することができる。

附属資料第4 通信施設・設備等

第3節 地震に関する情報等

第1 基本方針

市及び防災関係機関は、地震情報等を迅速かつ的確に収集し、伝達するため、その方法、系統等について定め、密接な連携のもとに収集、伝達を行うものとする。

第2 地震に関する情報等

1 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上を予想した場合または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上若しくはマグニチュード3.5以上と予想等される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

2 地震に関する情報

地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度情報、長周期地震動に関する観測情報及び遠地地震に関する情報などを発表する。

3 情報の伝達

(1) 市長（本部長）の措置

ア 市長（本部長）は、地震情報等を収集した場合、必要に応じ、あらかじめ定められた伝達経路等により職員に伝達する。（市担当部 総括本部、総務部）

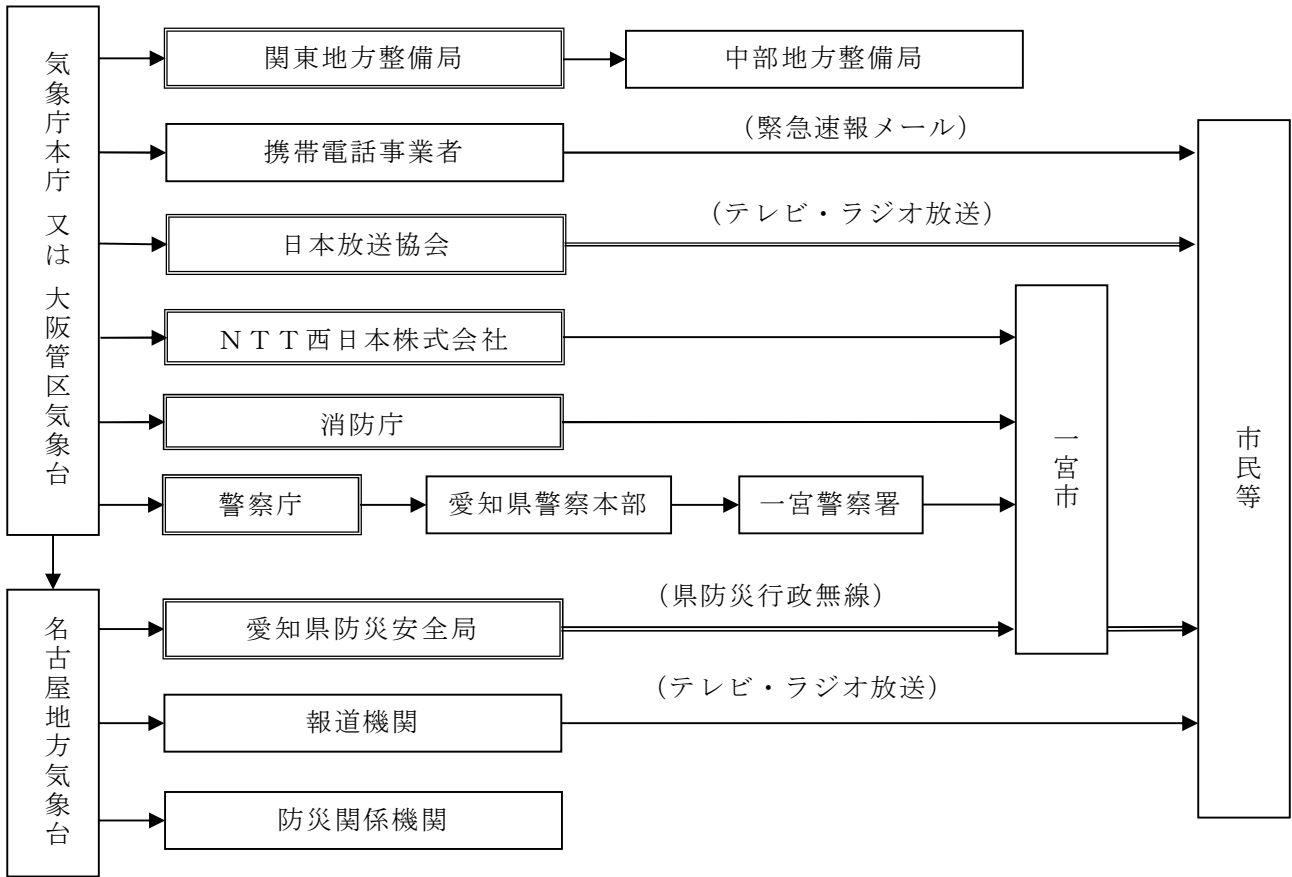
また、必要に応じ住民、防災関係機関等に周知徹底する。（市担当部 総括本部、総務部、救出防災部、調査情報部、本部付、議会本部付）

イ 市長（本部長）は、気象庁等が発表する地震情報等の内容を収集する体制を整えるものとする。（市担当部 総括本部）

ウ 市長（本部長）は、地震情報等を収集した場合、注意の必要がなくなるまで当該情報その他の状況を聴取するように努めるものとする。（市担当部 総括本部）

エ 市長（本部長）は、地震情報の収集、伝達その処理に関する取扱いの責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため「災害防除のための警報・注意報・情報・対策通報等」を作成する。（市担当部 総括本部、救出防災部）

(2) 情報の伝達は次の経路による。



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

(3) その他防災関係機関における措置

気象庁又は名古屋地方気象台から直接情報等を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市町村と積極的に連絡をとり、関係機関相協力して情報等の周知徹底を図る。

附属資料第10 災害防除のための警報・注意報・情報・対策通報等（様式1）

第4節 被害状況等収集、伝達

第1 基本方針

市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。

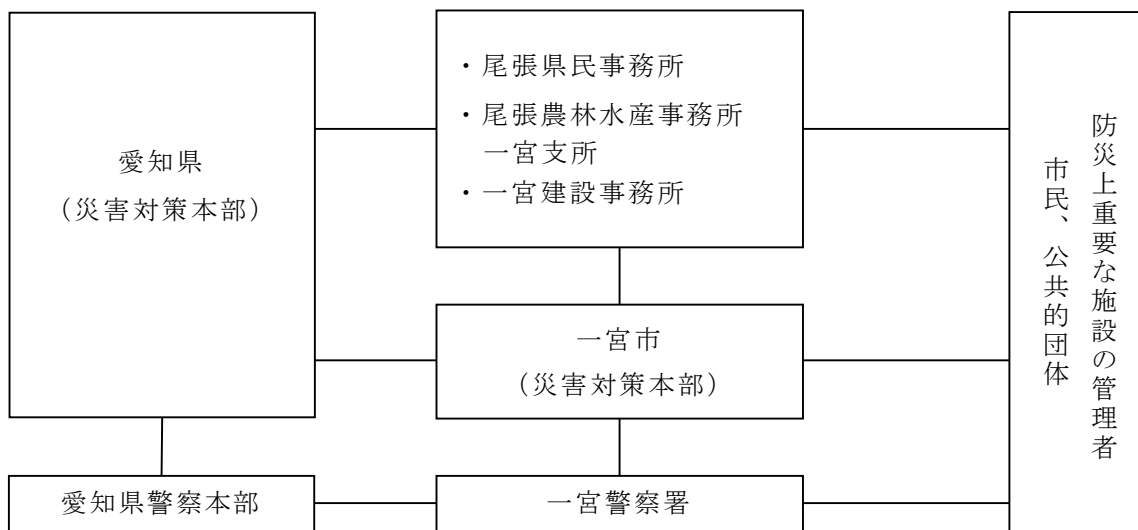
発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。

第2 対策

1 情報の一般的収集、伝達系統

市及び各機関は、自己の所掌する業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

〔情報の一般的収集伝達系統図〕



2 被害状況等の収集、伝達

(1) 発見者の通報義務

地震に伴い災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報する。なお、警察官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

(2) 市長（本部長）の措置（市担当部 各部）

市長（本部長）は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災の発生状況等の情報を収集する。特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。報告

にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

また、被害情報収集に際しては、必要に応じ、町会長（自主防災会長）等の協力を得て実施する。なお、災害情報、被害状況の把握は、すべての災害対策活動の根幹となる重要なことから、迅速かつ正確に実施するものとする。

災害対策本部が把握すべき情報は、概ね次のとおりとする。

ア 人的被害（調査情報部）

人的被害は応急対策を実施するうえで最も重要であるため、最優先に収集する。

イ 住家等被害（調査情報部）

住家等被害は、災害救助法の適用や各種援護措置を実施するうえで基礎になるものであり、人的被害の次に優先して収集する。なお、住家の被害認定のための調査は、必要に応じて、別途実施する。

被害の発生状況から、初期の調査結果をもとに被害程度認定が可能なものは、当該認定のための調査として取扱う。

ウ 産業関係被害

次に掲げる被害情報は、ア及びイに引き続き、把握するものとする。

（ア）農林水産業関係被害（調査情報部）

（イ）商工業関係被害（調査情報部）

（ウ）土木関係被害（建設部）

（エ）教育関係施設被害（文教部）

（オ）その他、電気・ガス・水道、通信、公共施設等の被害（関係各部及び関係機関）

エ 市有財産被害

各部において所轄管理施設の被害調査を行うものとする。総務部は、市有財産被害の取りまとめを行う。

オ 調査の実施方法

（ア）地区連絡所の開設

市は、情報収集伝達活動の地区拠点として地区連絡所を開設する。なお、情報の伝達については地域防災無線を積極的に活用する。

[地区連絡所]

災害対策活動の地区拠点として次の13箇所を指定するものであり、開設にあたっては調査情報部が担当する。

○本庁舎、尾西庁舎、木曾川庁舎、各出張所（10箇所）

（イ）実施体制

調査にあたっては、担当部の総力をあげての実施を原則とするが、担当部のみでの対応が困難な場合は、別に定める「職員の動員計画」に基づき総務部長に応援職員の動員を求め、各部協力のもと実施する。

（ウ）関係機関、住民組織との連携

防災関係機関との情報交換を密にするとともに、町内会等の住民組織の協力を得て実施する。

[例]

○町会長（自主防災会長）等

町内会役員や組長等と協力して地域の被害状況等を把握し、地区連絡所（災害対策本部）へ連絡する。

○消防団

火災発生状況や、河川及び用排水路等の災害危険状況の掌握

(エ) 総括本部への報告

担当各部は収集した情報を集約のうえ、その結果を総括本部へ報告するものとする。

カ 被害情報等の集計・分析

各部から報告された情報は、総括本部が取りまとめ、市長（本部長）に報告する。

市長（本部長）は入手した情報をもとに本部員会議を招集して、情報分析を行い、応急対策方針を決定し、各部への活動指示を行うものとする。

なお、情報分析にあたっては次の点に留意するものとする。

(ア) 報告された各地域の被害状況、余震の発生等に対する対策及び配備体制の検討

(イ) 確認された情報による災害の全体像の掌握

(ウ) 至急確認すべき未確認情報の把握

(エ) 情報の空白地区の把握

※大規模災害時、「情報の空白」は、被害の甚大なことを意味する場合がある。

(オ) 応急対策要員の派遣等に関する確認及び検討

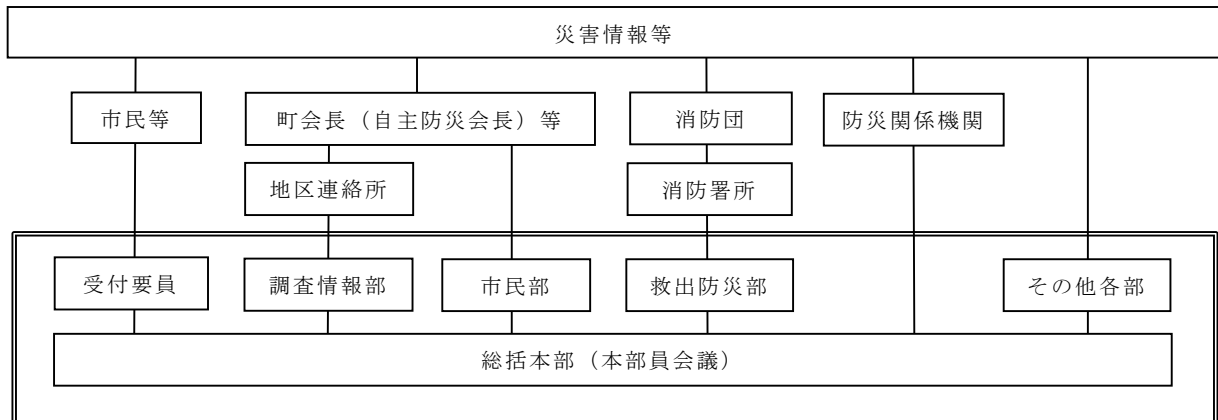
(カ) 被害軽微又は無被害である地区の把握

(キ) 避難所開設の検討

(ク) 住民への広報必要事項の検討

(ケ) 避難指示の検討

〔災害対策本部の情報収集伝達系統図〕



災害対策本部

キ 被災証明書（市担当部 調査情報部）

(ア) 災害が発生したときは、被災状況を調査のうえ遅滞なく「被害速報」を整備する。

(イ) 被災者の申請に基づき、被災証明書を発行する。ただし、被災状況が確認できないときは、本人の申告により仮被災証明書を発行する。

(ウ) 仮被災証明書の発行は1回とし、必要に応じて写しに奥書証明のうえ交付する。

(エ) 仮被災証明書が発行されている被災者の被害状況を調査確認したときは、改めて被災証明書を発行する。

ク 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

(3) 情報伝達収集の方法（市担当部 各部）

ア 情報の収集伝達については、第2節「通信運用」に記載の各種方法を有効に活用するものとし、地域防災無線、県防災行政無線及び一般電話（FAXを含む）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録したうえでの非常扱い通話や緊急扱い通話の取り扱い、あるいは、携帯電話、庁内情報システム（庁内LAN）等を利用し、迅速確実な手段により実施する。

イ 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するため専用電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。

ウ 無線電話を利用する場合は、地域防災無線、県防災行政無線、消防無線、NTT西日本株式会社所属無線、警察無線等すべての無線通信施設等を活用するものとする。

エ 通信連絡用機器の設置にあたっては、非常電源を備えるとともに、災害時に途絶しないよう設置箇所等に留意する。万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所に整備し、その保守点検等を実施する。

オ すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして伝達するよう努める。

3 重要な災害情報の収集伝達（市担当部 各部）

(1) 安否情報

市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

なお、安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表については、県が定める公表方針に基づき実施するものとする。

(2) 孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市に連絡するものとする。また、県、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

4 災害状況の報告（市担当部 総括本部、救出防災部）

市及び防災関係機関は、自己の所轄する事項について、被害状況及び対策措置の概要を、逐次電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

また、被害状況等の報告は最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあつては、原則として県防災行政無線により報告するものとする。

なお、非常災害であると認められるときは、災害規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

市は、即報要領に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、様式5によりその第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する（第一報に際し、県に連絡がとれない場合は直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する）。

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、直接消防庁に対しても報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国（消防庁）に報告する。

確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域内で安否不明又は行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明・行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

附属資料第8 火災・災害等即報要領

< 県への連絡先 >

県の非常配備体制		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		本庁舎2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター	
勤務時間内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2522 (火災) 内線 2522 (危険物) 内線 2539 (救急・救助) (直通) 052-954-6193 (災害、特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災、危険物)			052-971-7104 (広報部 広報班) 052-971-7105 (総括部 総括班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総括部総括班) 内線 5306~5307 (総括部渉外班) 内線 5314~5316 (総括部復旧班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部整理班) 内線 5313、5320~5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5325~5327 (情報部調査班) 内線 5345~5346 (運用部庶務班、財務会計班) 内線 5323~5324 (運用部運用班)	
	NTT (FAX)	052-954-6912 (2階災害対策課内 (災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内 (救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内 (火災・危険物))			052-971-7106 052-971-7103 052-973-4107	
	防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2522 (火災) 600-2522 (危険物) 600-2539 (救急・救助)			600-1360~1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1367 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1322 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)	
	防災行政無線 (FAX)	600-1510			600-1514	
勤務時間外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ	
	NTT (FAX)	052-954-6995 (宿日直室)			同上	
	防災行政無線	600-5250~5253 (宿日直室)			同上	
	防災行政無線 (FAX)	600-4695 (宿日直室)			同上	
E-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp sginfo@pref.aichi.lg.jp					
防災 web メール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災 web メール」参照)					

< 県災害対策本部尾張方面本部への連絡先 >

県の非常配備体制		第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)			災害対策センター (三の丸庁舎地下2階災害対策室)	
勤務時間内	NTT	庁舎代表 052-961-7211 防災 052-961-1474 内線 2432, 2436, 2437 消防 052-961-1464 内線 2434, 2438 保安 052-961-1519 内線 2433, 2435	庁舎代表 052-961-7211 052-973-4595 内線 2901, 2428			
	NTT(FAX)	052-951-9106			052-973-4596	
	防災行政無線	防災 602-1101, 2432, 2436, 2437 消防 602-2434, 2438 保安 602-2433, 2435	総括班 602-2901 総務班 602-2428 情報班 602-2211, 2522, 2602 緊急物資チーム 602-2271, 2313 支援班 602-2296			
	防災行政無線 (FAX)	602-1152			602-1150	
勤務時間外	配置場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)				
	NTT	庁舎代表 052-961-7211 052-961-1474				
	NTT(FAX)	052-951-9106				
	防災行政無線	602-1101, 2432, 2436, 2437				
	防災行政無線 (FAX)	602-1152				
その他	E-mail	owari@pref.aichi.lg.jp				

※ただし、尾張方面本部（尾張県民事務所）に連絡が取れないときは、県災害対策本部（災害対策課）とする。

< 消防庁への連絡先 >

通常時(平日(祝日、年末・年始除く)9:00~17:00) (消防庁防災課応急対策室)

(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	92-90-43422 92-90-49033 (FAX)	9-048-500-90-43422~43435 (応急対策係) 9-048-500-90-49033 (FAX)

夜間・休日時(消防庁宿直室)

(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)	92-90-49102 92-90-49036 (FAX)	9-048-500-90-49102 9-048-500-90-49036 (FAX)

<伝達の対象となる被害>

伝達の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・ 応急対策状況（全般）	様式5及び6によること
人的被害、 避難状況等	人的被害	様式7によること
	避難状況、救護所開設状況	様式8によること
公共施設被害	市有財産関係被害	様式9によること
	河川被害	様式11によること 確定報告は、被害箇所数、被害額、 被害地域名等について各関係機関 の定める様式により行うものとする。
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
水道施設被害		

第5節 広報

第1 基本方針

震災時の混乱した事態においては、被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達する。また、混乱が終息した後は、民心の安定と速やかな応急対策を図るため、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応し、広聴活動を通じ、災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

第2 対策

1 広報活動の内容（市担当部 総括本部、本部付、総務部、救出防災部、調査情報部、建設部）

各機関は、テレビ、ラジオ、新聞、ケーブルテレビ、臨時広報紙、広報車、市公式ウェブサイト、ハンドマイク、掲示板及びソーシャルメディアによる情報提供等あらゆる広報媒体を活用して、次の事項について適切な広報を実施する。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出し・配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

なお、市は、携帯電話等災害時緊急情報提供システム（一宮市あんしん・防災ねっと）及び携帯電話緊急速報メールの活用を図るものとする。

また、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語、簡単な日本語による情報提供等も併せて行う。

県、市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

（1）災害発生直後の広報

- ア 災害の発生状況
- イ 地域住民のとるべき措置
- ウ 避難に関する情報（避難場所、避難の指示）
- エ 救護所の開設状況
- オ 道路情報
- カ その他必要事項

（2）応急復旧時の広報

- ア 公共交通機関の状況
- イ ライフライン施設の状況
- ウ 食糧、飲料水、生活必需品等の供給状況
- エ 公共土木施設等の状況
- オ ボランティアに関する状況
- カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
- キ 被災者相談窓口の開設状況
- ク その他必要事項

2 報道機関への発表（市担当部 本部付）

各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

3 広報車、航空機等（市担当部 本部付、総務部）

各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両又は航空機等による広報について協力を要請する。

4 実施機関の連絡調整（市担当部 本部付、総括本部）

各防災関係機関が、広報活動を行うにあたっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行う。

5 広聴活動（市担当部 本部付、情報調査部）

混乱が終息したときは、各防災関係機関は、積極的な広聴活動を実施し、被災住民からの相談、要望、苦情等を聴取のうえ関係機関等に連絡するなど必要な応急対策を実施する。

第6節 災害相談の実施

地震災害時における被災者等から寄せられる多様な要望、相談等に迅速に対応するため、市及び防災関係機関は災害相談窓口を開設する。

なお、災害相談の実施は、市民の精神的・物資的な打撃からの人心の安定、また生活再建への着手促進のため行うものであるとともに、窓口を広く開放することによる情報伝達の円滑化、市民要望をとらえた応急対策活動の実施のための積極的な広聴活動でもあるため、災害発生後早期に実施するものとする。

第1 市による災害相談窓口の開設

本部付は、大規模な災害が発生したとき若しくは災害の状況により必要と認めたときは、地区連絡所や避難所等へ災害相談窓口を開設し、健康相談、各種融資資金の相談、税務相談等、市民からの要望の聴取や相談受付業務を実施するものとする。

1 相談要員体制

相談事項の処理にあたっては、速やかな解決を図るため関係各部及び関係機関との連絡を密にする。また、必要に応じて専門員の派遣等を依頼する。

2 処理事項の報告

災害相談窓口で処理した事項については、適宜、本部付が取りまとめる。なお、応急対策上重要な事項については、即時、災害対策本部へ連絡する。

3 市民への周知

災害相談窓口を開設したときは、第5節「広報」により、その旨を市民に周知する。

第2 防災関係機関による災害相談

1 一宮警察署

警察は、必要と認められる場所に相談窓口を開設し、警察関係の相談業務にあたる。

- (1) 必要と認められる場所に臨時相談窓口を設置し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。
- (2) 行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署に行方不明者相談窓口を設置する。
- (3) 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関に連絡して、その活動を促す。

2 その他の防災関係機関

市は、必要に応じて、通信、電気、ガスその他の防災関係機関に対して、市の災害相談窓口への担当職員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

第7節 災害救助法の適用

第1 基本方針

災害救助法は、市町村の区域を単位として、住家の滅失が一定規模以上である場合や、多数の者が生命・身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合で、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、知事により適用される。

第2 災害救助の実施責任者及び基準

1 実施責任者

(1) 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された場合においては、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 知事からの委任

市長は、知事が救助を迅速に行うため必要と認め、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部の委任を受けたときは、災害救助法に基づく救助を行う。

また、市長は知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、知事からの通知により行われるものである。

事務委任により想定される各救助事務の実施者は次表のとおりとする。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市町村（県が委任）	
要配慮者の輸送	市町村（県が委任）	
応急仮設住宅の設置	県（建設局）	
食品の給与	市町村（県が委任）	
飲料水の供給	市町村（県が委任）	
被服、寝具の給与	市町村（県が委任）	
医療、助産	市町村（県が委任）	県（福祉部、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	市町村（県が委任）	
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設局）
学用品の給与		
市町村立学校児童生徒分	市町村（県が委任）	
県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）	
埋葬	市町村（県が委任）	
死体の搜索及び処理	市町村（県が委任）	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）	

(3) 救助の委任の留意点

市へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、市において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。

2 災害救助法の適用基準

本市の場合、災害の被害状況が次のいずれかの基準に達したときは、災害救助法が適用される。

- (1) 市内の全壊、全焼又は流失等による住家の滅失した世帯数が150世帯以上に達したとき。
- (2) (1)に該当しないが、県内の被害世帯数が2,500世帯以上で、市の被害世帯数が75世帯以上に達したとき。
- (3) (1)及び(2)に該当しないが、県内の被害世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、市で多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) (1)、(2)及び(3)に該当しないが、次の特別な事情がある場合であって、市で多数の世帯の住家が滅失したとき。

○災害にかかった者に対する食糧、飲料水若しくは生活必需品等の供給等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

- (5) (1)、(2)、(3)及び(4)に該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合にあつて、次の基準に該当したとき。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 災害にかかった者に対する食糧、飲料水若しくは生活必需品等の供給等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

- (6) 適用にあたっては、「愛知県災害救助の手引き」も参照すること。

3 被害世帯の算定

- (1) 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、すなわち、全壊、全焼、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。
- (2) 被害世帯数は、家屋の棟数、あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数をもって計算する。
- (3) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定とする。

第8節 自衛隊災害派遣

第1 基本方針

災害による人命又は財産の保護に必要な応急対策を実施するため、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、自衛隊の災害派遣要請を要求する場合の手続き等は次のとおりとする。

第2 災害派遣

1 災害派遣要請

市長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、尾張方面本部（尾張県民事務所）にその旨を要求し、知事から自衛隊に要請する。ただし、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に自衛隊の派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部（尾張県民事務所）へも連絡する。

なお、市長は、派遣要請及び市に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。要請を要求できない場合は、防衛大臣又はその指名した者（以下この節では「災害派遣命令者」という。）に通知することができる。災害派遣命令者は、この場合災害派遣要請者の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

また、市長は災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

2 災害派遣命令者

命令者	所在地	電話番号
陸上自衛隊第10師団長	名古屋市守山区守山3-12-1	052-791-2191
航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)	小牧市春日寺1-1	0568-76-2191

※県西部の連絡・調整は第35普通科連隊担任

3 災害派遣の基準

災害派遣命令者は、災害に際して人命又は財産の保護のため知事から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。

ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

4 撤収要請

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。

5 災害派遣の活動範囲

災害派遣の活動範囲は自衛隊災害派遣活動範囲（附属資料）による。

附属資料第11 自衛隊災害派遣活動範囲

6 災害派遣部隊の受入れ

市長は、次の事項に留意して派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。

- (1) 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- (2) 派遣部隊の受入れ場所をあらかじめ選定しておく。
- (3) 応援を求める内容、所要人員、資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (4) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することのないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (5) ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、自衛隊ヘリコプターの災害派遣受入れ準備（附属資料）による。

附属資料第4 ヘリコプター離着陸場

附属資料第11 自衛隊ヘリコプターによる災害派遣受入れ準備

7 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、次の事項を基準とする。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、機材等の調達、借上げ及びその運搬、修理費
 - エ 市及び県が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいは、その他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第9節 消防活動

第1 活動方針

大規模な地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるため、市職員はもとより、事業所及び全市民をあげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、関係機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保をはじめ、重要な地域対象物の防ぎよにあたり、地震災害から市民の生命、身体及び財産の保護にあたらなければならない。

また、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、広域消防相互応援協定等の定めるところにより、消防応援を受け、消防活動の充実を図る。

地震による被害は、地震の強さその他の条件によって一様ではなく、被害の規模により物的被害の軽減から人命の確保まで、最も効率的な活動が求められる。

地震災害時における消防活動の基本的目標は、人命の安全確保である。具体的には有効的確な火災の鎮圧のため施策を進めるべきであり、消防活動の目標を次のとおりとする。

- 1 火災の発生状況が、火災発生時点における消防力を投入することによって鎮圧可能な地域については、火災早期鎮圧又は延焼の防止にあたる。
- 2 火災の発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、住民避難の安全を確保するための活動を行う。
- 3 火災が多い場合は、重要地域（延焼拡大危険の大きいところ）及び重要対象物を重点的に防ぎよする。
- 4 中高層ビル、大規模工場等の火災は、自衛消防隊との連携により鎮圧を図る。
- 5 地震災害に伴う水防活動は、原則として河川管理者が実施することとし、消防機関は火災救急救助事故の発生が限定された場合に、河川管理者と協力して水防活動にあたる。

第2 対策

大規模地震や津波災害など多様な災害に対応できるよう、消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

1 初動体制の確立

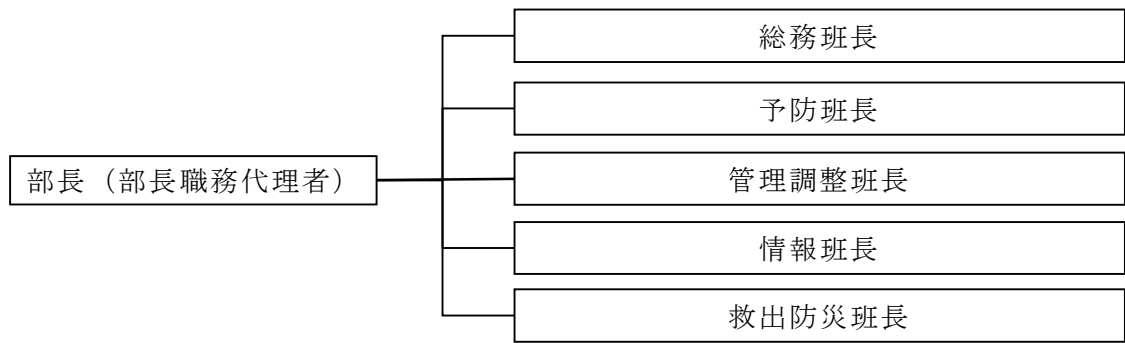
(1) 救出防災部の措置

ア 指揮本部の開設

消防部隊の災害活動を総括的に処理するため、消防本部に指揮本部を開設する。

イ 指揮体制の確立

次のように指揮体制を確立する。なお、指名にあたっては、その当務の最高責任者が指名し、上級指揮者が到着次第順次交替する。



ウ 指令、通信体制の確立

指令センターは、通信設備の機能を確保し、指令・通信体制の確立にあたる。

エ 被害状況の確認

署及び出張所は、署所周辺の被害状況を早急に把握し、指揮本部に速やかに報告する。

オ 非常参集命令の指示

発生地震の震度に応じ、職員には事前命令として参集の義務が課せられているが、震度等地震関係情報を収集後、確認のため非常参集を電話等により実施する。

(2) 消防隊の措置

ア 出動体制の確立

(ア) 消防署所の所在する地域の地盤、建築物の構造等を考慮して、余震による消防車両の出動障害を避けるため、消防車等を車庫前等へ移動する。

(イ) 消防ポンプ車(ポンプを積載したすべての車両)のすべてを火災出動車両に指定し、ホース、防火服、燃料等を積載する。

イ 消防部隊の編成及び報告

非常参集者等により消防部隊の編成を行い、部隊の編成状況及び非常参集状況を指揮本部に報告する。

ウ 通信連絡体制の確立

消防隊及び救助隊は、指令センターの指示により通信設備の機能点検を行い、通信連絡体制の確立にあたる。

エ 出火防止の広報

広報車等を出動させ、出火危険の高い地域及び延焼拡大のおそれのある地域に対し、出火防止の広報を行う。

(3) 消防団の措置

ア 消防団本部の開設

消防団の指揮連絡体制を確立するため、消防本部に消防団本部を開設する。

イ 消防団本部への報告

分団長又はこれに代わる者は、団員の参集状況、分団管轄区域内の被害状況、分団の活動状況及びその他必要と認める事項について消防団本部へ報告する。

ウ 出火防止の広報

災害の発生と同時に、居住地付近において火の始末等出火防止の広報を徹底する。

エ 初期消火の指導

火災を発見したときは、時宜を失することなく自主防災組織及び付近住民を指導して初期消火を徹底する。

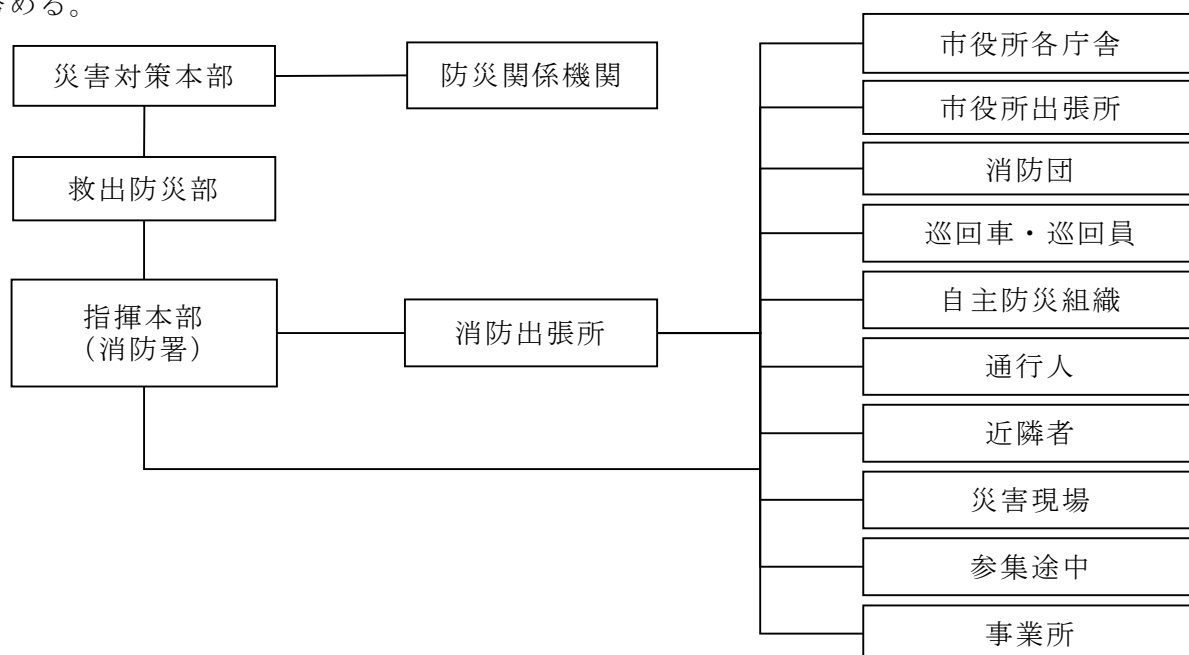
オ 人命の救助

家屋倒壊等による人命救助事故を発見したときは、自主防災組織及び付近住民を指導して救出活動を行う。

附属資料第4 消防団編成表

2 情報の収集

情報収集は、有線電話の途絶、無線施設の障害、無線統制等により極度に制限されることが予想されるため、防災関係機関と密接な連携を保ち、次図の系統によりの確な情報収集に努める。



3 消防部隊の運用

(1) 部隊運用方針

部隊運用は、災害発生後においても指揮本部において一括運用統制することを基本とする。しかし、地震により情報の収集制限、必要部隊の不足等の事態に至った場合は、活動各小隊長に部隊運用業務を一時的に委ねることができる。

(2) 指揮本部の部隊運用要領

- ア 活動中の小隊長から応援の要請があった場合等は、部隊に余力のある消防隊に対し、必要な地域への出動を命じる。
- イ 延焼阻止線の設定等大規模な消防活動の現場指揮は、消防長又は消防長の指名を受けた者が行う。
- ウ 避難の指示が出された場合は、火災の延焼状況及び部隊の運用状況を勘案し、災害対策本部、一宮警察署等の関係機関に必要な情報を通報するとともに、避難路及び避難場所の安全確保に全力を尽くす。

(3) 消防隊の部隊運用要領

- ア 指揮本部長は、火災発生件数、地域及び延焼状況に基づき、消防活動の基本方針を決

定し、所属隊及び応援隊の効率的運用を図る。

イ 部隊の運用にあたっては、火災発生地域の重要度と避難者の安全に重点をおいて部隊の効率的運用を図る。

4 消防活動要領

(1) 火災出動の優先順位

火災が同時に多発した場合は、大火災への拡大を防止するため、木造家屋密集地域等の火災現場へ優先的に出動する。

(2) 出動途上における留意事項

ア 出動途上における交通障害の状況、火災の発生及び推移状況等を報告する。

イ 出動経路付近の住民に対して、火の始末及び初期消火を呼び掛ける。

(3) 消火活動

ア 消防水利は、原則として火点直近の防火水槽、プールその他の自然水利によるものとする。

イ 火災が拡大し、又は合流火災となり延焼拡大した場合は、これを阻止するため消防部隊を集結して、延焼阻止線を設定する。

ウ 延焼阻止線を設定するにあたり、人員、機械、水利等の不足により、やむをえない場合は、建物等を破壊する等の措置をとる。

(4) 救急救助活動

ア 救急救助活動方針

地震による死傷者は、家屋の倒壊、器物の落下等により発生することが予想されるが、火災に起因することも過去の地震災害から明らかである。

このため、消防部隊の主力は、第1に火災の鎮圧に充てることとし、救急救助活動は、原則として現有の救急隊及び救助隊の活動範囲にとどめる。ただし、火災発生状況により消防部隊の主力を救急救助活動に充てることができると判断された場合には、この限りでない。

イ 医療機関受け入れ体制の確認及び情報交換

救急担当総括者及び救急隊は、一宮市医師会及び愛知県救急医療情報センターと連絡をとり、医療機関受け入れ体制の確認及び情報交換に努める。

ウ 救急隊の運用要領

救急隊には、救助活動にも対処できるよう簡易な救助用器具を積載する。

また、多数の負傷者が集中的に発生したと判断されるときは、救急隊の出動とともに災害対策本部へ通報し、現場救護所の設置及び医療救護班の派遣を要請する。

エ 救助隊の運用要領

消防救助隊は、原則として指令センターで把握した市域全般の被害状況に基づき、必要と認められた場所に出動する。

(5) 避難の支援活動

指揮本部及び消防隊は、広域避難場所への避難が必要となり、又は避難が開始された場合は、積極的に避難の支援活動を開始する。

この場合、指揮本部及び消防隊は、災害対策本部等と密接な連絡調整が必要であり、特に、次の連絡事項に配慮する。

ア 火災により避難が必要と思われる場合、当該火災の発生場所及び延焼拡大の状況

イ 避難の支援活動、特に避難誘導に対応できる消防職員、団員の実態

附属資料第4 救急病院・診療所

5 災害調査

災害に出動した消防部隊は、応急対策活動の状況及び応急対策活動に際して判明した被害の状況を、指揮本部へ報告する。

救出防災部長は、被害の集中した地域に対し、指揮本部長の応援要請に基づき、被害の軽微な地区の消防隊を応援派遣する。

また、災害調査のため特に必要があると認めるときは、救出防災部の職員で災害調査班を編成し、災害調査にあたる。

6 応援協力関係（市担当部 総括本部、救出防災部、総務部）

(1) 市は、自ら消防活動の実施が困難な場合は、県又は他市町に対し応援を求める。

また、広域的な消防部隊の応援の必要が生じた場合、市は、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づき応援を求める。

なお、南海トラフ地震においては、消防庁がそれぞれの地震に対して策定する緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づき、愛知県からの要請がなくとも緊急消防援助隊の出動が行われることから、同様な受け入れ体制を確立するものとする。

その他、ヘリコプターによる消防支援活動等が必要な場合は「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づき、愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に要請する。

(2) 県は、県災害対策本部において、必要に応じて、名古屋市、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等とともに、これらの機関が保有する航空機の運用に係る調整を行う。

名古屋市、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等航空機を保有する機関は、県災害対策本部で行われる運用調整に参加し、協力するよう努める。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援隊の受入れは、愛知県一宮総合運動場を集結場所とし、受入れ体制の充実を図る。

附属資料第8 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

附属資料第8 愛知県消防広域応援基本計画（抜粋）

附属資料第8 愛知県緊急消防援助隊受援計画（抜粋）

附属資料第8 一宮市消防本部受援計画

附属資料第8 名古屋市航空機隊支援出動要請要領

第10節 災害警備

第1 予想される被害、状況等

大震災の発生により、死者、行方不明者、負傷者等の人的被害の発生、道路その他ライフライン関係の被害により社会生活が一時麻痺状態になり、時間的な経過とともに、被災者の不安、混乱等の高まり、それに乘じた各種の犯罪の発生が予想される。

第2 基本方針

警察は、大規模な地震災害が発生した場合には、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡のもとに災害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の災害警備活動を推進する。

第3 体制の確立

1 警備本部の設置

大規模な地震災害が発生した場合には、一宮警察署に現地警備本部を設置して警備体制を確立する。

2 通信の確保

警察通信については、警察活動を遂行するために不可欠であり、各種通信施設、資機材等の早期復旧を図る。

第4 災害警備活動の重点

1 大規模災害が発生した場合の対策

混乱状態の情報を早期に収集し、民心の安定を図るため、次の活動を重点に実施する。

(1) 情報の収集及び伝達

災害応急対策活動を実施するのに必要な情報、特に被害の実態及び被害の拡大の見通し等の情報を重点的に収集するとともに、速やかに関係機関に伝達する。

(2) 被害実態の把握

現地警備本部は、管轄区域全般の次の状況の把握にあたる。

ア 初期的段階

- (ア) 人的被害の状況
- (イ) 家屋等の倒壊状況
- (ウ) 火災の発生及び延焼状況
- (エ) 危険物貯蔵施設等の被害状況と二次災害の発生状況
- (オ) 道路・橋りょうの損壊状況
- (カ) 交通機関の被害状況
- (キ) 住民の避難、混乱の発生状況
- (ク) 水道、ガス、電気等の被害状況
- (ケ) 堤防、護岸、危険箇所等の状況

イ その後の段階

(ア) 被災者の動向、流言飛語の状況及び治安状況

(イ) ライフライン等の復旧状況及び見通し

(3) 被災者の救出及び負傷者の救護

被害の程度に応じて救出部隊を派遣し、倒壊家屋の密集地、病院等、多数の者が集合する場所を重点に、各種救出機材を有効に活用し、救出救護を実施する。

(4) 危険個所の警戒、住民に対する避難誘導等

ア 危険箇所の警戒

火災、爆発、建築物の倒壊等により、危険な事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その警戒を実施し、関係者以外の立入りの制限若しくは禁止をし、又は退去を命じる。

イ 避難誘導

第11節「避難、救出」に基づき避難誘導する。

(5) 避難路の確保

避難誘導にあたっては、道路、広場等の広狭、家屋、電柱その他工作物の倒壊による影響、ガス管・水道管の破裂、道路・橋りょうの損傷及び浸水状況並びに火災については規模、風向き、輻射熱、地盤の状況等を把握し、また市と連携して、適切な避難路の選定に努める。

(6) 保安及び地域安全対策等

ア 保安対策

(ア) 危険物等の貯蔵施設に対しては、管理者、事業者と連携を図り、警戒区域（警戒線）内への立入り禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。

(イ) 銃砲火薬類の製造業者、販売業者、所有者等に対しては、盗難、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努める。

イ 地域安全対策

(ア) 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

(イ) 地域防犯団体等に対して、火災及び盗難の予防並びに交通整理並びに関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について協力を要請する。

ウ 生活経済対策

被災地の混乱に乗じた集団による不法行為、生活必需品等の欠乏に伴う悪質業者による買い占め、売り惜しみ、暴利販売等について取締りを強化する。

(7) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域・火災の発生・延焼状況、避難所、避難経路、救護所の設置場所、気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察署に災害相談窓口を開設し、行方不明者、迷子等の各種相談活動を実施する。

(8) 検視及び行方不明者の捜索

ア 遺体の見分については、遺体取扱規則の定めるところにより遺体見分調書（多数の遺体のときは、多数遺体見分調書）を作成し、必要な措置をとる。

なお、身元不明の遺体に対しては、見分後、所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して、事後に身元確認できる措置をとり、関係機関に引き継ぐ。

また、身元確認のため必要があるときは、一宮市歯科医師会に出動を要請する。

イ 行方不明者の捜索

行方不明者については、届出・受理の適正を期し、速やかに把握資料等と照合するほか、必要な手配及び捜索活動を行うとともに、関係情報の入手に努め、関係機関の協力を得て早期発見に努める。

2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

激甚な大規模災害が発生した場合は、特に次の点に配慮して活動を実施する。

(1) 被害実態の全体像の把握

被害の全体像を早期に把握し、それを災害警備活動に反映させることが重要であることから、発災後速やかにヘリコプターを出動させ、上空から被害状況を確認し、地上情報と併せて、被害の全体像を総合的に予測し、他の都道府県警察及び防災関係機関への応援要請、救助体制の規模、緊急交通規制体制を早期に検討する。

(2) 応援部隊等の受入れ体制

応援部隊等の受入れを行うための部隊を設置し、効果的な任務付与、宿舎の手配、装備資機材の配布等を実施する。

(3) 装備資機材の活用による被災者の救出及び負傷者の救護

倒壊家屋等からの被災者救出、道路の倒壊物等の除去を早期に行えるよう、パワーショベル等を救援部隊に帯同させるとともに、現場においては自衛隊、消防等関係機関との連携を特に配慮する。

第 1 1 節 避難、救出

第 1 避難

1 基本方針

地震発生時においては、家屋の倒壊、火災等の発生が予想され、特に、火災については、延焼拡大することにより大きな被害を及ぼすおそれがあり、市長は災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のため可能な限りの措置をとり、住民の生命・身体の安全の確保に努める。

2 対策

(1) 避難情報（市担当部 総括本部）

地震の発生に伴う災害により、生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため必要があると認められるときは、市長等は、避難の指示を行う。

ア 避難の指示の実施

避難の措置の実施者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示を行う。

(ア) 市長の措置

市長は、災害発生時において、住民の生命・身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 60 条の規定により、必要と認める地域の住民に対し、避難のための立退きを指示するものとする。

なお、必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(イ) 警察官の措置

警察官は、(ア) の場合において、市長が措置をとることができないと認めるとき、若しくは市長から要求があったとき、又は住民の生命、身体に危険が切迫していると認めるときは、災害対策基本法第 61 条の規定により、直ちに当該地域住民に対し避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示するものとする。

この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(ウ) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊法第 94 条の規定により、避難の指示をすることができる。

(エ) 知事への報告

市長は、避難のための立退きの指示を行ったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

イ 避難の指示の内容

市長、警察官又は自衛官（以下「指示者」という。）は、次の内容を明示して実施する。

(ア) 避難対象地域

- (イ) 避難先
- (ウ) 避難経路
- (エ) 避難指示の理由
- (オ) その他必要事項

ウ 緊急安全確保

避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」の措置を指示することができる。

(2) 避難の措置と周知徹底（市担当部 総括本部、総務部、救出防災部、調査情報部、本部付等）

市長（本部長）は、速やかに地域住民に対し周知徹底を図るとともに、関係機関に対し連絡する。

ア 住民への周知徹底

市長（本部長）が避難の指示をしたとき、又はその通知を受けたときは、次の手段により危険区域の住民に対し、その周知を図るものとする。

(ア) 広報車等による伝達

市有の広報車等で、対象地区を巡回して伝達する。

(イ) 災害情報共有システム（Lアラート）利用による伝達

災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

(ウ) 電話等による伝達

電話（固定・携帯）又はファクスを利用して町会長（自主防災会長）等に伝達し関係住民に周知する。

※町会長（自主防災会長）等は、町内会非常連絡網等により住民に周知する。

また、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者に対し、情報提供の協力を求める。

(エ) 戸別訪問による伝達

避難を指示したときが通信途絶、停電などの場合には、消防団、町会長（自主防災会長）等の協力を求め、各戸を訪問して伝達の周知を図る。

(オ) 上記のほか、第5節「広報」に準じ、あらゆる広報媒体を活用する。

イ 関係機関等への通報

(ア) 関係機関の相互連絡

県、市、警察及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容について相互に通報連絡する。

(イ) 学校施設等管理者

避難所として利用する学校施設等の管理者に対し連絡して、協力を要請する。

(ウ) 要配慮者関連施設

避難指示をする地域内の要配慮者関連施設の存在を確認し、関連機関との連絡を図り、所要の対策を講じる。

(エ) 隣接市町

避難のため隣接市町の施設を利用することが考えられる場合、また避難の経路により協力を求める必要がある場合を考慮し、関係市町へ災害状況、避難措置等について連絡するものとする。

(3) 避難の誘導（市担当部 調査情報部、福祉部、救出防災部等）

市職員、消防団員、警察官その他避難誘導を行う者は、市民を安全かつ迅速に避難先へ誘導する。

また、要配慮者の避難には十分配慮するものとし、県が策定した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」に基づき、社会福祉施設を含め、民生児童委員や地域住民と連携して行うものとする。

なお、避難は原則として地域住民が自主的に行うものであるが、状況によっては市職員、消防団員、警察官等が誘導を行う。この場合、町会長（自主防災会長）等地域の代表者は協力するものとする。

市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

ア 避難者の誘導

(ア) 避難にあたっては、町内会等の協力を得て、地域ごとでの集団避難を行うものとする。

(イ) 誘導にあたっては、要配慮者及びその介護者を優先して行う。

(ウ) 避難に際して、危険防止のため特に必要があるときは、警戒区域を設定し事故防止に努める。また、市民が避難した地域においては、必要に応じ警察官による警らを要請し、各種犯罪の未然防止に努める。

(エ) 地区ごとの避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地区居住者の避難を優先する。

(オ) 避難者が自力により避難が不可能な場合は、車両、舟等により行うものとする。

イ 避難者の確認

避難の指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て巡回を行い、立退きが遅れた者などの有無の確認に努める。

※要配慮者に関する避難の確認については、特に留意する。

(4) 避難経路（市担当部 総括本部、総務部、調査情報部、救出防災部、建設部等）

避難経路については、地域住民が事前に安全を確認した避難経路による避難に努めるものとするが、市は、災害状況を考慮した避難経路の選定情報の提供に努めるものとする。

(5) 避難者の誘導先（市担当部 総括本部、総務部、調査情報部、救出防災部、市民部等）

避難者の誘導先は、災害の形態、避難の理由により異なるが、概ね次のとおりとする。

なお、避難所への誘導に際しては、できる限り指定避難所を選定するものとする。

ア 建物が被害を受けたとき

緊急を要するときは、取りあえず緊急避難場所等の屋外へ誘導し、後に安全な広域避難場所等へ誘導する。

イ 大規模な市街地火災のとき

必要に応じて緊急避難場所に避難するか、直接広域避難場所へ誘導する。なお、緊急避難場所に集合した場合には、火災の拡大状況によって、できるだけ早期に広域避難場所へ移動する等の措置をとる。

ウ 浸水するとき

直接、避難所に誘導する。避難所選定については、災害状況の悪化に備え、立地条件にも配慮するものとする。

(6) 避難者の留意事項（市担当部 調査情報部、救出防災部、本部付等）

市は、避難措置に際して次の注意事項を避難者に周知する。

ア 火気・危険物等の始末、戸締りを行う。

イ 事業所等にあつては、危険物の流出及び発火防止並びに電気・ガス設備の保全措置を講じる。

ウ 携行品は、円滑な避難行動に支障をきたさないよう必要最小限とする。

(7) 応援協力関係（市担当部 総務部）

市は、被災地が広大で、大規模な移送を要する場合に、市単独で措置できないときは、県又は隣接市町に応援を求める。

(8) 広域一時滞在に係る協議

市は、災害が発生し、被災した住民の、市域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。

県は、市から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

また、県は、災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であつて、避難の必要があると認める場合には、市に代わつて協議を行う（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する）。

(9) その他

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、県の定める災害救助法施行細則による。

附属資料第3 要配慮者の現況

附属資料第4 指定緊急避難場所・広域避難場所

附属資料第4 緊急避難場所

附属資料第4 指定避難所

附属資料第4 補助避難所

附属資料第8 災害救助法施行細則

第2 救出

1 基本方針

地震発生時においては、倒壊家屋等の下敷き、地下店舗やビル等での孤立、車両事故等による負傷者及び救出を要する事故が多発するものと予測されるため、消防及び警察・第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については医療機関（救護所を含む）に搬送する。また、救出にあたっては、要配慮者を優先する。

2 対策

(1) 救出の方法（市担当部 救出防災部）

ア 要救助者の救出は、救出防災部救出防災班を主体とした救助隊が実施する。

イ 救助車、救急車による救助隊を編成し実施するほか、民間所有の搬送車等の協力を求め、救助救急活動に従事する。

ウ 直接災害により負傷した者及び災害時の急病人等の搬送については、医療機関・救護所等と緊密な連携をとり実施する。

(2) 応援協力関係（市担当部 救出防災部）

応援協力関係は、第9節第2-6「応援協力関係」による。

(3) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、県の定める災害救助法施行細則による。

(4) 中部地方整備局及び高速道路会社における措置

国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、現地へ派遣された隊員等の宿泊等が可能な待機支援車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。また、高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救出・救助活動への支援を行うものとする。

(5) 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

附属資料第4 救護所として利用する施設

附属資料第4 救急病院・診療所

附属資料第8 災害救助法施行細則

第 1 2 節 医療救護

第 1 予想される被害状況等

地震災害時には、家屋の倒壊、火災の発生等から、外傷、骨折、火傷、窒息等多くの傷害が予測され、その程度も軽傷から重傷、死亡までまちまちであると考えられる。特に災害初期においては、医療救護活動が生命の存否に直結する事例も多いので迅速な対応が求められる。

なお、激震時においては、既存の通信手段及び交通手段が一挙に途絶し、被災地域の状況把握が困難になるとともに、医療機関そのものが災害により本来の機能を発揮することが不可能となることや、交通麻痺による医療救護班の派遣及び患者輸送の困難等から、医療救護対策は難渋することが考えられる。

市は、公的医療機関において医療活動を行うほか、救護所を設置し、地域の医療体制確保に努めるとともに、市内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。

市は、保健医療調整会議に参画して、市内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

第 2 基本方針

地震による大規模災害については、より広く他の医療機関等の協力を得なければ対応は到底不可能であるため、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、災害看護コーディネーター、医師会、日本赤十字社、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、県立病院等広範囲な協力体制の確立に努める。

第 3 対策

1 医療救護班の編成・派遣等（市担当部 市民部、医療部）

- (1) 災害に起因する負傷又は疾病に対する医療は、原則として医療救護班によって実施する。
- (2) 市は、災害医療救護に関する協定に基づき、状況に応じて必要な医療救護班の派遣を一宮市医師会に要請する。
- (3) 一宮市医師会は、市の要請に基づき医療救護班を編成し、派遣する。
- (4) 医療救護班は、概ね医師 2 名、看護師 2 名、事務職員 1 名とする。
- (5) 医療救護は、原則として救護所で行う。
- (6) 医療救護班において重傷度選別（トリアージ）を行い、応急手当後、医療機関への診療を必要とするものについては、一宮市医師会と災害対策本部が災害の状況に応じて選定した最適な医療機関へ搬送する。

医療救護班の活動に必要な医薬品、その他衛生機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、整備しておくことを原則とする。

- (7) 災害時の助産は、原則として産科医を構成員とする医療救護班があたる。ただし、出産は急を要する場合が多いため、最寄りの助産師の協力を得る。
- (8) 歯科に伴う救護所は、一宮市口腔衛生センターに設ける。

- (9) 一宮市医師会の医療救護班の派遣でもなお対応が不可能である場合は、必要に応じて近隣の市町に応援を求めるほか、知事に広域的な協力体制の応援を要請する。
- (10) 一宮市歯科医師会は、市の要請に基づき又は自発的に口腔外科医1名及び歯科医師2名による口腔医療チームを編成するとともに救護所等に派遣し、医師からの指示により、顔面、特に口腔領域に関する外傷、打撲、骨折等の応急処置を実施する。
- (11) 一宮市薬剤師会は、市の要請に基づき薬剤師で構成する班を編成し、避難所、医薬品等の集積場所及びその他市が指定する場所において、医薬品等の供給への協力、服薬指導、医薬品等に関する相談業務への協力等の医療活動を実施する。
- (12) 市は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。

附属資料第4 救護所として利用する施設

2 巡回診療（市担当部 市民部、医療部）

医療救護班等は、市から要請を受けた場合、避難所等の巡回診療を行い、避難者及び付近住民の健康管理と栄養指導を行う。

3 救急搬送の実施（市担当部 救出防災部、市民部、医療部）

- (1) 患者の搬送は、原則として救出防災班によって行う。ただし、救出防災班の救急車両が手配できない場合は、市及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。
- (2) 道路の損壊、交通機関の不通等の場合及び遠隔地への搬送は、ヘリコプターによる空輸を知事等に要請する。また、重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。

4 医薬品その他衛生材料等の確保（市担当部 市民部、医療部）

医療救護活動に必要な医薬品等は、管内の医薬品等販売業者から調達することを原則とする。調達できない場合は、2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議と調整の上、県保健医療調整本部に調達を要請する。

また、一宮市薬剤師会は市の要請に基づき医薬品等の供給に協力する。

なお、輸血用血液が必要な場合は、日本赤十字社愛知県支部に調達を要請する。

附属資料第4 救急病院・診療所

附属資料第5 医薬品等

第13節 救援

地震災害においては、多数の住民が瞬時にして住家を失い、あるいは火災等の切迫した状況にあつて、恐怖と興奮のため冷静な判断を誤り、一層重大な結果をまねくことも予想される。

したがって、要配慮者に配慮し、被災住民を一刻も早く安全な場所に保護し、応急的な救助を行うとともに、民心の安全のため迅速かつ適切な広報活動を行い社会秩序の保全を図ることが必要である。

救援の具体策としては、被災住民に対し、日常生活に欠くことのできない最低限必要な衣・食・住を供給し、又は貸与することにより、被災者を保護する。

第1 避難所の開設・運営

1 基本方針

地震災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を一時的に滞在させるための施設として避難所を必要に応じて開設する。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。事前に避難所として指定した施設等の破損に備えた対策を検討しておくとともに、災害時には、「愛知県避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図る。さらに、要配慮者に配慮して、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

2 避難所の開設（市担当部 市民部、調査情報部、文教部、環境部）

市は、避難情報の発令を行った場合及び住民が自発的に避難を開始した場合には、速やかに必要な避難所を開設し、職員を運営責任者として当該避難所へ派遣する。なお、避難所の開設にあたってはできる限り指定避難所を選定することとし、指定避難所の開設のみでは対応が困難な場合は、避難所として利用できるその他の施設を避難所として開設するものとする。

施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、管理保全に十分留意する。

附属資料第4 指定避難所

附属資料第4 補助避難所

3 避難所の開設報告及び収容状況等（市担当部 総括本部、市民部）

市長は避難所を開設した場合は、直ちに避難所開設状況を知事に報告しなければならない。

この報告事項は、概ね次のとおりであり、もっとも速やかな方法で報告する。

- (1) 避難所開設の日時、場所
- (2) 箇所数及び避難所別の収容人員
- (3) 開設期間の見込み

4 避難の対象者

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

5 避難所の運営（市担当部 市民部、文教部等）

市は、「愛知県避難所運営マニュアル」に基づき、開設された避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、避難所の運営責任者は、要配慮者にも十分配慮し、迅速公正をもって被災者の救援活動に努めるものとし、管理運営について次の点に留意する。

- (1) 必要な物資などの数量を確実に把握するため、被災者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な処置を講じること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるものとする。

- (2) 避難者に対する各種相談業務を実施するとともに、常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。また、避難者の秩序保持に努めること。
- (3) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。
- (4) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めること。
- (5) 避難所施設の安全管理を行うことのほか、避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を講じ、混乱のないよう処理を行うこと。
- (6) 要配慮者の把握に努め、要配慮者がいることを認めた場合は、民生児童委員、町内会、ボランティア等の協力を得るなど速やかに適切な処置を講じること。

なお、必要に応じて、福祉施設等への入所及び保健師、ホームヘルパー等による支援を行うこと。

- (7) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、迅速適切な措置をとること。

また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

- (8) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気・水道・ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難になった被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊

避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

- (9) 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (10) 市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。
- (11) 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、町内会、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。
- (12) 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。
- (13) 必要に応じて、ペットの飼養場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録する。また、飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (14) 避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- ア プライバシーの確保状況
 - イ 入浴施設設置の有無及び利用頻度
 - ウ 洗濯等の頻度
 - エ 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度
 - オ 暑さ・寒さ対策の必要性
 - カ 食料の確保、配食等の状況
 - キ し尿及びごみの処理状況
 - ク 避難者の健康状態
 - ケ 指定避難所の衛生状態
- (15) 市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する市の毛布等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

(16) 市は、被災地において感染者の発生・拡大がみられる場合は防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

6 避難者の統合

災害の状況により避難所開設期間が長期にわたる場合等において必要があるときは、諸施設に分散して避難した住民を指定避難所へ統合し、避難所管理運営の円滑化を図るものとする。

第2 給水

1 予想される被害状況等

大規模地震が発生した場合、老朽化した管の破損や液状化による大きな地盤変状が発生する地域では大規模な断水が予想される。その結果、飲料水、水洗トイレ、洗濯等の日常生活等をはじめ、消火用水にも支障をきたし、社会活動、防災活動、復旧作業など広範囲にわたり影響を及ぼすこととなる。

2 基本方針

市全般の水道施設及び水道管破損状況をできる限り速やかに把握し、地震災害時の応急対策にあたっては、応急給水用水源の確保及び非常時の応急給水体制の確立に努める。

3 対策（市担当部 上下水道部）

(1) 応急給水

現有する浄水場・配水場の水を利用し、応急給水を行う。

ア 給水対象は、災害により飲料水が得られない被災者とする。

イ 応急給水量は、次表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量及び運搬距離を定め、確保するよう努める。

地震発生からの日数	目標水量 (ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	応急給水による生活状況
発生～3日	3	概ね 1km 以内	生命を維持するための最低必要量
4日～10日	20	概ね 250m 以内	調理、洗面等最低生活に必要な水量
11日～21日	100	概ね 100m 以内	最低の浴用、洗濯等に必要な水量
22日～28日	被災前給水量 (約 250)	概ね 10m 以内	被災前給水量を確保

ウ 給水期間は、飲料水の取得手段が平常状態に回復するまでの期間とする。

(2) 応急給水体制の確立

ア 給水体制

(ア) 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、応急給水活動を実施する必要がある。給水場所は、避難所、定置式給水タンク、飲料水兼用型耐震性貯水槽等での給水を原則とする。

この場合給水体制の班は、あらかじめ市内を地域別に分担し、迅速かつ効率よく重

要医療施設（災害拠点病院、救急病院・診療所等）を含め、給水できるよう編成する。
（イ）災害の規模によっては、県及び県内全市町村間の「水道災害相互応援に関する覚書」により応援を求め、更に必要に応じて県に自衛隊の救援を要請する。

イ 給水方法

発災直後は、水道施設の被害状況把握が必要なため、概ね3日程度は各家庭の備蓄飲料水による水の確保を基本とする。

発災4日目以降、順次指定避難所の応急給水栓の開設、給水車や給水タンク等による避難所等へ運搬給水を行う。運搬給水においては、目標水量を供給できるよう措置する。

その他、必要に応じて、定置式給水タンクの開設及び飲料水兼用型耐震性貯水槽に仮設給水栓を設置し、給水活動を行う。

給水は、公平に行うものであるが、重要医療施設から要請がある場合は、優先的に行うように配慮する。

附属資料第1 配水管布設平面図

附属資料第4 仮配管による応急給水

附属資料第4 給水用備蓄資材

第3 食糧の供給

災害の発生に伴い、食糧流通機構が一時的に混乱、停止、又は住家に被害を受け、あるいは電気、ガス等の供給が停止する等により食事ができなくなった被災者に、速やかに食糧の供給ができるように、食糧の確保と民心の安定に万全を期す。

1 基本方針

食糧の供給は、災害発生後速やかに行う必要がある。したがって、備蓄物資、自ら調達した食品、応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引き渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

また、これと関連して、食糧形態についても迅速性確保のため、概ね次の3形態に区分し、供給計画を作成する。

（1）食糧として完成されており、直ちに食することのできる食糧

主として炊き出し等の体制が整うまでの間、供給する。

〔例〕ビスケット、パン、おにぎり、弁当（既製食品）

（2）軽易な処理を施すだけで食することのできる食糧

軽易な処理が可能な体制ができたとき以降は、適宜この形態で供給する。

〔例〕乾燥米飯、インスタント食品

（3）応急炊き出しによる食糧

所要の炊き出し体制が確立された後においてこの形態で供給するものであり、被災地及び炊き出し地の諸条件に応じ可能な限り献立について配慮する。

〔例〕包装食、おにぎり

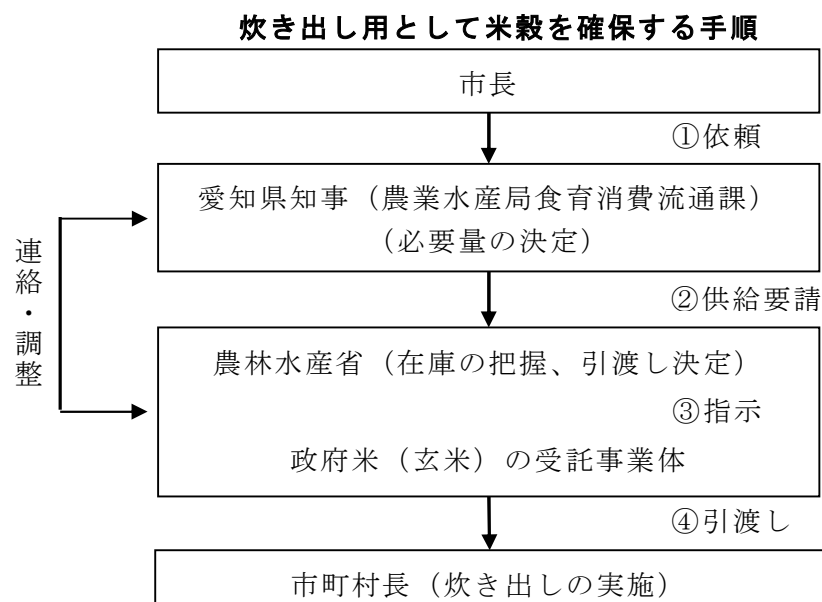
市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達に当たっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、

「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により調達を図る。

なお、市長は、緊急に必要とする場合は、電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

また、市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。



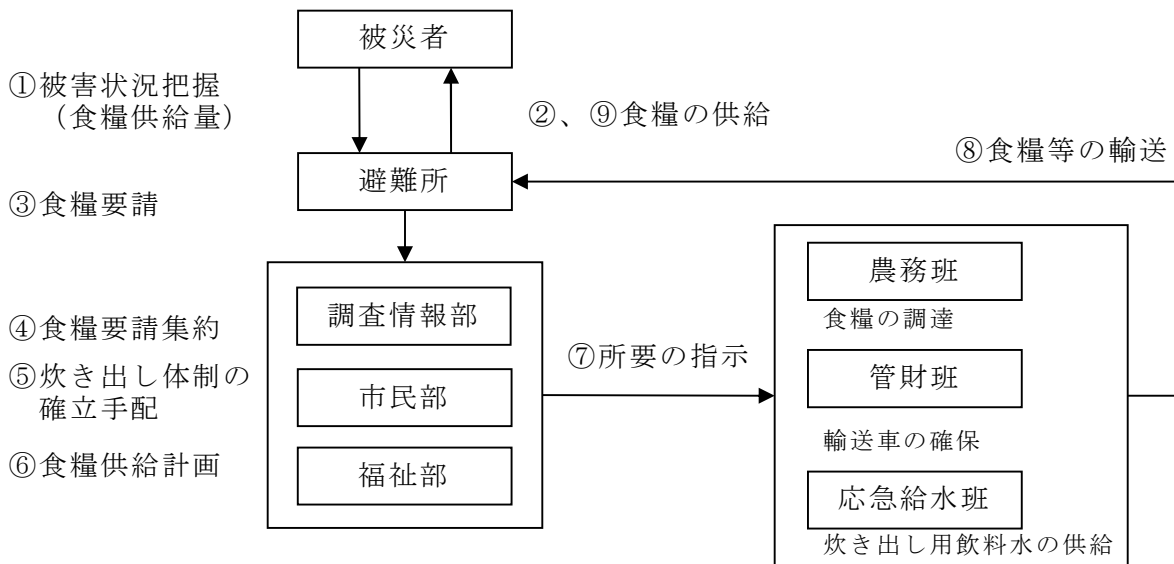
2 食糧供給基準（市担当部 福祉部）

災害救助法適用前は、同法及び県の定める災害救助法施行細則の規定を基準とし、本部長の判断により被災者に食糧を供給する。災害救助法適用後は、同法及び県の定める災害救助法施行細則の規定に従い実施するが、その規定によることが困難な場合は、知事の承認を得て行う。

附属資料第4 災害救助法施行細則

3 食糧供給の基本的系統図

災害発生から食糧が被災者に供給されるまでの基本的系統図は次のとおりとし、関係各部署は相互に密接な連携をもって迅速な食糧供給に努める。



4 食糧の備蓄

ビスケット、乾燥米飯を初めとして、食糧備蓄を進めているが、今後も実情に即しつつ、一層拡充強化に努める。また、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくとともに、市等においても食料を備蓄しておくことが必要である。

5 食糧の調達（市担当部 調査情報部、上下水道部）

（1）本部長

本部長は、調査情報部に食糧供給のための調達（備蓄食糧の放出を含む）を指示する。

（2）調査情報部

本部長から指示があったときは、分配計画により市所有の備蓄食糧を放出し、不足する場合は、直ちに供給協定締結業者等に供給を依頼する。備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

また、米穀等が供給協定締結業者等の供給でも不足するときは、本部長を通じて知事に調達を要請する。

（3）上下水道部

炊き出し用飲料水の供給について、市担当部と調整し応急給水活動を行う。

6 食糧の集積地

食糧の集積地は、次の4箇所の地域内輸送拠点とする。ただし、災害の状況に応じ、避難所、交通及び連絡に便利な公共施設を集積地として追加する。

- 一宮スポーツ文化センター
- 尾西生涯学習センター
- 日本通運株式会社小牧第2ロジスティクス事業所
- 佐川急便株式会社一宮営業所

7 食糧の輸送（市担当部 総務部、上下水道部）

（1）管財班

調達した食糧を指定された場所へ輸送する。ただし、状況により業者等に依頼して輸送する。

（2）応急給水班

飲料水を指定された場所へ輸送する。ただし、状況により業者等に依頼して輸送する。

8 食糧の供給（市担当部 市民部、福祉部、調査情報部）

（1）炊き出しその他による食糧の供給を実施するときには、現場ごとに責任者を定め、要配慮者や食物アレルギー等にも十分配慮して行う。

（2）自主防災会等に協力を依頼する。

（3）応急措置として、ビスケット等の供給を行う。

（4）速やかに炊き出しを行うため、給食可能設備を持つ公、私立の施設、職員食堂、飲食業者等に炊き出し協力を依頼する。

（5）炊き出しによる食糧の供給は、原則として包装食とし、なるべく保存性の高い副食物を添える。

（6）野外の炊飯に備えて、移動炊飯器を確保する。

（7）被災者に対する食糧の供給は、原則として次の一つに該当する者に対して行う。在宅での避難者、応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

ア 避難所に滞在する者

イ 住家の被害により、炊事のできない者

ウ 旅人、一般家庭の来訪者、列車の旅客で食糧の持ち合わせがなく調達できない者

エ 被害を受け一時縁故先に避難する者で、食糧を喪失し持ち合わせのない者

（8）炊き出しに代えて米及び未加工品又は金銭の支給は行わない。

第4 生活必需品等の供給

1 基本方針

災害により日常生活に欠くことのできない被服・寝具その他の生活必需品等を喪失し、又はき損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、これらの物資を緊急に供給又は貸与し応急的な保護の措置をとる。

生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資又は応援要求等により、県、他の地方公共団体又は国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとするとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態

の解消に努めるとともに、食糧、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

2 生活必需品等供給基準（市担当部 福祉部）

災害救助法適用前は、同法及び県の定める災害救助法施行細則の規定を基準とし、本部長の判断により被災者に生活必需品等を供給又は貸与する。災害救助法適用後は、同法及び県の定める災害救助法施行細則の規定に従い実施するが、その規定によることが困難な場合は、知事の承認を得て行う。

附属資料第8 災害救助法施行細則

3 生活必需品等の集積地

集積地は食糧と同一とする。

4 生活必需品等の配分（市担当部 市民部、福祉部、調査情報部）

避難所の運営責任者は、災害により住家に全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者に対して、生活必需品等を供給又は貸与する。

この場合、要配慮者に十分配慮するとともに、一時的に備蓄した生活必需品等を供給又は貸与し、不足するときは災害対策本部に調達を依頼する。

附属資料第5 物資備蓄・調達状況

5 応援協力の要請（市担当部 調査情報部）

市長は、市自ら生活必需品等の供給を行うことが困難な場合は、県又は他市町に対し必要な応援を要請する。なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

第14節 遺体の取扱い

第1 基本方針

周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第2 対策

1 遺体の捜索（市担当部 救出防災部）

（1）遺体の捜索

市（救出防災部）及び消防団は、警察と緊密に連絡をとりながら遺体の捜索を実施する。

（2）検視（調査）

遺体を発見したときは、警察官又は海上保安官の検視（調査※）を得る。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

（3）応援要求

自ら遺体の捜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の捜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 遺体の処理（市担当部 調査情報部、環境部、医療部）

（1）遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院などの施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努める。

（2）遺体の検視（調査）及び検案

警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

（3）遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

（4）遺体の身元確認及び引渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が

判明し、引取人があるときは、速やかに遺族等へ引渡す。警察は、身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また必要に応じて一宮市歯科医師会に応援を要請する。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

3 遺体の埋火葬（市担当部 環境部、調査情報部）

（1）死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

（2）遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

（3）埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。なお、葬祭業務に関しては、愛知県葬祭業協同組合一宮支部との覚書により実施する。

（4）棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

（5）埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

附属資料第4 火葬場等

4 応援協力関係

（1）市は、遺体の捜索、收容、処理及び埋火葬の実施が困難な場合、他市町村又は県へ実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

（2）葬祭業務に関しては愛知県葬祭業協同組合一宮支部との覚書により実施する。

5 その他

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、県の定める災害救助法施行細則による。

附属資料第8 災害救助法施行細則

第 15 節 防疫・保健衛生

第 1 予想される被害、状況等

地震による災害によって環境が破壊され、また、り災者の病原体に対する抵抗力が低下することにより、感染症がまん延するおそれがある。

第 2 基本方針

災害時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、迅速かつ強力に実施し、感染症の流行を未然に防止するため万全を期する。

第 3 市の措置

1 積極的疫学調査及び健康診断

- (1) 市に災害対策本部を設置したときは、防疫組織を編成し、関係機関と連絡をとり、被害状況の早期把握に努める。
- (2) 浸水地域及び集団避難所、その他衛生条件の良好でない地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、疫学的調査及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第 17 条第 1 項及び第 2 項に基づく健康診断を順次実施する。

2 防疫措置

(1) 生活環境に対する措置

市は次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び期間を定めて速やかに実施する。

- ア 感染症法第 27 条第 2 項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒
- イ 感染症法第 28 条第 2 項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除
- ウ 感染症法第 29 条第 2 項の規定による物件の消毒

(2) 患者等に対する措置

- ア 市は被災地域において、一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要があると認める時は、患者に対して感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。
- イ 感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、市が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。

3 予防教育及び広報活動

市は、報道機関等の協力を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。

4 臨時予防接種

市は、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に予防接種を行う。

5 応援体制

- (1) 市は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認めた場合は、県保健医療調整本部に対し、職員の派遣依頼をする。
- (2) 市は、県保健医療調整本部から職員の派遣要請があった場合には、自らの災害対応等を勘案の上、可能な範囲内で職員派遣を行う。

6 自宅療養者等の避難確保

- (1) 感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。
- (2) 防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第4 実施内容

感染症法施行規則（以下「規則」という。）及び関係法令に基づき、防疫・保健活動を実施する。

1 消毒の方法（市担当部 市民部）

被災後速やかに町会長（自主防災会長）等と協力し、対象場所の状況や感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、さらに消毒を行う者の安全並びに住民の健康及び環境への影響を留意して実施する。

2 ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法（市担当部 市民部）

本部長が定めた地域については、消毒等を行う際に併せて実施する。

3 物件に係る措置の方法（市担当部 市民部）

本部長が定めた地域については、消毒等を行う際に併せて実施する。

4 感染症法による生活用水の供給（市担当部 上下水道部）

感染症法第31条第2項及び水道法第40条第1項により実施する。

5 一類及び二類感染症の患者に対する措置（市担当部 市民部）

被災地において一類及び二類感染症の患者が発生した場合は、規則第10条から第13条までに定めるところによる。

6 避難所の防疫指導等（市担当部 市民部、環境部、上下水道部）

- (1) 市は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師・歯科衛生士による巡回健康相談を行う。

特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに

に、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。また、避難所の運営責任者を通じて、避難者において衛生に関する自治組織をつくるよう指導する。

- (2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。
- (3) 市は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱等について指導する。また、炊き出しの実施に際しては、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (4) 飲料水については避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。
- (5) 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。

7 健康支援と心のケア（市担当部 市民部、福祉部、文教部、医療部）

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすい。そのため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

また、ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子どもたちへの健康支援相談

学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。また、県が設置する児童相談センターの相談窓口とも連携をとる。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

8 動物の保護（市担当 市民部）

- (1) 市及び県は、負傷又は飼い主不明の動物について保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。
- (2) 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

9 広報活動（市担当部 市民部、本部付）

- (1) リーフレット等により感染症予防に関する注意事項を周知させる。
- (2) 報道機関の協力を求め、感染症予防に関する広報活動を行う。

10 災害時健康危機管理の全体調整（市担当部 市民部）

- (1) 県は、県の行う防疫・保健活動及び市町村の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。
- (2) 市及び県は、必要があると認められるときは、D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。

11 広域応援体制（市担当部 市民部、福祉部、環境部、総務部）

- (1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。
- (3) 県は、市町村の実施する防疫・保健活動につき、必要があると認めるときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。
- (4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市町村からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、他都道府県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他都道府県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。
- (5) 県は、保健師等の派遣について、必要に応じて、国や近隣縣市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。
- (6) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。
- (7) 県は、市町村からの求めに応じ、又は、必要と認めるときは、D P A Tを派遣する。
- (8) 県は、D P A Tの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、D P A Tの派遣を要請するものとする。
- (9) 県は必要に応じて、市に対してD H E A Tの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国、他の都道府県及び救助実施市に対し、D H E A Tの派遣を要請するものとする。
また、県は、D H E A Tの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。
- (10) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第16節 環境汚染防止及び廃棄物処理

第1 環境汚染防止対策

1 予想される被害・状況等

工場・事業場の損壊等に伴い、有害物質が環境中に漏出し、二次的な災害及び環境汚染が発生することが予想される。

また、倒壊建築物等の解体に伴い、粉じんの飛散等による環境汚染が発生することが予想される。

2 基本方針

市は、被災状況を的確に把握して、事業者に対し適切な措置の実施を指導するとともに、環境調査・モニタリング等を実施する。

3 対策（市担当部 環境部）

（1）大規模災害が発生した場合の対策

被災状況を勘案し、水質汚濁防止法第14条の2等の規定に基づき、事業者に対し、市あるいは関係機関に事故の状況等を報告させるとともに、汚染物質の流出、拡散防止のための応急対策の実施を指導する。

（2）激甚な大規模災害が発生した場合の対策

早急に被害状況を把握し、事業者に対し応急対策の実施を指導するとともに、環境調査・モニタリング等について関係機関に必要な人員・機材提供等の協力を求めて実施する。

第2 廃棄物処理対策

1 予想される被害、状況等

大規模な地震が発生した場合においては、家屋の倒壊や地割れ等により、災害廃棄物の大量発生、トイレ等の使用が不可能となることが予想される。

また、ごみ処理施設・し尿処理施設の損壊により、ごみ・し尿の処理が停滞することも予想される。

2 基本方針

被害状況を的確に把握し、災害により発生した、ごみ・し尿を速やかに処理して、環境衛生を確保する。

3 対策（市担当部 環境部、市民部）

（1）災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物処理計画（令和3年4月）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制の確立、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等に努めるものとする。

（2）災害廃棄物処理の方法

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。また、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の推進等に努めるものとする。また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

ア ごみ収集、運搬及び処分の方法

(ア) 生ごみ等腐敗性の廃棄物は優先的に回収する。

(イ) 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り選別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

また、必要に応じて仮設処理施設を設置し処理する。

(ウ) 収集、運搬及び処理においては、作業の安全確保を図るとともに、周辺的生活環境への影響に配慮をして進める。特に建物解体時のアスベスト飛散対策、冷蔵庫等のフロン飛散防止対策に努める。

(エ) 収集車両が不足する場合は、委託業者、協定業者及び許可業者に支援を要請する。

(オ) (エ) の方法によっても収集、運搬及び処理ができない場合は、応援協定に基づき、広域化ブロック、地域ブロック、他自治体、県及び民間事業団体に支援を要請する。

(カ) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、市社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物の搬出を行う。

イ し尿の収集、運搬及び処分の方法

(ア) し尿の収集にあたっては、許可業者と協力して行う。

(イ) 収集したし尿のうち、一宮市衛生処理場で処分することができない分については、一宮市公共下水道に協力要請する。

(ウ) (ア) 及び (イ) の方法によっても収集、運搬及び処分ができない場合は、他市町村へ協力を要請する。

(3) 仮設トイレの設置

災害によりトイレの使用が不可能となった被災地域に、備蓄の仮設トイレを設置する。

附属資料第4 清掃用施設・設備・運搬車両

附属資料第4 し尿処理施設

第 17 節 危険物質対策

第 1 予想される被害、状況等

大規模な地震が発生した場合においては、石油類、毒物、劇物、高圧ガス、火薬類等の危険物質爆発、火災あるいは、それに伴う多量の有毒ガスの発生がおこるおそれがある。

第 2 基本方針

災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民に被害を及ぼさないように努める。

第 3 対策

1 石油類、毒物・劇物施設及び積載車両

(1) 石油類、毒物・劇物施設の所有者、管理者、占有者及び輸送業者の措置

ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに石油類又は毒物劇物等化学薬品類を安全な場所に移動し、あるいは冷却注水する等の安全措置を講じる。

イ 警察及び消防機関へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

ウ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係事業所の応援を得て延焼防止活動を実施する。

エ 消防機関到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、災害の状況並びに事業所内の石油類、毒物・劇物の保有量、保有位置等について報告する。

(2) 市の措置（市担当部 市民部、環境部、救出防災部）

ア 県へ災害発生について、直ちに通知する。

イ 石油類、毒物・劇物等化学薬品類の所有者、管理者及び占有者に対し、危害防止のための措置を講じ、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

ウ 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の関係者からの報告、助言を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動を実施するにあたっては、河川、農地等への流出危害防止について、十分留意して行う。

エ 火災の規模が大きくなり、保有の消防力等では対処できない場合は、他の市町に対して応援を要請する。

なお、応援協力関係は、第 9 節第 2 6 「応援協力関係」による。

オ 更に、消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、愛知県消防活動等援助要綱に基づく特異火災等アドバイザーの活用や、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣についてあ

っせんを求める。

附属資料第4 化学消火薬剤備蓄一覧表

附属資料第4 排出油処理器材備蓄一覧表

附属資料第8 愛知県消防活動等援助要綱

附属資料第8 河川水質異常対応について

2 高圧ガス施設及び積載車両

(1) 高圧ガス施設の所有者、占有者及び輸送業者の措置

ア 直ちに作業を中止、設備内のガスの安全な場所への移動、安全放出、ボンベ等の埋設等安全措置を講じる。

イ 警察及び消防機関へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 市の措置（市担当部 救出防災部）

第3 1 (2)「市の措置」に準じた措置を講じる。

第18節 学校における対策

第1 予想される被害、状況等

校舎等の倒壊、破損、焼失、教職員の不足、教科書・学用品の喪失、き損等により相当の混乱が予想される。

第2 基本方針

災害のため児童・生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については県教育委員会、市教育委員会、国立・私立学校設置者等が、教科書、学用品等の供給については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事）が応急処置を講じ、応急教育を実施するものとする。

第3 地震情報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

1 地震情報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

(1) 県立学校

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

(2) 市立学校

地震情報等が市に伝達された場合は、市教育委員会が各学校等に対して伝達する。

(3) 私立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

2 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童・生徒の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

(1) 県立学校

学校の置かれている地域の津波警報等に留意し、あらかじめ定めた基準により、学校教育法施行規則に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は、速やかに県教育委員会に報告する。

(2) 市立学校

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校長が行うものとする。

ただし、各学校長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

(3) 私立学校

学校の置かれている地域の災害情報等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校の校長が行うものとする。

3 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第4 応急教育（市担当部 文教部）

市教育委員会及び私立学校設置者は、教育施設の被災又は校舎、体育館若しくは運動場が集団避難施設となることにより授業等が長期間にわたって中断することを避けるため、次の措置を講じる。

1 応急の教育施設の確保と授業等の実施

(1) 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

(2) 被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施する等の措置を講じる。

(3) 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公民館等公共施設又は、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

(4) 学校区内の教育施設の確保が困難な場合

他校区の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業を実施する。

(5) 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、(1) から (4) の場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について、災害対策本部と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

2 応急の教育活動についての広報

応急の教育活動の開始にあたっては、開始時期、方法等について児童・生徒及び保護者等への周知を図る。

3 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、県教育委員会に教職員の応援を求める等、必要教職員の確保を図る。

4 教科書、学用品等の供給

災害により、教科書、学用品等を喪失し又はき損し、就学上支障を来たした市立学校の児童・生徒に対し、教科書、学用品等を供給し、それらの者の就学の便を図る。

(1) 対象者

住家が倒壊、焼失等により被害を受けた児童・生徒で、教科書、学用品等を喪失し又はき損し入手することができない者とする。

(2) 学用品等供給基準

災害救助法適用前は、同法及び県の定める災害救助法施行細則を基準とし、本部長の判断により供給する。災害救助法適用後は、同法及び県の定める災害救助法施行細則により実施するが、その基準によることが困難な場合は、知事の承認を得て行う。

(3) 供給の方法

供給の対象となる児童・生徒の数を被害別に調査集計し、供給対象人員を把握する。教科書にあっては、学年別、教科別及び発行所別に調査集計し、調達供給する。学用品については、学年別に調査集計し、調達供給する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

附属資料第8 災害救助法施行細則

5 応援協力の要請

市長は、自ら応急教育等が困難な場合、他市町村又は県へ応急教育等を実施するため、応援を求める。

第19節 ボランティアの受入

第1 基本方針

大地震により大きな災害が発生した場合、平常時よりもはるかに大量かつ広範な各種救援要請が発生し、通常の行政のシステムや処理能力を質・量ともに超えることが予想される。この際には、公平を原則とする行政と自由で多彩な対応をとることができるボランティアとが相互の活動原理の相違を認識し、協力関係を築きながら被災者を支援することが不可欠である。そこで、被災地の速やかな自立や復興を進めるために、災害時に集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

第2 対策

1 災害ボランティアセンターの開設

- (1) 市は、「一宮市災害ボランティアセンターの開設及び運営に関する協定書」に基づき、机、イス、電話等必要な資機材を確保して、市社会福祉協議会と共同で、災害ボランティアセンターを速やかに設置する。
- (2) 災害ボランティアセンターは、被災者ニーズの把握、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）を行うとともに、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。
- (3) 災害ボランティアセンターに配置された行政職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行う。

2 災害ボランティアセンターの開設主体、運営スタッフ及び所掌事務

(1) 開設主体

一宮市及び市社会福祉協議会

(2) 運営スタッフ

災害ボランティアセンターの運営スタッフには、市職員、市社会福祉協議会等の職員、コーディネーター及び関係ボランティア団体の代表者等を充てる。なお、必要に応じて市内外のボランティアにも参画を求めて、その運営にあたる。

(3) 所掌事務

- ア 被災者ニーズ（ボランティアの派遣場所、人員数、内容等）の把握
- イ ボランティアの受入れ及び登録
- ウ コーディネーターの派遣要請
- エ ボランティア派遣要請の受付
- オ ボランティアの派遣
- カ ボランティアに対する情報（被災地の状況、被災者ニーズ等）の提供

3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

市及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティ

ア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

4 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

- (1) 一宮市内及び近隣在住のコーディネーターにより構成され、愛知県防災ボランティアグループに登録している団体
 - ア 一宮防災VCネット
 - イ あいち防災リーダー会いちのみや
 - ウ 一宮防災ボランティアネットワーク
 - エ 尾西防災ボランティアサークルの会
- (2) その他のボランティア団体等
 - 愛知県防災ボランティアグループ、赤十字奉仕団、青年団、各種団体、県外からのボランティア

第20節 要配慮者支援対策（市担当部 福祉部、総括本部、調査情報部、本部付）

第1 市における措置

市は、被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するとともに、自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設への緊急入所等、適切な支援を実施する。

また、福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援する。

なお、障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

さらに、次の方法により外国人に対して災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

- 1 市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携
- 2 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用
- 3 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

第2 県における措置

県は、県国際交流協会と共同で大規模な災害時に開設する愛知県災害多言語支援センターにより、外国人支援のための多言語による情報発信、被災市町村の外国人相談対応等における、通訳及び翻訳の支援等を行う。

また、保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市町村を支援し、市町村からの要請により、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースを編成し、派遣する。

なお、災害時に、障害者が必要な情報を取得することができるよう、市町村その他関係機関と連携して、障害者の家族及び支援者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めるものとする。

第3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、当該市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースの編成・派遣については、県が実施する。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第 2 1 節 帰宅困難者対策

第 1 市及び県における措置

- 1 市及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在场所）の確保等の支援を行うものとする。
- 2 市及び県は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。
- 3 市及び県は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。
- 4 市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

第 2 事業者や学校における措置

事業者や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第 3 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在场所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

附属資料第 1 徒歩帰宅支援ルートマップ

附属資料第 4 指定緊急避難場所・広域避難場所

附属資料第 4 緊急避難場所

第 2 2 節 緊急輸送道路の確保

第 1 予想される被害、状況等

大規模な地震が発生すると、道路は路面の陥没・亀裂、橋りょうの損壊、電柱・街路樹・沿道建築物の倒壊、火災、地下埋設物の破損等により、一般の交通が不能あるいは困難な状況になる。

特に、本市を含む尾張西部における沖積層地帯については、路面の陥没や亀裂等の被害が大きいと予想される。

第 2 基本方針

道路の管理者は、道路によって国、県、市等に分かれているが、地震災害時には各道路管理者及び関係機関が相互に協力して重要路線から重点的に応急復旧作業を行い、避難救出、緊急物資の輸送、警察、消防活動等が行えるよう、道路交通の確保を図る。

なお、緊急輸送道路（道路啓開ルート）の指定にあたっては、病院、浄水場、広域避難場所等の施設との有機的な連携を十分考慮し、災害対策活動の円滑化を図る。

第 3 対策（市担当部 建設部）

1 被害状況の把握と連絡体制の確立

被害状況を迅速かつ的確に把握することは極めて重要であり、関係機関は組織機能を有効に活用して被害状況及び交通状況を積極的に調査把握し、災害対策本部に報告するとともに、関係機関に連絡する。また、道路情報システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

2 道路・橋りょう等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

(1) 道路・橋りょう等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。管理道路における重点的に応急復旧する路線として、次の緊急輸送道路の障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。なお、津波被害発生時には、くしの齒ルートの道路啓開を他の道路に優先する。また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

(2) 各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第 7 6 条の 6 の規定に基づき、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し周知及び車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(3) 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

第1次緊急輸送道路	国の基幹道路である高速自動車国道、一般国道及び県道を中心に、人口集中地域への重要な基幹輸送道路
第2次緊急輸送道路	各拠点施設等への導入幹線輸送道路
第3次緊急輸送道路	その他の幹線道路
(参考) 緊急用河川敷道路	庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)

附属資料第1 緊急輸送道路・くしの歯ルート・主要橋りょう図

附属資料第1 緊急輸送道路名・くしの歯ルート名一覧

附属資料第1 主要橋りょう一覧

3 応急復旧活動

(1) 復旧順位

2 「道路・橋りょう等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保」に定める緊急輸送道路及びくしの歯ルートの順位で、被害の状況と緊急度に応じて、各道路管理者相互の連携のもとに応急復旧活動を実施する。

(2) 復旧資機材の確保

市内の各地域の復旧資材、機械作業要員の実態を把握し、応急復旧に対処する供給体制を確立し、ランニングストック量を含め、山土、砕石等の資材確保に努める。

(3) 復旧方法

ア 道路の段差・亀裂は、砕石及び土砂で路面の応急復旧を図る。なお必要に応じ仮舗装する。

イ 車両等の道路上の障害物は、路肩に寄せ、最低2車線の交通を確保する。

ウ 落橋した場合には、応急対策として代替橋を確保し、その必要に応じ、H型鋼・覆工板により復旧する。

第23節 緊急輸送手段の確保

第1 予想される被害・状況等

大震災の発生に伴う家屋の倒壊、火災等が大規模な範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予想される。このため、救援、救急活動要因、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送手段が著しく不足する事態が予想される。

第2 基本方針

大震災が発生した場合、市及び関係機関は、震災時における応急対策の実施にあたり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。この場合の緊急輸送の対象となる人員及び物資の範囲は、次のとおりとする。

- 1 応急（復旧）対策作業に従事する者
- 2 医療、通信、調査等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- 3 食糧、飲料水、生活必需品等
- 4 医薬品、衛生材料等
- 5 応急（復旧）対策用資機材
- 6 その他必要な人員、物資及び機材

第3 対策

1 車両等の確保（市担当部 総務部）

市は、災害の状況に応じ、必要な車両等を確保するため、総務部管財班にあらかじめ一定数の車両等を待機させる。

（1）各部

輸送手段としての必要な車両等は、用途、車種、台数、使用期間・日時等を明示のうえ、総務部管財班に調達を依頼する。ただし、土木・建築作業等特殊車両については各部で調達する。

なお、調達を行ったときは総務部管財班へ報告する。

（2）総務部管財班

各部から調達依頼を受けた場合及び災害対策本部から調達の指示があった場合は、市保有の車両を第一次的に確保する。市保有車両に不足を生じた場合は、一般社団法人愛知県トラック協会等関係機関から集中調達する。

なお、所用の車両が不足する場合、次の事項を明示して輸送手段の確保を県に要請する。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

附属資料第6 車両及び建設機械等

2 配車等（市担当部 総務部）

（1）配車

市所有の自動車等は、緊急自動車等の車両を除き、各部の輸送計画に基づき、配車する。
ただし、依頼又は指示どおり調達できないときは、災害対策本部と連絡調整のうえ、的確な配車に努める。

（2）車両の待機

総務部管財班は、待機車両の調達数、待機場所等について災害対策本部に報告し、その指示に基づき迅速に配車する。

3 鉄道による輸送（市担当部 総括本部）

道路の被害等により自動車輸送が困難なとき、又は遠隔地輸送が必要となり鉄道輸送が可能なときは、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社等に協力を要請し、鉄道により輸送する。

4 航空機による輸送（市担当部 総括本部）

緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。

第24節 道路交通規制

第1 基本方針

大地震が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、警察及び道路管理者は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

- 1 避難路及び緊急交通路を迅速に確保する。
- 2 被災状況により車両の通行を極力抑制する。
- 3 一般車両の流入を禁止する。
- 4 道路の障害状況及び交通状況の把握に努め、通行の禁止、危険箇所の標示、迂回指示等危険防止及び混雑緩和のための措置をとる。

第2 対策

1 緊急交通路の確保

- (1) 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。
- (2) 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。
- (3) 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

災害時の交通規制対象路線

	路線名
最優先路線	名神高速道路、東海北陸自動車道、名古屋高速道路、国道22号
優先路線	国道155号
重要路線	主要地方道大垣一宮線、主要地方道岐阜稲沢線、県道名古屋一宮線、県道江南木曾川線、県道一宮津島線

2 強制排除措置

- (1) 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- (2) 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- (4) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往

生車両等の移動について要請することができる。

- (5) 派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 エリア交通規制

被害エリアにより、県境において、一般車両を対象とした交通の抑制及び制限並びに広報活動等を実施するもので、当市においての実施箇所等は主に次の箇所が考えられる。

	路線名	検問場所	抑制・制限方向
県境	国道22号	一宮市北方町交差点	南進
	県道名古屋一宮線	一宮市北方町宝江新田交差点	南進
	主要地方道大垣一宮線	一宮市起濃尾大橋東交差点	東進

4 その他の交通規制（市担当部 建設部）

道路のき裂、損壊、橋の落下その他交通に支障のある箇所については、被災現場で活動する警察官又は道路管理者が発見の都度、危険防止のための交通規制を実施する。

5 交通規制の方法

大震災発生時の交通規制は、災害対策基本法第76条並びに道路交通法第4条、第5条及び第6条により行うこととし、災害対策基本法による場合は、同法施行令第32条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者等への通知を行うものとする。

6 緊急通行車両の確認（市担当部 総務部）

愛知県公安委員会が、災害対策基本法第76条の規定により緊急通行車両等以外の車両の通行の禁止又は制限を行った場合、市は、緊急通行車両の確認を受けるため必要な手続きを行う。

なお、本手続きを円滑に受けられるよう、市は、市所有の緊急輸送を行う計画のある車両について、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、緊急通行車両の確認申出を行うこととする。

附属資料第8 緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領

7 自動車運転者に対する指導

大震災が発生した場合は、次の「運転者がとるべき措置」について指導を徹底する。

- (1) 車両を運転中に大震災が発生したとき

ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。

イ 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

オ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたとき

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所

(イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

8 相互協力（市担当部 建設部）

(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。

(2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講じるものとする。

9 交通安全施設及び交通管制機器の確保

緊急交通路の信号機が停電等により滅灯した場合は、信号機電源付加装置により信号機能を保持させ、路線上の交通を確保する。

10 交通情報の提供

交通規制を実施した場合は、交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

第25節 公共施設対策

第1 上水道施設

1 予想される被害、状況等

地震発生時、浄水場、水源地等について構造物躯体の被害は比較的少ないものと思われるが、管接合部の離脱やポンプ軸のずれ等の事故が予想される。

管路の被害は、铸铁管、鋼管、ビニル管の順に強度が弱くなり、被害の程度も異なる。

2 基本方針

管路に事故が発生した場合は、導水管や配水本管を優先的に復旧するとともに、指定避難所（小中学校）や重要医療施設（災害拠点病院、救急病院・診療所など）までのルートも確保できるよう措置する。

主要各水道施設に被害を生じた場合は、道路と並行して同時に復旧する必要があるが、特に主要各水道施設は大量の電力を必要とするため、停電が長期化する場合、優先的に電力会社へ送電が回復するよう協力を強く要請するとともに、設備の点検修理を急ぎ、手動操作でも配水が可能になるよう措置する。

3 対策（市担当部 上下水道部）

（1）水源地破壊の場合

復旧困難な水源地に変わり、他水源地及び県水等により給水できるように努める。

（2）配管設備破損の場合

応急修理により給水の再開を行うが、他地区に比べて復旧が困難な地区に対しては、路上又は浅い土盛りによる仮設配管を行う。

（3）その他

ア 市指定給水装置工事事業者に対し、主として管路の復旧に主力をおいて協力を求める。

イ 仮設配管、復旧材料等は、民間資材取扱業者等に緊急手配し、現地搬入する。

ウ 他市町との境界に近い地域が、当該隣接市町の水道管から布設済みの緊急連絡管によって給水を求めることが可能な場合は、協定に基づいて当該水道管より応急給水を受け得るようにする。

附属資料第1 上水道水源所在地表

附属資料第4 仮配管による応急給水

附属資料第4 給水用備蓄資材

第2 下水道施設

1 予想される被害、状況等

（1）管渠

マンホール部分への管接合箇所、管の接合部等の破損が予想されるほか、管路自体の沈下等が考えられる。

（2）ポンプ場、処理場

ポンプ場、処理場とも重量機械及びポンプ設備の基礎の変動が予測され、特に処理場の水処理施設は、機械設備の損傷や挫屈等の被害が考えられる。

2 基本方針

下水管渠、ポンプ施設及び処理施設の被害に対しては、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧を行う。

なお、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

3 対策（市担当部 上下水道部）

災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

（1）管渠

下水道管渠の被害に対しては、道路の補強及び破損個所を応急復旧し、施設の保全と他への被害を避け、二次災害の起因とならないよう速やかに応急措置を講じる。

（2）ポンプ場、処理場

ア 災害が発生したときは、施設等の構造等を勘案して、速やかに施設等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、応急措置を講じる。

イ 機械の修理復旧と自家発電機の稼働により、排水及び下水処理が可能な措置を講じるとともに、処理場から放流する処理水を法に定める基準値となるよう最大限の努力をし、河川の水質汚濁防止に努める。

ウ 長期にわたり停電し、処理施設及び配水管系が運転不能となった場合、電力会社と密な連絡を保ち動力用電力の供給復旧を協力に要請し、臨時の緊急電力の確保に努める。

（3）各施設共通事項

ア 大きな災害が発生した場合、必要に応じて国や他の地方公共団体等に応援を要請し、速やかに応急措置を講じる。

イ 臨時に移動排水ポンプ等を要所に設置し、排水処理に努める。

ウ 応急復旧資材、工器具、移動式排水ポンプ、土のう等の必要数については、関係資機材業者からの提供を求め、土木、電気、機械等の業者により労務応援を得て復旧に全力を傾注する。

附属資料第1 下水道処理場・ポンプ場

第3 電力施設

○中部電力株式会社

1 予想される被害、状況等

（1）変電設備

地震動等により電力設備破損の被害が予想される。

（2）送配電設備

架空送電線は、地盤の変状により、鉄塔の傾斜や電線の断混線等の被害が予想される。

また、配電線は網状に施設してあるため、地盤変形あるいは一般家屋の倒壊火災等による被害が予想される。

2 基本方針

電力の復旧は、一般の復旧作業や民心の安定等、社会的に大きな影響を及ぼすため、災害時には被災状況を早期かつ的確に把握し、要員及び資機材を確保し、応急復旧を迅速に行う。

3 大規模災害が発生した場合の対策

(1) 応急措置

大規模な地震が発生した場合には対策本部を設置し、通信の確保を図るとともに、情報の収集と伝達を行い、危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し送電遮断等の適切な危険予防措置を講じる。

(2) 復旧

ア 優先的に復旧する施設、設備

(ア) 電力会社側

変電設備及び送配電設備

(イ) 利用者側

a 病院

b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信等の機関

c 民心の安定に寄与する報道関係、避難施設

イ 復旧方法

(ア) 変電設備

電力供給確保を重点に、重要度、地震発生後の需要状況、被害状況等を勘案し、早期復旧を図る。

(イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り、仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(3) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに、必要に応じ請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。

(4) 広報体制

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時における広報

電気の復旧状況及び公衆感電事故防止広報を主体としたものを、広報車、テレビ、ラジオ、ウェブサイト等の広報機関その他の手段により広報する。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における利用者の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と、被害状況の把握のため、市災害対策本部へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

4 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

大規模災害が発生した場合の対策に加えて、交通・通信網の途絶を考慮し、初動体制、情報の早期収集等の対策を講じる。

(1) 初動体制の確立

自動出社を制度化し、任務・運営方法等の明確化を図る。

(2) 情報の早期収集と伝達

早期情報収集のため、ヘリコプターの出動を要請する。

(3) 広域応援体制の整備

他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入れ体制を整備する。

(4) 資機材等の多面的輸送手段の整備

海上輸送を含めた輸送手段のより一層の充実を図る。

附属資料第3 電力施設

第4 ガス施設

○都市ガス（東邦ガス株式会社）

1 基本方針

ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災・爆発などの二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、被災地域以外へは可能な限りガス供給を継続する。

2 大規模災害が発生した場合の対策

(1) 情報の収集

供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏洩^{えい}通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道機関の情報を得て総合的に被害程度を把握する。

(2) 緊急対応措置の実施

地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時に

ガス供給を停止する。

ア 地震計のS I 値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合

イ 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合。

(3) 応援要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(4) 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所^{えい}の調査及び修理

ウ 需要家の内管及び消費機器の被害箇所^{えい}の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

(5) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

3 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

(1) ガス供給停止

地震が発生した場合、地震計のS I 値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏洩^{えい}通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。

ア 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合

イ ガス漏洩^{えい}通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合。

(2) 応援部隊の受入れ

一般社団法人日本ガス協会に対し、速やかに全国規模での応援部隊派遣を要請する。

(3) 応急復旧資機材置場等の確保

大規模な災害復旧活動のために、復旧用資機材置場や仮設用用地等が必要となるため、関係諸官庁と連携し、迅速な確保に努める。

(4) 応急復旧作業

応急復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ実施し、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

○LPガス（プロパンガス）施設（愛知県LPガス協会西部支部）

1 予想される被害、状況等

LPガス（プロパンガス）は個別供給方式であるため、広範かつ大規模な災害の発生は考

えにくい。消費設備については、配管のねじ部の亀裂発生や折損等が危惧されるが、マイコンメーターが設置されているため、大量のガスが漏洩する可能性は低く、供給設備についても、容器は鎖による固定と高圧ホースへの接続がなされているため、転倒の心配も殆どないと考えられる。また、配管ホースが離脱又は折損した場合も、ガス放出防止器が設置されているものは、ガス漏洩はないと考えられる。

しかし、被害の状況によっては、建物の倒壊や火災の発生等に伴うガス漏洩、引火等のおそれもある。

2 基本方針

緊急対応措置として、(一社)愛知県LPガス協会作成の「愛知県LPガス災害対策マニュアル」の定めに従って、被害状況の確認及び二次災害の発生防止措置を講じる。その後、供給設備・消費設備の安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

3 対策

(1) 大規模災害が発生した場合の対策

ア 災害対策本部の設置

必要に応じ、支部に現地対策本部を設置する((一社)愛知県LPガス協会は、震度5弱以上の地震が発生した場合に災害対策本部を設置する)。

イ 情報収集

支部は、予め定められた情報ルートを通じ、地震の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報並びに関係機関及び報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

ウ 緊急動員

予め定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

エ 緊急対応措置

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。

オ 応急復旧作業

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

カ 広報活動

地震後のLPガスによる二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布、報道機関等を通じて呼びかける。

(2) 甚大な大規模災害が発生した場合の対策

ア 緊急対応措置

被害状況の確認と二次災害の発生防止に努める。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行う。

安全確認が完了するまで、容器バブルを閉止して、ガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

イ 応急復旧

応急復旧は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ実施し、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

4 相互協調支援体制

L P ガス販売事業者独自で災害に対応できないときは、(一社)愛知県L P ガス協会の組織を基調とした相互協調支援に努めるとともに、応援要員がその機能を十分発揮できるよう受け入れ体制を整備し、速やかに消費者の安全確保を図る。

第5 通信施設

○通信事業者（N T T 西日本株式会社、N T T ドコモビジネス株式会社）

N T T 西日本株式会社及びN T T ドコモビジネス株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供(ウェブサイトのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)する。

1 大規模災害時における応急復旧

- (1) 非常招集等の緊急プログラムを発動し災害対策本部の設置、復旧要員等を動員し、垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。
- (2) 発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。
- (3) 激甚な大規模災害の場合は、本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

2 具体的な応急復旧措置

(1) N T T 西日本株式会社

ア 伝送路が被災した場合

可搬型無線装置、応急復旧ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

イ 交換機が被災した場合

非災害対策機器等を使用し、応急復旧を図る。

ウ 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

エ 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合

非災害対策機器を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。

(2) N T T ドコモビジネス株式会社

ア 伝送路が被災した場合

応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。

イ 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

3 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

震度6弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。

○移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

1 災害対策本部の設置

災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。

2 応急復旧活動の実施

- (1) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。
- (2) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。
- (3) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

3 災害用伝言板の運用

震度6弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。

4 応援体制の確立

本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

また、NTT西日本株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。

第6 鉄道施設

○東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社

大規模地震等が発生した場合、必要に応じて以下の措置を行うこととする。

- 1 非常参集要員の参集
- 2 対策本部及び復旧本部の設置
- 3 被災状況、運転状況等に関する情報の収集・伝達
- 4 関係行政機関等への発災後の状況報告

5 情報の提供

- (1) 報道機関への施設被災状況及び列車運行情報の提供
- (2) 旅客等への列車運行情報の提供
- (3) 地方防災会議、関係地方自治体への情報提供

6 情報伝達手段の確保

7 応急復旧資機材の手配

8 旅客の避難誘導

9 自衛隊への救援要請

○名古屋鉄道株式会社

1 基本方針

非常災害に際して、その被害状況を的確に把握し、旅客等の救護及び誘導並びに被害箇所
の早期復旧を図り、輸送機能の確保に努める。

2 対策

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係
箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

(2) 応急措置

ア 乗務員関係

- (ア) 地震等による異常を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋りょうの上
等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。
- (イ) 異常を認めたとときは、駅又は運転指令へ連絡をする。
- (ウ) 旅客に対して、乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。
- (エ) 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護、誘導を行う。

イ 駅関係

- (ア) 地震等による異常を認めたとときは、列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を
見合わせる。
- (イ) 運転指令と連絡のうえ、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示し、又は伝達する。
- (ウ) 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知させる。
- (エ) 旅客等に対して駅員の指示又は誘導に従うよう案内する。
- (オ) 避難口の状況及び落下物についての注意を与え、かつ、救護又は誘導を行って混乱
の防止に努める。
- (カ) 不通区間が生じた時は、安全を確保したうえ、必要に応じバス等による代替輸送の
措置をとる。

ウ 諸施設関係

- (ア) 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、事前計画により諸
施設の担当係員が点検、巡回及び警備を行う。
- (イ) 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該
係員のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。

(ウ) 応急復旧資材の管理点検は、定期的に行う。

エ 通信連絡体制

鉄道電話を第一優先とし、他にN T T西日本株式会社加入電話、作業用無線等を活用して、緊急通信連絡を行う。

第7 郵便業務

○日本郵便株式会社

1 郵便物の送達の確保

- (1) 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。
- (2) 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

2 窓口業務の維持

災害時において、被災地における窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮社屋急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様及び被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第8 ライフライン施設の応急復旧

1 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事務所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

2 ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開及び空路の活用

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

また、陸路だけでなく、空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。

第26節 住宅対策

第1 予想される被害、状況等

大規模な地震による住宅の倒壊、破損、更に火災による焼失により、相当数の市民が住宅に困窮し、修理を要する家屋もかなりの数に達すると予想される。

第2 基本方針

家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置、公営住宅のあっせん及び被災住宅の応急修理（ブルーシートの展張等を含む）、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。また、要配慮者に対しても配慮した対策を実施する。

応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

第3 対策

1 被災住宅の調査

地震災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 被災地における住民の動向
- (2) 住宅に関する緊急措置の要否
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 応急仮設住宅の設置及び管理運営

県は、災害救助法に基づき住家に被害を受けた被災者の入居対策として、応急的な仮設住宅を設置し、一時的な居住の安定を図る。

(1) 設置の方針

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性に応じて供与方法を選択する。

災害救助法が適用された場合は、知事が設置するが、知事が設置することが困難な場合、市長は、その通知により設置する。災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

(2) 建設の方法

応急仮設住宅の建設等に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア 建設用地の選定

市は、応急仮設住宅の建設用地を災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から次の順に選定し、県へ報告する。

なお、災害に対する安全性や洪水の危険性に配慮する。

(ア) 市又は市の外郭団体が管理し、又は所有している土地

(イ) 国、県等公共機関の所有地で、住宅建設に適当なもの

(ウ) その他応急仮設住宅の建設に適当な土地

イ 建設の規模及び費用

(ア) 1戸あたりの建物面積及び費用は、県の定める災害救助法施行細則に規定する基準とする。ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、被災市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て当該輸送費を別枠とすることができる。

ウ 建設の時期

地震災害が発生した日から原則として20日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

(3) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(4) 被災者の入居

被災者の応急仮設住宅への入居は、次のとおりとする。

ア 入居対象者

地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流出した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力では住宅を確保することができない者であること。

[例]

○生活保護法の被保護者及び要保護者

○特定の資産を持たない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等

○上記に準ずるもの

イ 入居者の選定

入居者の選定にあたっては、必要に応じ民生児童委員の意見を聴取する等被災者の資力と生活条件を十分調査のうえ決定する。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

附属資料第5 応急仮設住宅

3 公営住宅あっせん

自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして市営住宅の空家を提供する。なお、不足する分については、県及び地方住宅供給公社に

公共賃貸住宅等の入居あっせんを依頼する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定、確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 受け入れ体制

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

公営住宅入居あっせんによる被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して、適宜対応するものとする。

(4) 家賃等の減免措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

4 被災住宅の応急修理

県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする）。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。なお、災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（ブルーシートの展張等）

ア 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

イ 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 応急修理を受ける者の範囲

(ア) 住宅が半壊、又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では

応急修理をすることができない者

※自らの資力では応急修理をすることができない者

- ・生活保護法の被保護者及び要保護者
- ・特定の資産のない失業者
- ・特定の資産のない未亡人及び母子世帯
- ・特定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障害者
- ・特定の資産のない勤労者
- ・特定の資産のない小企業者
- ・上記に準ずる経済的弱者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 修理の範囲

居室、炊事場、トイレ等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、県の定める災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理できない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現場給付をもって実施する。

5 障害物の除去

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 障害物の除去の実施

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者若しくは土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができないものとする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

第27節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

第1 予想される被害、状況等

大地震により多くの建築物・宅地が被害を受けることが予想され、さらに被災した建築物・宅地により、その後の余震等による市民の生命に関わる二次災害の発生のおそれがある。

第2 基本方針

地震直後に、被災した建築物が引き続き安全に使用できるかどうか、余震等により倒壊しないかどうか、また、被災した宅地の安全性はどうかなどの応急的な判断は、専門的知識をもたない被災者には困難である。

そこで、市は、各種調査の判定士に危険度の判定を依頼することにより、余震等による二次災害を未然に防止し、市民の生命を保護する。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第3 対策（市担当部 建築部）

1 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置

市は、被災建築物・被災宅地の判定のため、市内で活動する判定士を指揮総括し、判定士の身分保障、判定結果の集約等のための被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

2 判定士の派遣要請

市は、必要により県の支援本部に判定士の派遣要請を行う。

3 応急危険度判定活動の実施

市は、県の協力を受け、判定士に被災建築物・被災宅地の判定を依頼し、判定結果を表示することにより当該物件の使用者又は付近住民等に注意を喚起する。

第 2 8 節 防災活動拠点の確保

第 1 方針

市及び県は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な支援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防をはじめとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整のうえ確保を図るものとする。

また、当該拠点は、市町村又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

第 2 実施内容

市及び県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、表 1 の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。なお、南海トラフ地震発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表 2 のとおりである。

物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

表 1 防災活動拠点の区分と要件等

区分	1 地区防災 活動拠点	2 地域防災 活動拠点	3 広域防災 活動拠点	4 中核防災 活動拠点	5 航空防災 活動拠点	6 臨海防災 活動拠点	7 ゼロメートル地帯広 域防災活動拠点
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等	複数の市町村に 及ぶ災害 ・相当規模の 林野火災 ・相当規模の 風水害、 土砂災害等	広域の市町村に 及ぶ災害 ・大規模な 地震災害 ・大規模な 風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等
応援の 規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			
役割	被災市町村内の 活動拠点	郡単位、広域圏 単位の活動拠点	広域、全県的な 活動拠点	全県で中心となる 活動拠点	主に空輸される 要員、物資の 集積拠点	海上輸送される 要員、物資の 揚陸・集積拠点	広域、全県的な活動拠点
拠点数	市町村で 1箇所程度	郡又は圏域単位で 1箇所程度	県内に 数箇所程度	県内に 1箇所程度	県内に 1箇所程度	県内に 3箇所程度	県内に 4箇所
要件	面積	1 ^{ヘクタール} 程度以上 できれば 中型ヘリコプター の離着陸が可能	3 ^{ヘクタール} 程度以上 中型ヘリコプター の離着陸が可能 で、複数機の 駐機が可能	10 ^{ヘクタール} 程度以上 中型ヘリコプター の離着陸が可能 で、相当機の 駐機が可能	30 ^{ヘクタール} 程度以上 中型ヘリコプター の離着陸が可能 で、相当機の 駐機が可能	10 ^{ヘクタール} 程度以上 ストックヤード 10 ^{ヘクタール} 程度以上	1 ^{ヘクタール} 程度以上 大型・中型ヘリコプター の離着陸が可能
	施設 設備	できれば 倉庫等	できれば 倉庫、宿泊施設等	倉庫等 できれば 宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万トンの級以上の 船舶の係留施設

表2 南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能

分類	機能	主な設置主体
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設置するもの	広域応援部隊の派遣機関
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの	広域応援部隊の派遣機関
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの	県・市町村
航空機用救助活動拠点	救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点 ①災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点 ②甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な空からの救助活動のために活用が想定されることが予想される拠点	県・市町村
広域物資輸送拠点	国が調整して調達する物資を都道府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点に向けて送り出すための拠点であって、都道府県が設置するもの	県
地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点において都道府県が受け入れた国による調達物資を、各市町村に配分する際の受け入れの拠点であり、市町村が設置するもの	市町村
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの	国・県 (港湾管理者)
大規模な広域防災拠点	南海トラフ地震が発生した場合に、都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受け入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点	県

第5章 災害復旧・復興

第1節 復興体制

第1 基本方針

市は、大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備し、大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

なお、市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。

また、被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第2 対策

1 復興計画等の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化したり多数の住民が避難等を余儀なくされ、復興法に定める要件に該当する区域となった場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

2 職員の派遣要請

(1) 国の職員の派遣要請

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号（以下「復興法」という。）」第53条により指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、地方自治法第252条の17の規定により他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2節 公共施設の災害復旧対策

第1 公共事業災害復旧事業

被災した公共施設の復旧にあたっては、原形復旧にとどまらず、被害の状況とその原因を十分検討し、将来における災害の発生を防止するために必要な改良復旧を行うことを原則として、更に関連する事業を積極的に取り入れた計画を策定し、早期復旧を目標にその実施を図る。

したがって、災害復旧計画の策定にあたっては、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、可及的速やかに完了するよう施行の促進を図る。

その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

また、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

[災害復旧事業の種類]

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 道路災害復旧事業
 - (3) 上下水道災害復旧事業
 - (4) 公園災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 住宅災害復旧事業
- 5 社会福祉施設災害復旧事業
- 6 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 7 学校教育施設災害復旧事業
- 8 社会教育施設災害復旧事業
- 9 その他の災害復旧事業

第2 暴力団等への対策

1 復旧・復興事業からの暴力団排除

警察は、暴力団等が、被災地において復旧・復興事業に介入し資金獲得活動を行うことを防止するため、暴力団等の動向把握を徹底する。

また、暴力団等による被災地における不法行為の徹底した取締りと、関係機関、業界団体等が連携し、暴力団等が被災地における復旧・復興事業に参入・介入することを防止するための取組を推進する。

2 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として市及び県が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3節 国による災害復旧事業に伴う財政援助の確保

国による災害復旧事業費の決定は、知事・市長の報告及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算上の措置により、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

そのため関係法令及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助及び助成を受けられるよう必要な措置を講じる。

第1 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法律の定めるところにより又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

第2 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長（災害対策基本法による）の指示に基づく応急措置に要する費用

非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて、市長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうちで、当該市又は県に負担させることが不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。

補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

第3 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、予算の範囲内で、国がその全部若しくは一部を負担し、又は補助する。

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 3 公営住宅法
- 4 土地区画整理法
- 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7 予防接種法
- 8 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 9 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- 10 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
- 11 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費3分の2又は2分の1を国庫補助する。
- 12 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物その他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の3分の2又は5分の4を国庫補助する。

第4 重要物流道路の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるも

のについては、市又は県からの要請により国が代行して実施することができる。

第5 激甚災害の指定

国は著しく激甚である災害が発生した場合は「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」に規定されている事業に対して援助する。

県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、速やかに必要な調査を実施し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。また、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県に提出しなければならない。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業
 - ア 公共的施設区域内
 - イ 公共的施設区域外
- (14) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (4) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (5) 共同利用小型漁船の建造費の補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- (3) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 災害復旧に必要な金融その他の資金

被災した民間施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金、復旧資材等について、あっせん、指導を行うとともに、住宅の復旧資金、生業資金の融資のあっせん等被災者の生活保護の措置を講じて、民生の安定及び社会経済活動の早期回復に努める。

第1 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者等に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、及び株式会社日本政策金融公庫法により融資する。市は、支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

1 天災資金

暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等必要な再生産資金を融資する。

なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付金限度額及び償還年限につき有利な条件で融資する。

2 農林漁業セーフティネット資金

農林漁業者に対し、被害を受けた経営の再建に必要な資金を融資する。

第2 中小企業復興資金

被災した中小企業者に対する資金対策としては、一般金融機関及び株式会社日本政策金融公庫の融資、中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証等があり、これらの融資が円滑に行われるよう、早期に経営の安定が得られるよう、市は、あっせんその他立案措置を実施する。また、必要に応じて相談窓口を設置する。

第3 更生資金

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

一宮市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の立直しに資するために災害援護資金の貸付けを行う。

附属資料第8 一宮市災害弔慰金の支給等に関する条例

2 災害見舞金等の支給

一宮市災害見舞金等の支給に関する条例の規定に基づき、災害により被害を受けた市民に対し、災害見舞金等を支給する。

附属資料第8 一宮市災害見舞金等の支給に関する条例

3 生活福祉資金の貸付

災害により被害を受けた低所得者世帯に対し、災害を受けたことによる経済的困窮から自立更生するため必要な経費として、市社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱の規定に基づき生活福祉資金の貸付けを行う。

4 被災者生活再建支援金の支給

ア 県は、被災者生活再建支援法の規定に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

イ 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。

第4 激甚災害特別貸付金

被災労働者に対し、労働金庫手持ち資金を労働金庫各店を通じて貸付ける。

第5 義援金品の受付及び配分

市は、義援金品の受付窓口を開設し、各方面から被災者に対して預託される義援金品を受け付ける。義援金を配分する場合は、義援金配分委員会を設置し、迅速・公正な配分に努める。また、義援品を配分する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努め、被害、世帯の構成員等に応じた配分計画を立て、早急に配分する。

第6 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

第5節 被災者等の再建等の支援

第1 基本方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

第2 住家の被害認定、罹災証明書等の交付等（市担当部 調査情報部 総括本部）

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、把握した被害情報をもとに、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家の被害の程度を調査・認定し、被災者に罹災証明書を交付する。なお、住家以外に被害が生じた場合、あるいは、市から交付する証明書に住家の被害程度の認定結果の記載を被災者が必要としない場合は、より迅速な生活再建に應えるため、被災の状況を記載した被災証明申請書により証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

なお、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。

第3 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

1 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

2 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第4 住宅の建設等（市担当部 建築部）

住宅を失い、又は損壊等により居住することができなくなった世帯のうち、住宅の建設、修理が困難な者に対する住宅の建設等は、次により行うものとする。

1 応急仮設住宅・応急修理

第4章第26節第3 2「応急仮設住宅の設置及び管理運営」による。

2 災害公営住宅

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は、公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。被害が甚大で市において建設が困難な場合においては、県が市に代わり災害公営住宅を建設する。なお、災害公営住宅等の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

3 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

第5 中部管区行政評価局における措置

中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。

第6節 震災復興都市計画の決定手続き

第1 震災復興都市計画の基本方針

市は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める（手続きの詳細は「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する）。

第2 第一次建築制限について

1 手順

- (1) 市街地の被災状況を把握する。
- (2) 被災状況を踏まえ、第一次建築制限の実施にあたり、県と連絡・調整等を図った上で、発災後14日を目途に建築基準法第84条の区域の指定を行う。
- (3) 市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。

2 指定基準

次の各号に該当する市街地について必要と認めるときは、建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を越えない範囲内において、期間を延長することができる）を定める。

- (1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。
- (2) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第3 第二次建築制限

1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

市及び県は、基本方針を踏まえた上で発災後2カ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、市町村都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定・公表する。

基本計画（骨子案）は、発災後2カ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第84条の区域指定の後、市は、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

第4 復興都市計画事業の都市計画決定について

1 都市復興基本計画の策定と公表

市及び県は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

市は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定に当たっては、復興に関する基本方針、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合計画等を踏まえるものとする。

2 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定に当たっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6カ月を目途）に行うこととする。

一宮市地域防災計画
地震災害対策計画
(2025年度修正)

2026年3月

編集発行

一宮市総合政策部危機管理課

〒491-8501

一宮市本町2丁目5番6号

電話：(0586)28-8959

FAX：(0586)73-9212

Mail：kikikanri@city.ichinomiya.lg.jp